

幹部職員紹介
(産業労働部、労働委員会)

産業労働部長	竹村英樹
産業労働部次長	宮口美範
産業労働部次長兼国際局長	小林拓哉
産業労働部観光局長	白川智子
産業労働部総務課長	西垣鉄也
産業労働部地域経済課長	川西正孝
産業労働部地域経済課経済企画官	中島尚人
産業労働部地域経済課金融官	沖田謙吾
産業労働部地域産業立地課長	大西利政
産業労働部新産業課長	木南晴太
産業労働部新産業課科学振興官	能本達生
産業労働部労政福祉課長	入江浩子
産業労働部労政福祉課就労対策官	平野謙
産業労働部能力開発課長	元佐龍
産業労働部国際局国際課長	杉山尚武
産業労働部観光局観光振興課長	東尾憲秀
労働委員会事務局長	西躰和美
労働委員会事務局総務調整課長	近藤貴彦
労働委員会事務局審査課長	三宅ゆかり

産業労働常任委員会資料

令和4年6月16日

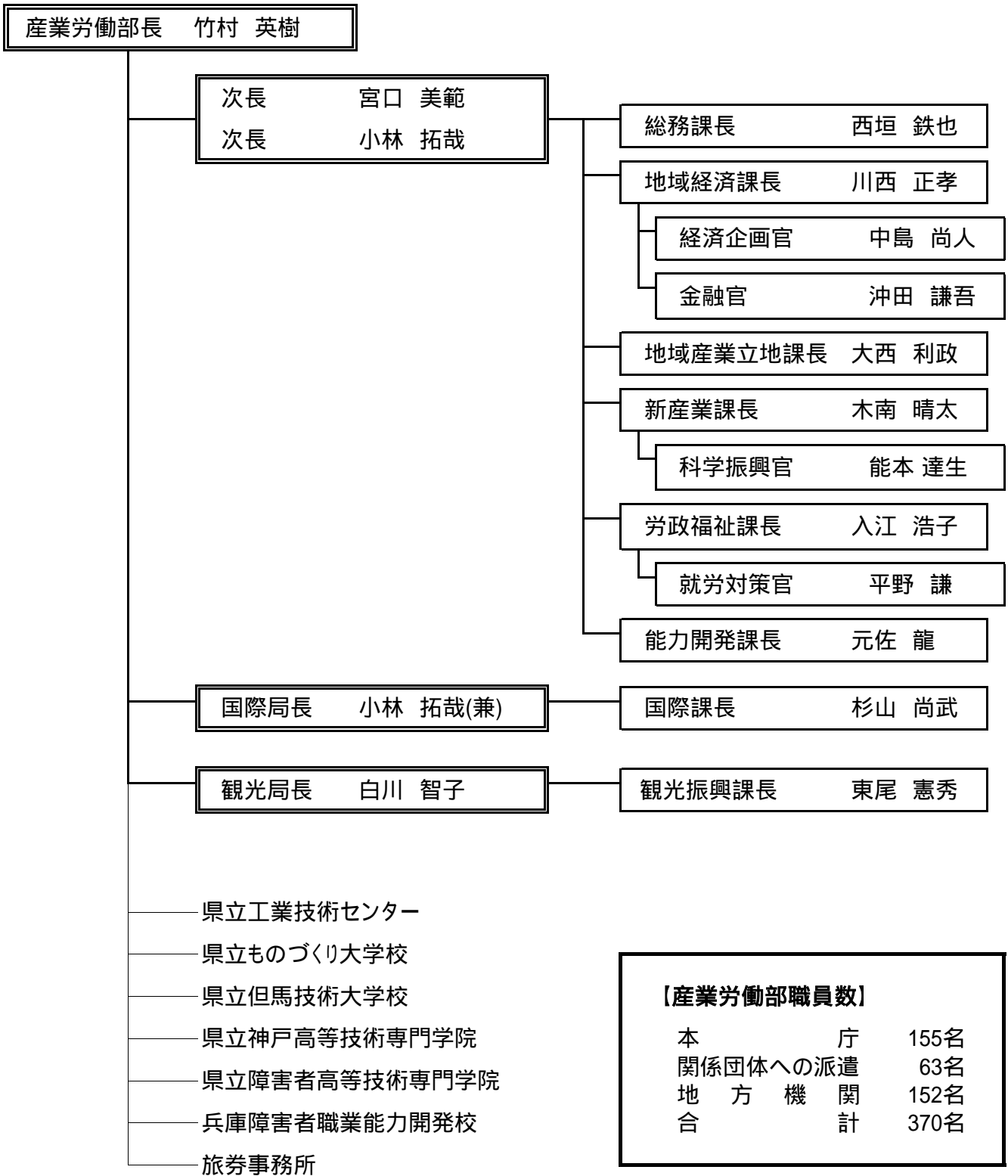
令和4年度産業労働部 重要施策について

兵庫県産業労働部

目次

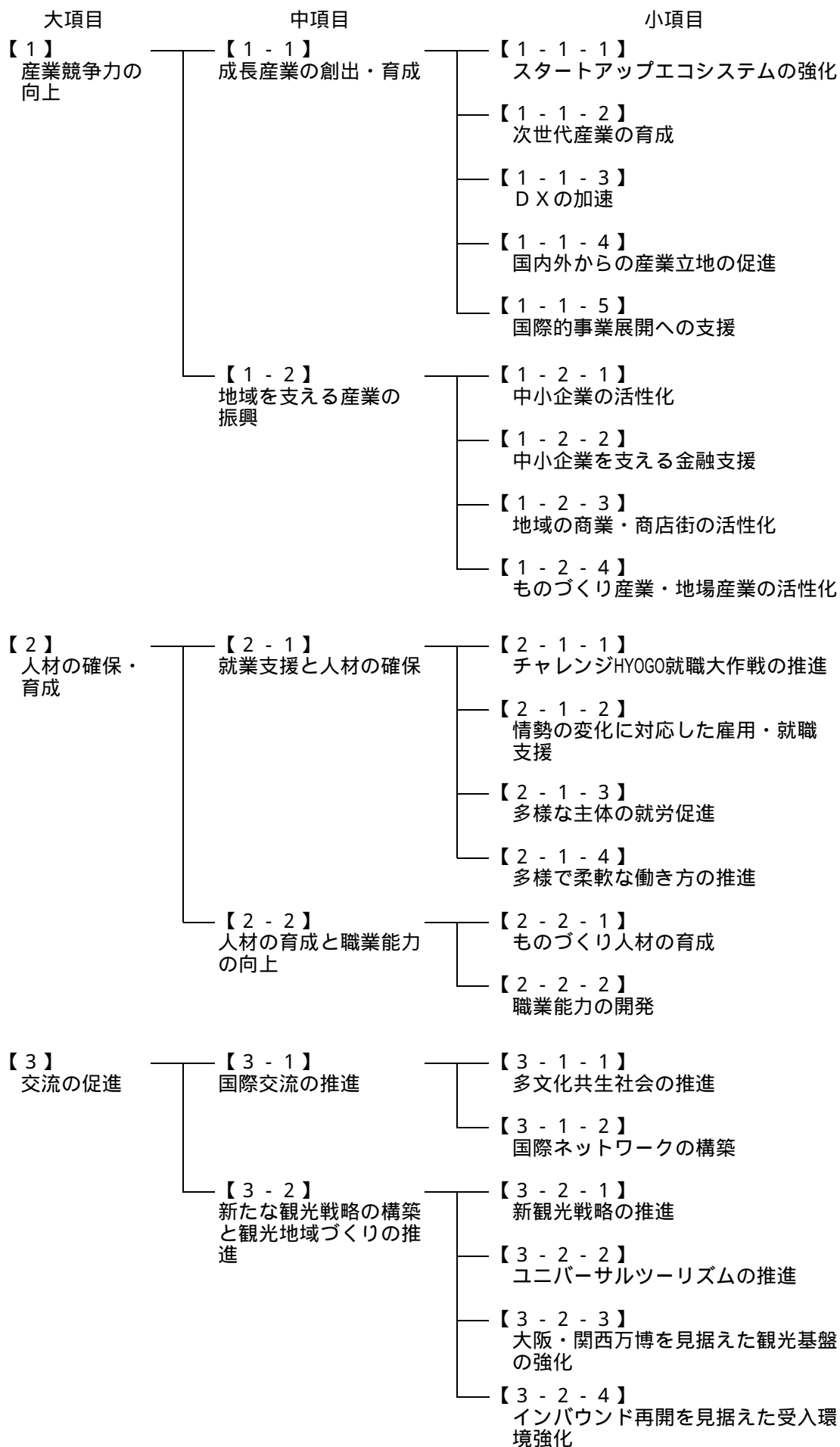
1	組織図	3
2	重要施策体系表	4
3	当初予算	5
4	重要施策	7
5	主要事業	15
	産業競争力の向上	
	1 成長産業の創出・育成	
	(1) スタートアップ・エコシステムの強化	15
	(2) 次世代産業の育成	20
	(3) DXの加速	24
	(4) 国内外からの産業立地の促進	25
	(5) 国際的事業展開への支援	30
	2 地域を支える産業の振興	
	(1) 中小企業の活性化	33
	(2) 中小企業を支える金融支援	39
	(3) 地域の商業・商店街の活性化	43
	(4) ものづくり産業・地場産業の活性化	46
	人材の確保・育成	
	1 就業支援と人材の確保	
	(1) チャレンジHYOGO 就職大作戦	51
	(2) 情勢の変化に対応した雇用・就職支援	55
	(3) 多様な主体の就労促進	57
	(4) 多様で柔軟な働き方の推進	61
	2 人材の育成と職業能力の向上	
	(1) ものづくり人材の育成	66
	(2) 職業能力の開発	68
	交流の促進	
	1 国際交流の推進	
	(1) 多文化共生社会の推進	69
	(2) 国際ネットワークの構築	70
	2 新たな観光戦略の構築と観光地域づくりの推進	
	(1) 新観光戦略の推進	72
	(2) ユニバーサルツーリズムの推進	72
	(3) 大阪・関西万博を見据えた観光基盤の強化	73
	(4) インバウンド再会を見据えた受入環境強化	78

1 組織図



【産業労働部職員数】		
本	庁	155名
関係団体への派遣		63名
地方機関		152名
合	計	370名

2 重要施策体系表



3 当初予算

(一般会計)

(単位：千円)

課名	令和3年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	財源内訳				備考
			国庫支出金	特定財源	起債	一般財源	
総務課	103,442	128,053	0	2,000	0	126,053	
地域経済課	972,975,424	637,609,944	7,143,932	626,587,544	36,900	3,841,568	
融資制度貸付金を除く	8,191,820	6,133,640	111,972	2,146,494	36,900	3,838,274	
地域産業立地課	3,204,060	2,700,452	443,325	205,228	11,200	2,040,699	
新産業課	2,438,191	2,085,954	510,417	970,146	0	605,391	
労政福祉課	4,285,867	2,652,895	1,644,301	614,944	0	393,650	
能力開発課	2,711,169	2,667,304	2,393,558	41,749	0	231,997	
国際局国際課	865,037	837,835	20,130	322,199	0	495,506	
観光局観光振興課	1,122,890	498,933	186,103	14,434	0	298,396	
小計	987,706,080	649,181,370	12,341,766	628,758,244	48,100	8,033,260	
職員費	3,518,039	3,396,083	363,488	105,446	0	2,927,149	
合計	991,224,119	652,577,453	12,705,254	628,863,690	48,100	10,960,409	
融資制度貸付金を除く	26,440,515	21,101,149	5,673,294	4,422,640	48,100	10,957,115	

令和3年度当初予算額に科学振興課分(企画県民部)327,887千円を含む。

(勤労者総合福祉施設整備事業特別会計)

(単位 : 千円)

課 名	令和3年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	財 源		内 訳		備 考
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
労政福祉課	239,646	248,730	0	248,729	0	越 1	

(小規模企業者等振興資金特別会計)

(単位 : 千円)

課 名	令和3年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	財 源		内 訳		備 考
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
地域経済課	2,945,021	2,616,360	0	1,156,357	730,000	越 730,003	
地域産業立地課	108,260	108,398		108,398	0	越 0	
新産業課	204,576	200,608	0	200,608	0	越 0	
合 計	3,257,857	2,925,366	0	1,465,363	730,000	越 730,003	

(基金管理特別会計)

(単位 : 千円)

課 名	令和3年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	財 源		内 訳		備 考
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
新産業課	315,968	304,497	0	304,497	0	越 0	
国際局国際課	866,051	793,426	0	793,426	0	越 0	
合 計	1,182,019	1,097,923	0	1,097,923	0	越 0	

科学技術振興基金含む

4 重要施策

産業競争力の向上

1 成長産業の創出・育成

(1) スタートアップエコシステムの強化

起業プラザひょうごや、UNOPS(国連プロジェクト・サービス機関)のS3i Innovation Centre Japan(Kobe)等との連携により、スタートアップの集積・育成を促進

ア SDGs チャレンジ事業の実施

グローバルなSDGs課題解決に挑むスタートアップの事業構築や海外展開を、県・神戸市・UNOPS連携のもと支援するとともに、令和3年度から支援しているスタートアップには、海外実証等への支援を継続

イ 若者を対象とした「ひょうごスタートアップアカデミー」の開設

社会課題の解決に向け、起業も含め主体的に取り組む若者を育成するため、県内大学と連携した取組を拡充するとともに、県内各地の中高生を対象に、自ら課題を発見し、解決策を考える実践型教育プログラムを実施

ウ 県内コワーキングスペースのネットワーク構築

県内コワーキングスペースの起業家・支援者によるコミュニティを構築し、起業家同士の交流促進による協業・成長機会の創出や、県内外の起業家等の県内コワーキングスペースの利用を促進

エ ポストコロナ再チャレンジ起業家の育成支援

起業に関する困難な経験を活かして再チャレンジを目指す起業家を支援

オ 起業初期段階における資金支援

(ア) ひょうご神戸スタートアップファンドによる支援

飛躍的な成長が期待されるスタートアップ企業を資金面で支援するため、神戸市や県内支援機関、金融機関、民間企業等と連携し、ファンドによる投資を実施

(イ) 多様な主体の起業・創業への支援

多様な人材が活躍しやすい環境を整備するため、新たなビジネス創出に意欲的に取り組む者による起業と成長を支援。経済の再生・活性化を加速化させ新たな課題にも対応していくため、従来のポストコロナ枠(一般枠)に加え、新たに「再チャレンジ枠」を設定

(ウ) ポストコロナ社会において革新的な発想や技術に基づき社会課題解決に取り組むスタートアップを始めとする中小企業等の起業又は新ビジネス創出を支援

(2) 次世代産業の育成

ア 成長産業育成コンソーシアムの推進

次世代産業として成長が期待される4分野について、県内企業、大学・研究機関等で構成する分野別コンソーシアムにおいて、マッチングや助言等の取組をさらに充実し、プロジェクトの具体化を支援

(対象分野：ロボット・AI・IoT、航空・宇宙、環境・エネルギー、健康・医療)

- イ 成長産業における試作開発への支援
 - 成長産業分野への県内中小企業の参入を促進し、成長産業の集積と雇用創出を促進するため、新製品の社会実装を目指す県内中小企業を支援
- ウ 金属新素材研究センターを核とするメタルベルトコンソーシアムの活用
 - 金属新素材製造・加工分野での産業の高付加価値化を促進
- エ 航空産業非破壊検査トレーニングセンターによる検査員養成
 - 航空機関連産業の競争力強化に向け、航空機部品製造所に配置が必要な非破壊検査員を養成
- オ ドローン利活用の更なる強化
 - 次世代産業の創出や県民の安心・安全な暮らしの実現のため、県内の社会的課題、行政課題の解決に資する、ドローンを活用した民間企業の実証実験を実施
- カ スーパーコンピュータの産業利用への支援
 - スーパーコンピュータ「富岳」の立地メリットを活かし、高度計算科学研究支援センターを拠点として、（公財）計算科学振興財団が運営する「FOCUS スパコン」の提供による企業の技術高度化やシミュレーション技術の普及啓発等を支援
- キ SPring-8の産業利用の促進
 - 放射光の産業利用支援拠点である県放射光研究センターを通じて、県ビームラインを企業の研究開発用として利用提供するとともに、企業への放射光利用支援等を実施
- ク イノベーション創出に向けたプロジェクトの推進
 - (ア) 放射光とデータサイエンスの融合利用の促進
 - 放射光を活用したマテリアルズ・インフォマティクス（MI）による革新的材料開発の推進に向けて、専門人材を配置し、企業人材の育成やMI試行の支援等を実施
 - (イ) 先端半導体・次世代電池分野の技術開発の促進
 - デジタル社会や脱炭素社会の実現に向け、本県に立地する科学技術基盤を活用し、先端半導体・次世代電池分野での技術開発拠点の形成を促進
 - (ウ) 健康・医療データを活用したデジタルイノベーションへの支援
 - デジタルヘルスの社会実装化に向け、産官学連携により、現行事業で構築した健康・医療データベース等を活用した実証研究、成果普及や人材育成等を推進
- (3) DXの加速
 - ア ものづくりDX（デジタル化）の推進
 - (ア) スマートものづくりセンター等によるデジタル技術の実装支援
 - 非対面・非接触化など製造現場の新たな動きに対応し、スマートものづくりセンターや新産業創造研究機構での相談機能を充実化、AI・IoT・ロボットの普及を支援
 - (イ) ものづくり企業におけるDX実践と関連人材育成の推進
 - 事業者の業務プロセスやビジネスモデルの見直しに向けたDX実践や関係専門人材の育成を支援するとともに、専門家を派遣し、デジタルツールの導入等を支援
 - (ウ) 中小企業DX人材育成リカレント教育事業の実施
 - ポストコロナ社会の中で着実に成長していくため、不足するDX人材を社員教育で育成する中小企業を支援

(4) 国内外からの産業立地の促進

ア 生産拠点の県内回帰・サプライチェーンの強化・再構築等支援

コロナ禍により特定国・地域に集中するサプライチェーンの脆弱性が顕在化したため、産業立地条例に基づく補助金等により、生産拠点の県内回帰等に取り組む企業を支援

イ 戦略的産業立地の促進

産業の活性化と新たな雇用の創出を図るため、首都圏等において、企業立地セミナーを実施し、本社機能等の誘致を促進

ウ 外国・外資系企業の誘致施策の充実

(ア) 外国企業向け一次進出プロモーションの強化

海外からの一次進出を効果的に取り組むため、ひょうご・神戸の立地環境の魅力を PR する動画を作成し、欧州、米国、中国等の外国・外資系企業立地をさらに促進

(イ) グローバル人材の育成・活用

外資系企業におけるグローバル人材の確保につなげるため、県内の外資系企業と大学生等との交流を目的としたフォーラムを実施

(5) 国際的事業展開への支援

ア 県内企業の海外展開への支援

(ア) 独自ネットワークによる相談・助言体制の構築

ひょうご海外ビジネスセンター、ひょうご国際ビジネスサポートデスク、海外事務所等のネットワークを活用し、県内企業への相談・助言体制を構築

(イ) ポストコロナに対応した販路開拓等への支援

中小企業海外展開支援助成金事業において、越境 EC やオンライン展示会への出展による販路開拓に取り組む企業等を支援するほか、既に海外展開中の県内中小企業がコロナ禍で生じた課題に対応するために要する経費を助成

2 地域を支える産業の振興

(1) 中小企業の活性化

ア 商工会・商工会議所による経営支援

商工会・商工会議所が実施する地域産業の競争強化や地域資源を活用した新事業展開の取組に加え、ポストコロナ社会における地域経済の早期再起を促す取組を支援

また、コロナ禍の影響により増加する窓口相談に対応するため、商工会・商工会議所に臨時枠を設け、OB等を雇用する経費を支援し、相談機能を強化

(相談機能の強化は、令和3年度2月経済対策補正)

イ 事業承継の支援

事業承継を躊躇する中小企業を後押しするため、事業承継時に発生する経費の補助等により円滑な事業承継を支援

ウ ひょうご産業 SDGs 推進宣言事業の実施

ポストコロナ社会で、より企業に求められる SDGs の達成に向けて、取組を行う中小企業の推進宣言登録制度の実施や、宣言企業等の取組を支援

エ 中小企業新事業展開応援事業(令和3年度12月補正)

コロナ禍の環境変化に応じたビジネスモデルの再構築や新たな事業展開に取り組む県内中小企業の取組を支援

オ 中小企業等における経営改善・成長力強化への支援

事業者の経営状況を熟知した金融機関が、地域の中小企業支援機関として事業者に対して実施する金融・非金融両面の総合的な伴走支援に補助を行い、県・金融機関が協調して事業者の経営改善を促進

(2) 中小企業を支える金融支援

ア 中小企業融資制度による支援

(ア) 融資枠の確保

新型コロナウイルス感染症による経済的影響の長期化や急激な経済状況の悪化等の万が一のリスクに備え、コロナ禍前の融資枠の1.5倍となる5,000億円を確保

(イ) コロナ対策資金

国の動向(SN保証4号延長等)に合わせて延長

(ウ) 伴走型経営支援特別貸付の借換要件緩和

中小企業者の返済負担軽減や早期の経営改善のため、金融機関がより伴走支援しやすいよう、借換対象要件の緩和を実施

(エ) 貸付メニューの見直し

中小企業者や金融機関が分かりやすいよう貸付メニューを整理・統合するとともに、他資金で対応可能なものを廃止(コロナ対策資金を除く、現行40メニュー→23メニュー)

(3) 地域の商業・商店街の活性化

ア 魅力ある商店街づくりの推進

イベント等による集客や施設・環境整備による商店街の魅力づくり等を支援

イ 商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業

商店街活動に積極的に参加する若者や女性の空き店舗への新規出店を支援

ウ がんばろう商店街お買い物キャンペーン(令和3年度2月経済対策補正)

消費の落ち込みを回復するため、商店街等が取り組む期間限定のプレミアム付商品券発行等を支援

(4) ものづくり産業・地場産業の活性化

ア 地場産業におけるSDGsの取組の推進

ポストコロナ社会を見据え、SDGsの視点から地場産業のブランド価値を高め、地場産品の魅力向上を図るため、産地組合によるSDGsへの取組を支援

イ 地場産業のブランド化

産地のブランド力向上の取組やイベント、インフルエンサーを活用した情報発信を支援

ウ ひょうごの地場産業元気づくりキャンペーン(令和3年度2月経済対策補正)

多くの産地でコロナ禍前より売上が減少していることを踏まえ、地場産品の消費拡大のための産地横断型キャンペーンを実施

人材の確保・育成

1 就業支援と人材の確保

(1) チャレンジ HYOGO 就職大作戦の推進

ア UJIターン就職と理工系人材獲得の促進

(ア) 求人情報を提供するマッチングサイトの運営

県内企業の求人情報を掲載するマッチングサイトを運営し、移住支援金の支給対象となる求人情報やそれ以外の県内求人情報、県内企業の魅力などを掲載し、首都圏からの県内就職希望者等と県内企業をマッチング

(イ) おためし企業体験事業の実施

学生未来会議の意見等も踏まえ、首都圏在住求職者、就職氷河期世代等の不安定就労者や未就職者等に対し、求職者の適性にあった企業への就職を支援

(ウ) 理工系人材の獲得促進

県内外の理工系大学及び学生と、県内の製造業を営む中小企業とのマッチング機会を創出し、理工系人材の獲得を支援

イ 若者や女性の県内就職の促進

(ア) 高校生に対する県内企業PR

県内企業の魅力を社員のメッセージとともに紹介するガイドブックを活用した企業情報の発信に加え、新たに県内企業による高校への出前授業を実施し、就職意欲の醸成や企業との交流を図り県内就職を促進

(イ) 大学生と県内企業とのマッチング支援

相談から就職までワンストップサービスを提供する若者しごと倶楽部での支援、合同企業説明会の開催、インターンシップなどにより、卒業後の県内就職を促進

(ウ) 女子学生の県内企業とのマッチング支援

県内大学の女子学生比率が高いという地の利を活かし、経営層との座談会やキャリアプラン形成支援により女子学生の県内企業への就職を促進

(2) 情勢の変化に対応した雇用・就職支援

ア ひょうご・しごと情報広場における就職支援

就職希望者に対し、世代に応じた就職相談・就業マッチング等きめ細やかな支援を通じて、就職までの一貫したワンストップサービスを提供

イ 緊急対応型雇用創出事業

コロナ禍により離職を余儀なくされた労働者等に対して、雇用・就業機会を創出

ウ コロナ就職氷河期対策就職支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響による第二の就職氷河期を作り出さないように学生等のニーズが高いワーク・ライフ・バランスに取り組む企業と合同企業説明会によるマッチングの場を提供

(3) 多様な主体の就労促進

ア 障害者の就労促進

障害者の雇用・就労を促進するため、県独自のジョブコーチ派遣による伴走型支援のほか、関係機関と連携し、障害特性に応じた雇用・就労・職場定着支援等を実施

イ シニア世代の就労支援

ひょうご・しごと情報広場におけるシニア就労相談窓口に加え、新たに、社会貢献や生きがいを目的とした就労希望を叶える支援窓口を設置するなど、シニア世代の多様な働き方の支援体制を強化

ウ 外国人労働者の受入拡大

(ア) 外国人留学生の県内中小企業等への就職の促進

県内中小企業の海外での事業展開に向けて、現地事情に精通した外国人留学生の活用が求められているため、低学年向け就職準備講座等を新たに実施するなど、外国人留学生の就職支援を充実

(イ) 外国人雇用 HYOGO サポートデスク事業

県内企業の適正な外国人雇用を支援するため、外国人受入に関する制度周知や相談対応を実施

エ 刑務所出所者等の雇用促進

刑務所出所者等を雇い入れた雇用主に対し、雇い入れ直後の給与及び研修に要する経費の一部を補助。雇用主の負担軽減及び刑務所出所者等の雇い入れを促進

(4) 多様で柔軟な働き方の推進

ア ワーク・ライフ・バランスの推進

若者や女性の離職防止・県内定着に向け、ひょうご仕事と生活センターを拠点として、ワーク・ライフ・バランスを全県的に推進するための取組を実施

イ テレワーク・ワーケーションの推進

企業等におけるテレワークの導入から定着までのサポートを総合的に実施するため、ひょうご仕事と生活センターにテレワークサポートセンターを設置するとともに、ワーケーションの推進を実施

ウ 労働者協同組合法の普及啓発

労働者が出資し経営に参画できる労働者協同組合法の施行(令和4年10月)にあわせ多様な就労機会の創出に向けて、制度の広報、事前相談、フォーラム等を実施

2 人材の育成と職業能力の向上

(1) ものづくり人材の育成

ア 学生への本格的なものづくり体験の実施

本県産業の礎となるものづくり技能者の後継育成に繋げるため、小学生から高校生を対象に本格的なものづくり体験の機会と場を提供

イ 先端高度加工機器を活用した中小企業の技術力向上支援
本県製造業の高度化に向け、工作機械メーカーと連携し、ものづくり大学校において、ものづくり人材の育成や、中小企業に対する高度技術の普及啓発を実施

(2) 職業能力の開発

公共職業能力開発施設や民間教育訓練機関（委託訓練）において、離転職者、新規学卒者、企業在職者、障害者等の個々のニーズにマッチした職業訓練を実施

交流の促進

1 国際交流の推進

(1) 多文化共生社会の推進

ア 外国人県民安全・安心基盤整備

災害時・緊急時等に、情報を翻訳し、外国人相談窓口にて提供。また、地域において、市町・市町国際交流協会、外国人コミュニティ、支援団体、雇用企業等と連携して、情報伝達の体制を構築するとともに、外国人県民への防災意識啓発を実施

(2) 国際ネットワークの構築

ア 友好・姉妹州省との周年記念事業等の実施

友好提携周年記念事業を実施し、交流を推進

イ 外国への情報発信

初版作成から 20 年以上が経過している県紹介パンフレットを全面改定。外国貴賓の来県、国際会議、友好州省等との交流事業等の機会に活用し、海外へ情報を発信

2 新たな観光戦略の構築と観光地域づくりの推進

(1) 新観光戦略の推進

現行のツーリズム戦略(2020～2022 年度)策定時からのコロナ禍によるインバウンドの消失や旅行志向の変化等に対応し、2025 大阪・関西万博の開催など誘客拡大の好機を捉え、新たな観光戦略を策定

(2) ユニバーサルツーリズムの推進

高齢者や障害者等、移動や宿泊などに困難を伴う方が旅行しやすいユニバーサルツーリズムを一層推進するため、人材育成等による受入体制の強化やモニターツアー等による情報発信を展開

(3) 大阪・関西万博を見据えた観光基盤の強化

ア 兵庫デスティネーションキャンペーンの展開

コロナ禍により、深刻な影響を受けた兵庫観光の再生を図り、兵庫ブランド力の強化を図るため、令和5年度に予定されている「兵庫デスティネーションキャンペーン」をプレ実施

イ 体験・周遊滞在型ツアーの造成

県内各地の観光協会・民間事業者等から地域資源を活かした体験型の観光コンテンツを募集。ひょうご観光本部とともに磨き上げ、国内外の旅行会社において、体験コンテンツと組み合わせたツアー商品化、販売・プロモーションを展開

ウ ふるさと桜づつみ回廊プロジェクトの実施

インバウンド観光の需要回復を図るとともに、大阪・関西万博来場者の周遊促進を図るため、本県の瀬戸内海から日本海まで周遊・滞在するインバウンド向け広域ルートを開発

エ 観光・特産品の首都圏プロモーションの実施

コロナ禍により打撃を受けた県内観光・地場産業の需要回復に向け、大阪・関西万博におけるフィールドパビリオン展開を見据えた、上質かつホンモノ志向の「ひょうごブランド」確立を図るため、新たな観光・特産品の首都圏プロモーションをモデル事業として実施

オ 旅行・宿泊割引支援事業の展開（令和3年度2月経済対策補正）

コロナ禍で減少した過去2年間の宿泊需要の落ち込み(約1,000万泊)の回復を図るため、その半数程度の支援を目標に県民割、Go To トラベル(国)、旅行・宿泊割引支援事業(県)と、継続した支援を実施

(4) インバウンド再開を見据えた受入環境強化

ア 大阪湾水上交通観光圏の形成

インバウンドの本格回復に向け、水上交通観光圏を形成し、2025大阪・関西万博来場者の兵庫周遊を促進

イ 海外プロモーションの実施

アジア近距離市場をメインターゲットとし、継続的な情報発信による認知度向上、五国に精通した通訳案内士の養成、魅力的な旅行商品・ツアー造成等を推進

5 主要事業

(注1)【新】新規施策 【拡】拡充施策
(注2)新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて、事業が中止・延期となる場合有

産業競争力の向上

1 成長産業の創出・育成

(1) スタートアップエコシステムの強化

起業・創業支援の強化(499,069千円)(新産業課)

起業プラザひょうごや、^{ユノップス}UNOPS(国連プロジェクト・サービス機関)^{ISSJ-PI}のS3i Innovation Centre Japan(Kobe)等との連携により、スタートアップの集積・育成を促進
ア【拡】SDGs チャレンジ事業の実施(50,000千円)

グローバルなSDGs課題解決に挑むスタートアップの事業構築や海外展開を、県・神戸市・UNOPS連携のもと支援するとともに、令和3年度から支援しているスタートアップには、海外実証等への支援を継続

(ア)事業内容 SDGs課題解決に資するセミナー・イベント開催
有力なビジネスプランのブラッシュアップ
海外実証及び展開に向けた支援 等

(イ)対象企業 20社程度

(ウ)実施手法 民間委託

イ ^{ユノップス ISSJ-PI}UNOPS・S3i Innovation Centre Japan(Kobe)の運営支援(9,100千円)

UNOPSイノベーション拠点の運営支援により、SDGs課題解決に取り組むスタートアップと県内起業家の連携・交流を促進

(ア)設置場所 三井住友銀行神戸本部ビル2階(神戸市中央区)

(イ)開設時期 令和2年11月

(ウ)取組内容 課題解決型サービスを提供するスタートアップの育成支援
起業プラザ会員との交流 等

ウ【新】若者を対象とした「ひょうごスタートアップアカデミー」の開設(60,231千円)

社会課題の解決に向け、起業も含め主体的に取り組む若者を育成するため、県内大学と連携した取組を拡充するとともに、県内各地の中高生を対象に、自ら課題を発見し、解決策を考える実践型教育プログラムを実施

(ア)BizWorldプログラムのモデル導入

県内の中学校・高校に、各学校の事情に応じてBizWorld()のプログラムをモデル導入

シリコンバレーで生まれた、課題解決型のアントレプレナーシップ教育プログラム。小中高生が起業家精神、ビジネス及び金融の基本を実践を通じて学ぶこ

とができる。

(イ)高校生を対象とするトライアルの実施

- a 開催時期 令和4年7月
- b 開催場所 起業プラザひょうご(神戸、尼崎、姫路)の3箇所
- c 実施回数 各箇所1回
- d 参加者数 30人程度/回

(ウ)県内大学と連携した起業人材育成

大学生等を対象とした起業人材育成講座を実施(4大学)

(I)ひょうごスタートアップ甲子園(仮称)の開催

- a 開催時期 令和5年3月
- b 開催場所 神戸市内(オンラインによる同時中継)
- c 参加者数 200人程度

エ【拡】「起業プラザひょうご(神戸・姫路・尼崎)」の運営(56,211千円)

起業・創業の機運醸成、起業家の成長支援を目的に、起業の場の提供と交流機能を備えた「起業プラザひょうご」を運営。

起業プラザひょうごの成果や、起業の機運の盛り上げりを全県に波及させるため、姫路市・尼崎市と連携のもと起業支援の地域拠点を設置し、各地で活躍する起業家を支援

(ア)施設概要・機能(設置者:(公財)ひょうご産業活性化センター)

区分	場所	特色	主な設備・ソフト支援機能
神戸	神戸市中央区	SMBC(hoops link kobe)、UNOPSと連携したスタートアップ支援	【設備】 コワーキングスペース : 起業家同士の交流の促進 ワーキングデスク・スモールオフィス : 低廉な価格の専有オフィス ミーティングルーム 【ソフト支援機能】 専門家相談機能(土業、金融機関等) 起業家コミュニティの活性化 コーディネーターによる情報提供
姫路	姫路市本町	スモールビジネスや女性・若者向け創業支援策の充実	
尼崎	尼崎市昭和通	尼崎創業支援オフィス(ABIZ)との一体運用による伴走型支援	

(イ)起業プラザひょうご神戸

〔設置場所〕神戸市中央区浪花町56 三井住友銀行神戸本部ビル2F

〔運営委託先〕(特非)コミュニティリンク

〔会員費〕・基本会員:5,000円(学生半額)

・ワーキングデスク:5,000円~(全16席)

・スモールオフィス:3,000円×m²(全17室)

(ウ)起業プラザひょうご姫路

〔設置場所〕姫路市本町127番地 大手前ダイネンBLD. 3F

〔運営委託先〕(特非)姫路コンベンションサポート

〔会員費〕・基本会員:5,000円(学生半額)

・スモールオフィス:8,000円~(全9室)

(I) 起業プラザひょうご尼崎

〔 設置場所 〕 尼崎市昭和通 2 丁目 6 -68

〔 運営委託先 〕 (公財) 尼崎地域産業活性化機構

〔 会員費 〕 ・基本会員：4,000 円 ・スモールオフィス：11,000 円～ (全 9 室)

(ハ) 県内コワーキングスペースのネットワーク構築

県内コワーキングスペースの起業家・支援者によるコミュニティを構築し、
起業家同士の交流促進による協業・成長機会の創出や、県内外の起業家等の県内コ
ワーキングスペースの利用を促進

オ【新】ポストコロナ再チャレンジ起業家の育成支援(20,000 千円)

起業に関する困難な経験を活かして再チャレンジを目指す起業家を支援

(ア) 対象者 過去に起業を経験し、再起業や新規事業立ち上げを目指している者

(イ) 内容 自らの定めたミッション、ビジネスモデル、事業計画までを一貫して
練り上げていく、事業実現のためのプログラムを実施

(ウ) 実施場所 起業プラザひょうご等

カ ひょうご神戸スタートアップファンドによる支援

飛躍的な成長が期待されるスタートアップ企業を資金面で支援するため、神戸市や
県内支援機関、金融機関、民間企業等と連携し、ファンドによる投資を実施

(ア) 資金規模 約 11 億円 (本県は公益財団法人ひょうご産業活性化センターが出資
する 2 億円を支援)

(イ) 運用期間 令和 3 年 3 月～令和 13 年 3 月 (10 年以内 (最大 3 年間の延長あり))

(ウ) 投資対象 県内に本社または拠点を有する、または今後県内に拠点を整備する予定
のあるシード期、または、アーリー期のスタートアップ企業 等

()シード期：事業成立期(起業前後)、アーリー期：事業が軌道に乗るまでの時期

キ【拡】起業家への支援 (241,047 千円)

多様な人材が活躍しやすい環境を整備するため、新たなビジネス創出に意欲的に取
り組む者による起業と成長を支援。経済の再生・活性化を加速化させ新たな課題にも
対応していくため、従来のポストコロナ枠(一般枠)に加え、新たに「再チャレンジ枠」
を設定

(制度概要)

区分	一般事業枠		社会的事業枠		就職氷河 期世代枠	ポストコロナ枠	
	一般枠	ふるさと枠	一般枠	東京23区		一般枠	再チャレンジ 枠
財源	超過課税	超過課税	国庫1/2	国庫1/2	国庫3/4	国庫10/10	国庫10/10
対象事業	地域経済の活性化に資する事業					ポストコロナの地 域経済再生・ 活性化に資 する事業	
対象者	有望なビジネスプランを有し、県内で起業する者						
		県外から県 内に移住・ 起業する者		東京23区等 から県内に 移住・起業 する者	就職氷河期 世代		・起業経験者 であり、再 起業を目指 する者
対象 経費	起業に要 する経費	1,000千円以内					
	空き家 改修費用 移転経費	1,000千円以内					
件数	-	1,000千円以内	-	-	-	-	-
	60件	20件	25件	5件	20件	30件	30件

地域の課題解決に資する事業

ク ポストコロナ・チャレンジ支援事業の実施（30,000 千円）

【令和3年度2月経済対策補正】

ポストコロナ社会において革新的な発想や技術に基づき社会課題解決に取り組む
スタートアップを始めとする中小企業等の起業又は新ビジネス創出を支援

(ア) 補助対象 中小企業の新ビジネス創出や社内ベンチャー

(イ) 補助金額 上限 200 万円（空き家活用の場合、別途 100 万円）

(ウ) 補助率 1/2

ケ コワーキングスペースの開設支援（25,591 千円）

地域における起業拠点を創出するとともに、テレワーク・副業等の多様な働き方に対応するため、コワーキングスペースの開設を支援

(ア) 補助上限額等

対象経費	補助期間	運営支援型	整備支援型
建物改修費	開設時	1,000 千円	5,000 千円
空き家改修の場合		+1,000 千円	+1,000 千円
事務機器取得費		500 千円	500 千円
賃借料	3 年間	600～900 千円/年 地域により異なる	-
通信回線使用料		600 千円/年	-
人件費 (高度 IT 人材)		1,000 千円/人・年 (IT 事業を行う場合)	-
補助上限額(3 年間)		9,000 千円	5,500 千円
空き家改修の場合		10,000 千円	6,500 千円
補助件数		3 件	5 件
対象地域		全県	全県
補助率		1/2 (県 1/4、市町 1/4) 人件費は定額	1/2 (県 1/4、市町 1/4)

コ ひょうご農工商連携ファンド(6,889千円)

(公財)ひょうご産業活性化センターが基金運用益等を活用し、県内の中小企業者と農林漁業者の連携による新商品・新サービスの開発や販路開拓等を支援

〔ファンド概要〕

運用期間	令和3年3月～令和13年3月(10年間)
資金規模	25.8億円 (内訳) 県 : 0.1億円 (公財)ひょうご産業活性化センター : 2.7億円 (独)中小企業基盤整備機構 : 20.0億円 県内金融機関 : 3.0億円
支援対象	中小企業者等と農林漁業者の連携体による新商品開発、販路開拓
運用期間	10年間
支援方法	補助金の交付
支援内容	補助上限4,000千円(補助率2/3 補助対象期間:2年以内)
助成件数	5件/年
事業規模	25,000千円(事務費等含む) (財源)ファンド運用益 18,111千円 県交付金 6,889千円

起業・創業時の金融支援

ア 新規開業貸付による支援(地域経済課)(P40参照)

IT企業の進出支援(89,545千円)(新産業課)

ア IT戦略推進事業(59,100千円)

イノベーションの創出や情報通信産業の振興、地域活性化を図るため、新たにIT事業所を開設する事業者等に対し、事業所の立上げに必要な経費を補助

【補助上限額等】

対象経費	補助期間	IT事業所開設支援 ¹	ITカリスマによる事業所開設支援 ²
建物改修費	開設時	1,000千円	
空き家改修の場合		+1,000千円	
事務機器取得費	3年間	500千円	
賃借料		600～900千円/年 地域により異なる	
通信回線使用料		600千円/年	
人件費(高度IT人材)		2,000千円/人年	10,000千円/人年
補助上限額(3年間)		12,000千円	36,000千円
空き家改修の場合		13,000千円	37,000千円
補助件数		12件	1件
対象地域	全県		
補助率	1/2(県1/4、市町1/4) 人件費は定額(県:市町=1:1)		

- 1 IT事業所：高度IT技術を有し、今後成長が見込まれる起業家等
- 2 ITカリスマ：IT事業所の集積、成長型起業家等の育成、県内IT事業所へのアドバイス、コーディネート等ができるカリスマ人材

イ 地域IT人材育成事業（30,445千円）

県内に事業所を有するIT事業者等が、地域の多様な主体と連携し、ITを活用できる多様な人材を育成しつつ、地域課題の解決を目指す実証事業等を実施

- (ア) 対象者 県内に事業所を有するIT事業者等
- (イ) 対象事業 地域課題の解決に向けて実施する実証事業
- (ウ) 実施手法 委託（1件あたり上限2,000千円）
- (エ) 件数 10件

(2) 次世代産業の育成

次世代産業の競争力強化（262,514千円）

ア 成長産業育成コンソーシアム推進事業（16,910千円）（新産業課）

次世代成長産業として期待される4分野について、県内企業、大学・研究機関等で構成する分野別コンソーシアムにおいて、マッチングや助言等の取組を展開し、プロジェクトの具体化を支援（対象分野：ロボット・AI・IoT、航空・宇宙、環境・エネルギー、健康・医療）

- (ア) プロジェクト企画会議の開催
国等の研究開発プロジェクトの募集内容をふまえたマッチングの検討や、コンソーシアム発のプロジェクトの進捗管理、指導、助言を実施
- (イ) ネットワーキング交流会の開催
コンソーシアムに参画する企業、大学・研究機関等が一堂に会し、企業ニーズや技術シーズ等を情報交換
- (ウ) 企業コンサルティングの実施
- (エ) 「成長産業育成のための研究開発への支援」事業を活用した成長産業育成コンソーシアム発研究への支援

イ【新】成長産業における試作開発への支援（30,000千円）（新産業課）

成長産業分野への県内中小企業の参入を促進し、成長産業の集積と雇用創出を促進するため、新製品の社会実装を目指す県内中小企業を支援

- (ア) 内容 県内中小企業による新製品の試作開発を支援
- (イ) 対象分野 航空・宇宙、環境、エネルギー（水素・蓄電池含む）、健康、医療
分野共通の製品（半導体等）も対象
- (ウ) 補助金額 上限300万円
- (エ) 補助率 1/2
- (オ) 補助件数 10件
- (カ) 実施手法 NIRO（新産業創造研究機構）に補助

ウ ひょうごメタルベルトを中核とした金属新素材開発普及事業(35,405千円)(地域産業立地課)
工業技術センターのサテライトとして設置した「金属新素材研究センター」を核として、高付加価値化を実現する金属新素材の製造や3D造形技術の開発を通じた技術移転を推進

(ア) 設置場所 兵庫県立大学姫路工学キャンパス内

(イ) 推進体制 a 研究は県立大学と連携して実施

b ひょうごメタルベルトコンソーシアムによる推進

(兵庫県立大学を中核に、企業等による産学官連携体制を構築)

エ 航空産業非破壊検査トレーニングセンターの運営(21,513千円)(地域産業立地課)

航空機関連産業の競争力強化に向け、航空機部品製造所に配置が必要な県内航空機関連産業の競争力強化、受注拡大等を促進するため、航空機部品等の製造に必要な非破壊検査員を養成するトレーニングセンターを運営

(ア) 設置場所 県立工業技術センター

(イ) 講座内容 浸透探傷検査(PT)・磁粉探傷検査(MT)・超音波探傷検査(UT)

の座学・実習訓練による検査員の養成

(ウ) 再講習の実施 国際基準に基づく資格試験の不合格者等が、再試験受講前に必要な再講習を実施

オ 成長産業育成のための研究開発への支援(72,118千円)(地域産業立地課)

成長産業分野の事業拡大・新規参入を促進するため、産学官連携による本格的な研究開発への移行を目指す萌芽的な研究プロジェクトを支援

【制度概要】

区分	可能性調査・研究	応用ステージ研究	成長産業育成 コンソーシアム発研究
対象者	産学官で構成される共同研究チーム (県内中小企業1者以上)		同左 (県内中小企業2者以上)
対象分野	航空・宇宙、ロボット、環境・エネルギー(水素含む)・電池、健康医療、新素材・半導体、オンリーワン技術、AI・IoT・ビッグデータ、自動運転・ドローン		ロボット・AI・IoT、 航空・宇宙、環境・エネルギー(水素含む)、健康・医療等
補助内容	研究会開催、文献調査、予備的実験等	本格的実験、コンピュータシミュレーション、DNA解析等	本格的実験、コンピュータシミュレーション、DNA解析等
対象経費	研究(調査、試験分析・試作を含む)に必要な経費		
補助金額	10~100万円	100~1,000万円	10~2,000万円

カ ドローン利活用の更なる強化(63,568千円)(新産業課)

次世代産業の創出や県民の安心・安全な暮らしの実現のため、県内の社会的課題、行政課題の解決に資する、ドローンを活用した民間企業の実証実験を実施

(ア) 利活用検証の実施

a 官民連携での利活用検証

(a)社会課題、行政課題を解決するためのドローン利活用検証を実施

想定分野（例）

分野	内容
環境	工業地帯周辺の大気汚染観測
点検	交通インフラ（鉄道施設、航空施設）の点検
物流	市街地での採算性を確保した物流
観光	遠隔操作でのリアルタイム観光

b 有識者会議の開催

有識者からの意見を聴取し、費用対効果、制度面での実用可能性等を検討

c 普及啓発活動

実証実験で得られた成果を HP 等で全国に発信し、国や他自治体との意見交換を実施する

キ ドローン活用人材育成事業（15,000 千円）（新産業課）

ドローンの導入により業務の効率化、生産性の向上をめざす県内事業者に対して、県内のドローンスクール協力の下、ドローンの操縦技術の習得に向けた座学講習と実フィールドでの実習をあわせた研修を実施

(ア)対象企業 ドローンの活用を進める県内中小企業 30 社程度

(イ)実施手法 県内ドローンスクールに委託

ク 国際フロンティア産業メッセ 2022 の開催（8,000 千円）（地域産業立地課）

国内外の企業、研究機関等の先進的な技術・ビジネスに関する展示を通じて、新たな技術開発の提携や販路開拓を支援する国際フロンティア産業メッセ 2022 を開催

(ア)開催時期 令和4年9月

(イ)開催場所 神戸国際展示場

科学技術基盤の民間活用の推進（314,264 千円）（新産業課）

ア スーパーコンピュータの産業利用への支援（123,795 千円）

スーパーコンピュータ「富岳」の立地メリットを活かし、高度計算科学研究支援センターを拠点として、(公財)計算科学振興財団が運営する「FOCUS スパコン」の提供による企業の技術高度化やシミュレーション技術の普及啓発等を神戸市と協調して支援

(ア) 大学・企業の研究活動の支援

a 「FOCUS スパコン」の利用提供

国資金を活用して整備された国内唯一の産業利用向けの公的スーパーコンピュータ「FOCUS スパコン」を企業等の利用に提供

b 「HPCI アクセスポイント神戸」の運営

「富岳」を中核とする HPCI () の産業利用の拠点「HPCI アクセスポイント神戸」を設置し、HPCI の産業利用を促進

HPCI (High Performance Computing Infrastructure)

「富岳」を中核として国内の大学等のスパコンを繋いだ高速ネットワーク環境

(イ) シミュレーション技術等の普及

- a 技術高度化コンサルティングの実施
シミュレーション技術等の活用に関する企業ニーズを把握し、技術の高度化を支援するため、企業コンサルティングを実施
- b 実践的な企業技術者の人材育成やセミナー等の開催
スパコンを利用した研究成果や産業界での先進的な利用事例を紹介する技術者向けセミナーやシンポジウムを開催
- (ウ) スーパーコンピューティング研究教育拠点（COE）の形成
県と神戸市が共同で、「富岳」を活用した研究への助成を実施。社会課題の解決に資する最先端研究を支援するとともに、理研と県立大学による人材育成活動等の推進により、「富岳」を中核とする計算科学分野の研究教育拠点（COE）を形成
- (I) 先端技術人材の集積促進
県外高度人材と県内産業界・研究機関等との更なるネットワーク強化や技術交流機会の創出により「富岳」に向けた環境を整備
- イ SPring-8 の産業利用の促進（64,655 千円）
放射光の産業利用支援拠点である県放射光研究センターを通じて、県ビームラインを企業の研究開発用として利用提供するとともに、企業への放射光利用支援等を実施
 - (ア) 県ビームラインの利用提供
2本の県ビームラインを企業の研究開発用に利用提供。高度化した最先端の実験環境を生かし、放射光とデータサイエンスの融合利用による新規ユーザー獲得にも注力
 - (イ) 企業への技術相談・助言
コーディネーターや研究員が放射光利用に関心を持つ企業の技術相談に応じるほか、企業の SPring-8 利用に向けた助言を実施
 - (ウ) ひょうご SPring-8 賞による顕彰
SPring-8 を活用して社会経済発展に寄与する研究成果をあげた研究者等を顕彰
- ウ【拡】イノベーション創出に向けたプロジェクトの推進（65,224 千円）
 - (ア) 放射光とデータサイエンスの融合利用の促進
放射光の産業利用ニーズの変化に対応するため、マテリアルズ・インフォマティクス（MI）活用企業の裾野拡大や、放射光利用における MI 活用支援等を通じて、企業の新材料開発等を促進
 - a 兵庫県マテリアルズ・インフォマティクス研究会による人材育成
MI に関心のある SPring-8 ユーザーで構成する「兵庫県マテリアルズ・インフォマティクス研究会」を運営し、MI 活用企業の裾野拡大に向けた人材育成（講演会、実習等）を実施
 - b 県放射光研究センターによるマテリアルズ・インフォマティクスの活用支援
県放射光研究センターの MI 推進機能（MI 推進リーダーによる指導・助言、IT 企業等を活用した MI 技術支援、複合材料のデータ取得に優れたラボ装置）や、MI 対応の機能を有する県ビームラインを活用して、県内中小企業等の MI 活用を支援
 - (イ) 【新】先端半導体・次世代電池の技術開発の促進
デジタル社会や脱炭素社会の実現に向け、本県に立地する科学技術基盤を活用し、

先端半導体・次世代電池分野での技術開発拠点の形成を促進

a 先端半導体等技術開発拠点推進協議会(仮称)の設置

関係機関の取組・成果を情報共有するとともに、強化方策を議論・提言するため協議会を設置

b 先端半導体・次世代電池シンポジウム(仮称)の開催

県の技術開発の現状や潜在力をトップセールスにより県内外に発信

(ウ) 【新】健康・医療データを活用したデジタルイノベーションへの支援

デジタルヘルスの社会実装化に向け、産官学連携により、現行事業で構築した健康・医療データベース等を活用した実証研究、成果普及や人材育成等を推進

エ ひょうご科学技術協会を通じた科学技術活動の支援(60,590千円)

兵庫県における科学技術振興の中核的機構である(公財)ひょうご科学技術協会への支援を通して、学術的研究への助成や次世代を担う青少年等への科学技術の普及啓発、地域産業の技術高度化促進など、各種の科学技術活動を展開

(3) DXの加速

ものづくり企業におけるDXの推進(194,038千円)(地域産業立地課)

ア DX実践と関連人材育成の推進(138,594千円)

デジタルトランスフォーメーション(DX)の導入を促進するため、相談窓口を設置し、セミナーを開催するとともに、企業内でのDXの導入に向けた人材育成を支援

(ア) 導入相談窓口の設置等

企業・現場ごとの課題抽出や導入方法検討、製品紹介などに対応する相談窓口の設置や、普及啓発セミナーを実施

(イ) DX実践・人材育成支援

企業のDX(ICT、IoT、AI等の活用による業務プロセス、ビジネスモデル、業態の抜本的見直し)の実践及び、DX実践に必要なDX人材の育成(社外での教育、社内での教育、導入実践教育(OJT) 戦力化)を支援

(ウ) 専門家派遣

生産性向上や業務課題の解決に向け、プッシュ型での専門家・アドバイザー派遣による伴走型の支援を実施

イ スマートものづくりセンター等によるデジタル技術の実装支援(45,344千円)

非対面・非接触化など製造現場の新たな動きに対応し、スマートものづくりセンターや新産業創造研究機構での相談機能を充実化、AI・IoT・ロボットの普及を支援
兵庫ものづくりセンターをスマートものづくりセンターに改組・充実

(R2:神戸、R3:播磨、阪神、但馬)

ウ【拡】中小企業DX人材育成リカレント教育の実施(10,100千円)

ポストコロナ社会の中で着実に成長していくため、不足するDX人材を社員教育で育成する中小企業を支援

(ア)AI 活用人材育成プログラムに対する補助

関西学院大学と日本 IBM 社が共同開発したプログラムの受講料を補助

- a 実施主体 (公社)兵庫工業会
- b 補助対象 県内中小企業者、経済団体等
- c 対象経費 カリキュラム受講料 (22,000 円 ~ 25,300 円/ 1 科目・ 1 人)
- d 補助金額 11,000 円
- e 補助率 1/2 以内

(イ)【新】DX人材育成プログラム(仮称)の提供

DX人材育成のためのリカレント教育の分野・内容を拡充するため、兵庫県立大学と連携し、新たなコンテンツを作成するとともに、当該コンテンツを提供

- a 実施主体 (公社)兵庫工業会(コンテンツ作成・運用は兵庫県立大学へ依頼)
- b 分野 データサイエンス・デジタルマーケティング
- c 受講対象 県内中小企業者、経済団体等
- d 受講料 3,000 円/ 1 分野・ 1 人程度を想定

ひょうご次世代産業DX導入・人材育成プロジェクト、

ひょうごものづくり企業多角化促進・人材育成プロジェクトの推進 (363,768 千円)

本県の強みでもあるものづくり産業(製造業)を中心に、次世代産業のさらなる発展とイノベーション創出への支援を主としたプロジェクト(R3~R5)を実施

ア DXの導入推進 (200,000 千円)(地域産業立地課、新産業課)

(ア) DX実践・人材育成事業(再掲(P24))

(イ) 次世代産業におけるAI・IoT・ロボット技術の導入促進
~スマートものづくりセンターの運営~(再掲(P24)) 等

イ 次世代成長産業への参入促進 (163,768 千円)(新産業課)

(ア) 次世代成長産業分野進出支援事業

次世代成長産業分野への進出による事業の多角化等に向け、企業における研修や、専門家派遣を実施

(イ) ドローン活用人材育成事業(再掲(P22)) 等

(4) 国内外からの産業立地の促進

立地環境の整備 (6,608 千円)(地域産業立地課)

ア 企業立地対策の推進 (6,608 千円)

地域特性や優れた産業基盤を活かし、県内各地域への企業立地を進めるための条件整備を推進

(ア) 市町やひょうご・神戸投資サポートセンターなど関係機関と連携し、本県の優れた立地環境などを十分にアピールし、県内各地域への企業立地を促進

(イ) 新たな産業団地開発について、検討段階から整備手法等について助言等を実施

イ 農村地域への産業導入の促進

実施計画の策定等について関係市町に対する指導を実施

- a 実施計画策定市町 18市町(令和4年3月末時点)
- b 産業導入地区 42地区

ウ 工場立地に関する調査・指導等

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場適地調査、工場設置届出の受理・指導、工場緑化の推進等を実施

(ア) 工場適地調査

工場立地法に基づき、輸送条件、用水、労働力等の立地条件を踏まえ、計画的に工業を導入すべき場所を工場適地として登録し(経済産業省)工場立地を促進

- a 所在市町 12市町(令和4年3月末日時点)
- b 適地数 17地区

(イ) 工業立地の適正化に関する条例に基づく工場設置届の受理・指導

- a 対象 敷地面積1,000㎡以上の工場の新設または増設

エ 地域未来投資促進法の基本計画の策定

国の基本方針に基づき、県と市町が共同で基本計画(5年間)を策定し、国の同意を得て、地域の特性を活かした地域経済を牽引する事業を支援

- a 県全域を対象とした基本計画
令和元年度、「成長ものづくり分野」「ヘルスケア分野」「IT関連産業分野」については県主導で基本計画を策定
- b 地域ごとの特性に応じた市町単位の基本計画
基本計画策定地域 26地域(28市町)(令和4年3月末時点)

オ 移転工場跡地の有効利用促進

県内工場の移転に伴い生じる敷地の再利用に関し、「工場敷地の再利用に係る都市機能の調和等に関する要綱」を運用して移転事業者の適切な対応を指導

産業立地条例による産業立地の促進(1,562,589千円)

「産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例」(以下「産業立地条例」という。)に基づき、本県産業の活性化と雇用の創出を図るため、県内全域での幅広い産業立地を促進するための立地支援施策を実施

ア 立地促進事業等の確認等(1,282千円)(地域産業立地課・国際課共管)

産業立地条例に基づく立地促進事業等の確認、拠点地区の指定、PR等条例施行に係る総合調整を実施

イ 産業立地条例に基づく支援策（新規産業立地促進補助金：1,561,307千円）

（地域産業立地課（一部 国際課共管））

(ア) 支援制度の概要

○ 税軽減

区分	工場等	事務所	本社機能	グライフェン強化・再構築対策 ⁴
不動産取得税	軽減率：1/2・限度額2億円 (拠点地区 ¹ ・促進地域 ² のみ)		軽減率：1/2 限度額：2億円	軽減率： 【一般地域】1/2 【促進地域】3/4 限度額：2億円
	要件：新規正規雇用 ³ 11人以上（促進地域6人以上）など			
法人事業税	軽減率：【一般地域】 1/3・5年間 (うち拠点地区) 1/2・5年間		軽減率：1/2 ・5年間	軽減率： 【一般地域】1/2・5年間
	【促進地域】 1/2・5年間			【促進地域】3/4・5年間
	要件：新規正規雇用 ³ 11人以上（促進地域6人以上）など			

- 1 新たな経済環境にふさわしい多様な産業が集積する拠点として、主に産業団地を指定
- 2 但馬地域、丹波地域、淡路地域、西脇市、多可町、神河町、赤穂市、たつの市（旧新宮町の区域に限る。）、宍粟市、上郡町、佐用町
- 3 事務所及び本社機能の税軽減では、新規正規雇用者に県内住所であることを求めない。
- 4 グライフェン強化・再構築対策は、令和5年3月末 立地促進事業等確認申請受付分まで

○ 補助金

区分	工場等	事務所	本社機能
設備投資補助	補助率：設備投資額の3% (促進地域は5%)		補助率： 設備投資額の5% (促進地域は7%)
	要件：設備投資額 【一般地域】大企業20億円 (中小企業10億円)以上		要件：設備投資額 【一般地域】大企業10億円 (中小企業5億円)以上
【促進地域】大企業、中小企業ともに1億円以上			
設備投資補助 (グライフェン強化・再構築対策 ⁵)	補助率：設備投資額の6% (促進地域は10%)		-
	要件：設備投資額 【一般地域】大企業20億円 (中小企業10億円)以上 【促進地域】大企業、中小企業ともに1億円以上		-
雇用補助	補助額：新規正規雇用者：30万円/人(促進地域は60万円/人) 新規非正規雇用者：30万円/人(促進地域のみ)		-
	要件：新規正規雇用11人以上(促進地域6人以上) (県内住所必要)		-
雇用補助 (グライフェン強化・再構築対策 ⁵)	補助額： 新規正規雇用者：45万円/人 (促進地域は90万円/人) 新規非正規雇用者：30万円/人 (促進地域のみ)		-
	要件：新規正規雇用(県内住所必要) 【一般地域】11人以上 【促進地域】6人以上		-
オフィス立地	補助率：賃借料の1/2(県1/4、市町1/4) 限度額：1,500円/m ² ・月、200万円/年(県・市町計)、3年間		

促進賃料補助	要件：新規正規雇用 ⁶ 11人以上(促進地域6人以上)
新産業立地 促進賃料補助	補助率：賃借料の1/2(県1/4、市町1/4) 限度額：1,500円/m ² ・月、200万円/年(県・市町計)、3年間 要件：中核施設 ⁷ に入居する新産業分野の企業(中小企業に限る)
外資系企業 向けオフィス 賃料補助	補助率：賃借料の1/2(県1/4、市町1/4) 限度額：1,500円/m ² ・月、200万円/年(県・市町計)、3年間 要件：外国・外資系企業 ----- 進出後3年以内に、新規正規雇用11人以上の場合 限度額：3,000円/m ² ・月、2,000万円/年(県・市町計)、3年間
外資系企業 設立支援補助	補助率：市場調査経費等の1/2 法人登記経費等の1/2 限度額：100万円/社 20万円/社 要件：外国・外資系企業の日本本社

5 グラウンディング強化・再構築対策は、令和5年3月末立地促進事業等確認申請受付分まで

6 オフィス立地促進賃料補助では、新規正規雇用者に県内住所であることを求めない。

7 企業の試験研究施設等のための建物であって、産学集積群の形成の促進に寄与する産業の集積に資する研究支援施設または地域産業の高度化や雇用の創出に寄与する産業の集積に資する施設(500m²以上の賃貸用床面積を有するものに限る)

ウ 拠点地区進出のための貸付制度(融資枠110億円)(地域産業立地課・地域経済課共管)
拠点地区に進出し立地促進事業等を行う者に対して、低利かつ長期の貸付制度を活用し、企業の新規立地を支援

- a 限度額 100億円かつ融資対象事業費の80%
- b 期間 15年以内(うち据置2年以内)
- c 利率 0.75%(固定金利)

産業立地支援の推進(68,454千円)

ア ひょうご・神戸投資サポートセンターの運営(63,182千円)(地域産業立地課・国際課共管)
企業立地支援体制の整備と企業立地活動の強化を図るため、企業立地を支援する総合窓口として「ひょうご・神戸投資サポートセンター」を(公財)ひょうご産業活性化センターに設置

(ア) 設置場所 ひょうご・神戸国際ビジネススクエア(神戸商工貿易センタービル)

(イ) 業務内容

- a 国内企業の海外展開支援や外国・外資系企業の誘致を行っているジェトロ神戸及び神戸市とも連携し、国内外からの企業誘致を効果的に実施
- b 兵庫情報ハイウェイ及び兵庫情報スーパーハイウェイを活用した企業誘致の促進

イ 県内企業の投資情報の収集強化(251千円)(地域産業立地課)

各県民局・センターが管内企業の個別訪問等により、今後の設備投資の動向などの情報収集や県の支援策のPRを行い、県内企業の県内再投資を促進

ウ【新】戦略的産業立地の促進（5,021千円）（地域産業立地課・国際課共管）

産業の活性化と新たな雇用の創出を図るため、首都圏等において、企業立地セミナーを実施し、本社機能等の誘致を促進

外国・外資系企業立地の促進（89,838千円）（国際課）

ア 国際経済拠点の形成推進（9,360千円）（再掲（P28））

産業立地条例により「国際経済地区」を指定し、外国・外資系企業等に対する立地支援策を講じ、国内外企業が活発に活動・交流する国際経済拠点の形成を推進

国際経済地区に新規進出し、県指定の立地促進事業を実施する外国・外資系企業に対して、以下の支援を実施

(ア) 外資系企業向けオフィス賃料補助（市町と共同実施）

a 補助額 賃借料の1/4、3年間

b 限度額 750円/m²月、100万円/年

（進出後3年以内に新規正規雇用11人以上の場合、1,500円/m²月、1,000万円/年）

県は上記補助率・限度額以内で、進出先の市町と同額を補助

(イ) 雇用補助

a 補助額 新規正規雇用者（県内住所必要）30万円/人

b 限度額 3億円

c 要件 進出後3年以内に新規正規雇用者11人以上（県内住所必要）

(ウ) 外資系企業設立支援補助

a 補助額 対象経費の1/2

b 限度額 100万円（市場調査経費等）20万円（法人登記経費等）

(エ) 法人事業税の軽減

a 軽減割合 1/2

b 期間 5年間

c 軽減対象 占有床面積1,000m²以上

(オ) その他産業立地促進補助

県指定の立地促進事業を実施する外国・外資系企業に対して、産業立地条例に基づく支援を実施

イ【拡】戦略的な立地促進活動の展開（80,478千円）

県内の産業構造の高度化や地域産業の活性化を図るため、戦略的な外国・外資系企業立地促進活動を展開

(ア) 【拡】外国企業向け一次進出プロモーションの実施

海外からの一次進出を効果的に取り込むため、ひょうご・神戸の立地環境の魅力をPRする動画を作成し、欧州、米国、中国等の外国・外資系企業立地をさらに促進

a 実施地域 欧州（フランス）、米国、中国

b 実施体制 パリ事務所、ワシントン州事務所、香港経済交流事務所、ひょうご・神戸投資サポートセンター

c 実施内容

- ・兵庫の立地環境プロモーション
- ・兵庫県に進出している外資系企業による兵庫の立地環境紹介
- ・現地外国企業との交流会

(イ) グローバル人材の交流促進

外資系企業のグローバル人材確保を支援し、兵庫県に根付いた事業展開を促進するため、外資系企業と学生との人材交流会を実施

a 開催時期 令和4年7月頃予定

b 場 所 神戸市内

c 参加者 県内に拠点を有する外資系企業、国内大学・大学院に在籍する学生
(留学生を含む)

d 内 容

- ・県内外資系企業に勤務するOB・OGによるパネルディスカッション
- ・県内外資系企業による学生との個別面談
- ・県内外資系企業と学生との交流会

(ウ) 在日外国経済団体との連携による立地促進

在日外国経済団体との連携を強化し、首都圏に進出する外国・外資系企業の県内2次進出等を促進

(I) 外国・外資系企業立地促進ツールの整備

企業ニーズに対応した外国語版のパンフレットを作成し、外国・外資系企業立地を促進

(オ) ひょうご・神戸投資サポートセンターの運営(再掲(P28))

(カ) 【新】戦略的産業立地の促進(再掲(P29))

(5) 国際的事業展開への支援

県内企業の海外展開への支援(62,707千円)(国際課)

ア ひょうご海外展開支援プロジェクト(23,701千円)

(ア) ひょうご海外ビジネスセンターの運営

ジェトロ神戸や神戸市海外ビジネスセンターと「ひょうご・神戸国際ビジネススクエア」として連携し、ひょうご国際ビジネスサポートデスクや海外事務所等を活用して、県内企業の海外展開をワンストップで支援

a 場 所 神戸商工貿易センタービル4階

b 機 能 海外での販路開拓、拠点設立を検討する県内企業への相談対応等

(イ) ひょうご国際ビジネスサポートデスクの運営

兵庫県ゆかりの民間人等にビジネスサポートデスクの機能を委嘱し、現地ネットワーク等を活用して、県内企業のアジアへの事業展開を支援

a 場 所 中国(広州・上海)、ベトナム(ベトナム全域・ホーチミン・ハノイ)、
インド(デリー)、インドネシア(ジャカルタ)、タイ(バンコク)、
シンガポール、米国(ニューヨーク)、ドイツ

b 機 能 現地ビジネス関連情報の提供、現地専門家の紹介等

- (ウ) 海外事務所による県内企業の海外展開への支援
海外事務所の現地ネットワークを活用し、県内企業の海外展開に関する専門的な相談等に対応するとともに、ビジネスアテンドサービスを提供
- (イ) ひょうご海外展開支援セミナーの開催
ひょうご国際ビジネスサポートデスクやジェットロ神戸、金融機関、外国政府機関等と連携し、海外展開のためのセミナーを開催
- (オ) JICAと連携した企業支援セミナーの開催
開発途上国への事業展開を促進するため、JICAの民間企業支援制度の活用を促す企業向けセミナーを開催

イ【拡】中小企業の海外展開に向けた実現可能性調査への支援（35,006千円）

県内企業による、海外での販路開拓や拠点設立等の実現可能性調査を支援。ポストコロナ社会を見据え、越境ECやオンライン展示会への出展による販路開拓に取り組む企業等を支援するほか、既に海外展開中の県内中小企業がコロナ禍で生じた課題に対応するために要する経費を助成

- a 補助率 対象経費の1/2以内
- b 限度額 1,000千円以内（越境EC等出展支援調査は500千円）

ウ ジェトロと連携した高度外国人材確保の支援（4,000千円）

県内企業の海外展開において、海外ビジネスを担う人材確保が大きな課題であることから、ジェトロと連携して高度外国人材の確保を支援

- (ア) 支援内容 ポータルサイトの運営等による情報提供やワンストップ相談対応
専門家派遣による外国人雇用に向けた伴走型支援
外国人材活用に関するセミナー等の開催 等

新興国等との経済交流の強化（5,807千円）(国際課)

ア 地域間経済連携の促進（1,087千円）

東アジア及びASEAN諸国等を中心に、地域間経済連携を促進し、双方向での経済交流を促進

(ア) 中国との経済連携プロジェクトの推進

友好提携先の広東省を含む中国との経済交流、双方の企業活動を促進

a 広東省との経済交流の推進

広東省友好提携40周年記念事業（国際課）の実施に際し、従前の日本広東経済促進会会員企業をはじめとした日本企業と、中国企業及び広東省政府による経済交流事業を実施

- (a) 時期 令和4年秋頃（予定）
- (b) 場所 広東省

b 関西地区対話訪問団への参画

駐大阪中国総領事館、関西地区の経済団体・自治体等による「関西地区対話訪問団」に参画（総領事館主催）

- (a) 場所 福建省等（予定）

- (イ) ベトナム・ホーチミン市との経済連携プロジェクトの推進
 - 本県とホーチミン市の行政・経済団体・企業が参画する経済交流促進のプラットフォーム「兵庫県・ホーチミン市経済促進会議」を開催
 - a 時 期 令和4年秋頃(予定)
 - b 場 所 兵庫県(予定)
- (ウ) 中国東北部における経済交流の推進
 - 県内企業の中国東北部とのさらなる経済交流を促進するとともに、事業展開を支援
- (I) 国際経済交流テクニカルビジットの受入
 - 本県友好提携先や在日外国公館などを窓口として、海外からビジネス代表団を受入れ、県内企業訪問やセミナー開催等を通じ、ビジネス交流を促進
 - a 受入団体 10団体程度
 - b 受入事業 本県PRセミナー、企業視察、企業交流会 等
- イ 貿易関係団体等との連携・支援(4,720千円)
 - 県内企業の貿易を振興するため、関係団体の運営等を支援
 - (ア) ジェトロ神戸への運営支援
 - (イ) (一社)神戸貿易協会への事業支援
 - (ウ) 全国中小貿易業兵庫連盟への事業支援

2 地域を支える産業の振興

(1) 中小企業の活性化

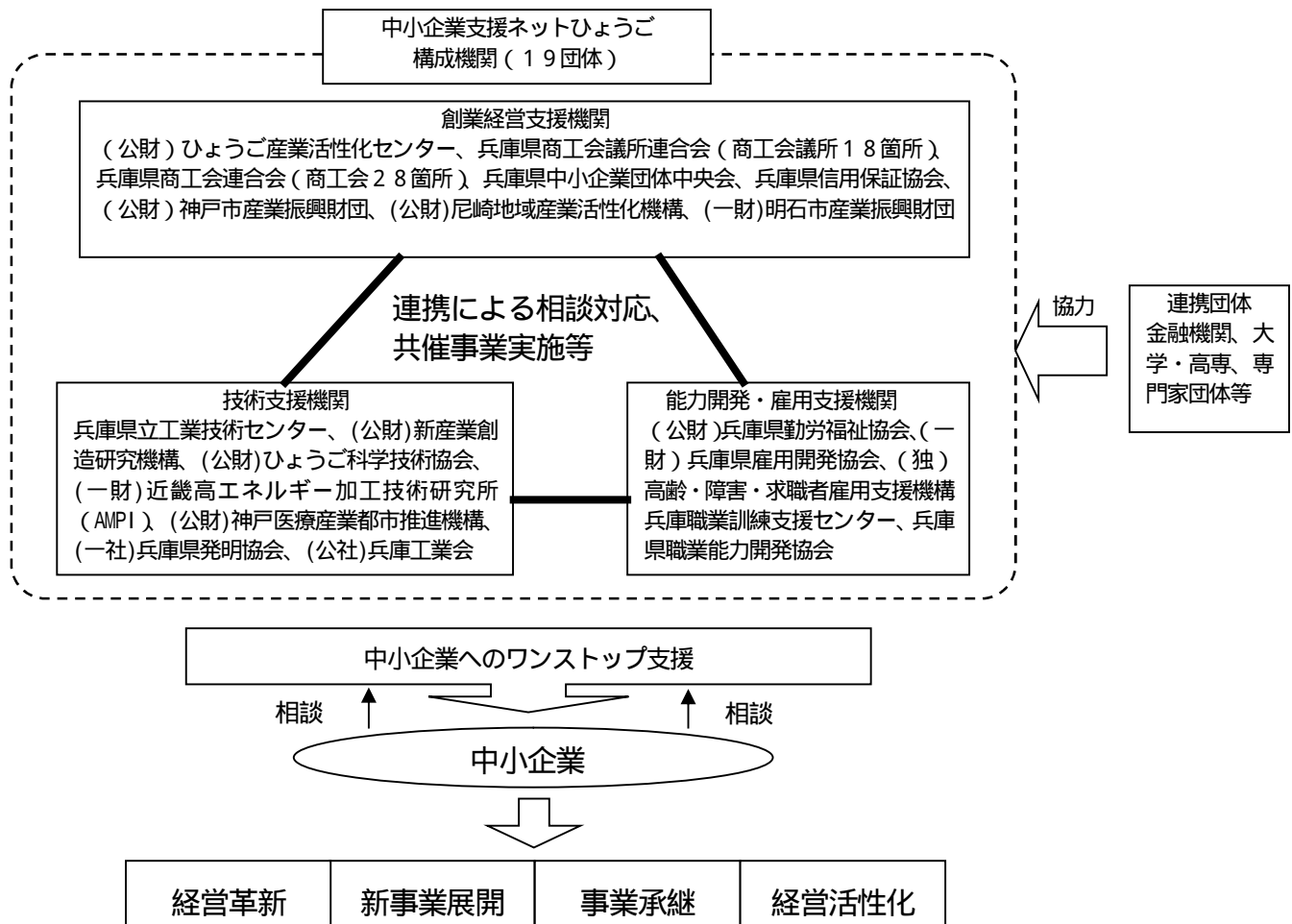
中小企業の経営支援（504,761 千円）(地域経済課)

ア 相談・助言等による中小企業支援（67,057 千円）

(ア) 中小企業経営支援事業

ひょうご産業活性化センターを中核とした県内 19 の構成機関によるネットワーク「中小企業支援ネットひょうご」を構築し、ワンストップで企業のニーズに対応するとともに、成長潜在力の高い企業を選定し、専門家による指導・助言等により、中小企業を支援

新型コロナウイルス感染症緊急対応後の中小企業に対し、活性化センター及び金融機関が企業経営の維持継続サポート・伴走型支援を実施



(イ) ひょうご専門人材相談センター事業

専門人材に関する相談窓口である「ひょうご専門人材相談センター」において、中小企業の「攻めの経営」に必要な人材ニーズの掘り起こしや、民間人材ビジネス事業者・金融機関と連携した副業・兼業人材も含めた専門人材のマッチングを実施

イ 中小企業の経営革新計画の支援

中小企業が実施する 新商品の開発・生産、 新サービスの開発・提供、 商品の新たな生産・販売方式の導入、 サービスの新たな提供方式の導入等、「中小企業等経営強化法」に基づく「経営革新計画」を支援

ウ「ひょうごプラチナ成長企業」の創出（9,543 千円）

中小企業の経営者の資質向上に向けたセミナー開催、改善活動の実践支援とその取組評価による認定を実施

- (ア) プレセミナー 顧客価値創造セミナーの概要説明・PR
- (イ) 顧客価値創造セミナー 経営計画策定・経営品質向上に向けた実践
- (ウ) 改善取組及び認定 経営改善の実践とその取組評価による認定

エ【新】ひょうご産業 SDGs 推進宣言事業の実施（11,462 千円）

ポストコロナ社会で、より企業に求められる SDGs の達成に向けて、取組を行う中小企業の推進宣言登録制度の実施や、宣言企業等の取組を支援

- (ア) 内 容 (a) 県内中小企業に対する SDGs の普及啓発
普及セミナー等により、SDGs の必要性や先進事例を情報発信
- (b) 事業者による SDGs 推進宣言の登録と公表
県内中小企業による推進宣言の登録、HP 等での公表 等
- (c) 宣言企業に対する支援
宣言の効果的な活用方法等のアドバイスのための専門家派遣の実施 等
- (イ) 実施手法 ひょうご産業活性化センターへ補助

オ 中小企業新事業展開応援事業（352,000 千円） 【令和3年度12月補正】

コロナ禍の環境変化に応じたビジネスモデルの再構築や新たな事業展開に取り組む県内中小企業の取組を支援

- (ア) 対 象 以下の要件を満たす中小企業
 - a 申請前の直近6ヶ月のうち任意の3ヶ月の合計売上額が、前年または前々年以前の同3ヶ月と比べて10%以上減少
 - b コロナ禍に対応して、新分野展開、業態転換、事業・業種転換等事業再編に取り組むこと
- (イ) 対象経費 建物改修費、設備費、システム購入費、広告宣伝費等
- (ウ) 補助率等 1/2 事業費に応じて定額補助

事業費	補助金額
50万円以上70万円未満	35万円
70万円以上100万円未満	50万円
100万円以上150万円未満	75万円

カ がんばる小規模事業者支援事業（11,088千円）

小規模事業者における最大の経営課題である営業・販路開拓に対する支援を行うことにより、中小企業振興条例が掲げる小規模事業者の成長発展を促進

(ア) 対象 経営革新計画または経営力向上計画に基づき新たな取組を実施する小規模事業者

(イ) 対象経費 大規模展示会への出展ブース借上代

(ウ) 補助率 1/2（上限230千円）

(エ) 補助件数 40件程度（4展示会、1展示会当たり10件程度）

キ 異業種交流事業への支援（53,611千円）

技術・サービス・デザイン等の幅広い分野において、ビジネスパートナーや事業連携等の可能性を発掘する異業種交流の取組を支援

(ア) 対象 商工会議所、商工会、兵庫工業会、兵庫県工業技術振興協議会、兵庫県中小企業団体中央会の会員企業、及びひょうご産業活性化センターの関係企業を中心メンバーとして活動する異業種交流グループ

(イ) 支援内容 活動費補助（1グループあたり上限1,500千円/2年）

異業種連携アドバイザーの助言、セミナー、事例発表会、交流会

中小企業の経営基盤の強化（4,379,320千円）（地域経済課）

ア 小規模事業者への経営改善普及事業の推進（2,873,329千円）

商工会議所（18箇所）、商工会（28箇所）及び商工会連合会に経営指導員等を設置し、地区の小規模事業者を対象に経営改善普及事業等を実施

(ア) 経営指導員等による指導等

小規模事業者に対して、金融、税務、経営革新、その他経営に関する指導等を実施

(イ) 地域活性化の取組を通じた小規模事業者の支援

a 地域活力増進事業

地域の特性を生かしたブランド開発事業など地域活力の増進につながる事業への取組を支援

b 産学連携事業

兵庫県立大学、神戸芸術工科大学、神戸山手大学、関西学院大学等と各商工会が連携し、地域活性化に向けたまちづくり構想の提案や広域観光の研究、インターンシップ事業、地域資源を活用した新商品開発などを実施

c 地域経済再生支援事業

農業者など他の団体等と連携して行う農商工連携や、地域資源の活用による地産地消型の物産開発などの取組に加え、ポストコロナ社会における地域経済の早期再起を促す取組も支援

イ 商工会・商工会議所の相談機能強化事業の実施（140,000千円）

【令和3年度2月経済対策補正】

コロナ禍により増加する窓口相談に対応するため、商工会・商工会議所がOB等を雇用する費用を臨時的に支援

- (ア) 対象 商工会・商工会議所（全46団体）
- (イ) 対象経費 商工会・商工会議所の窓口相談に係るOB等の人件費
- (ウ) 上限金額 各団体の規模に応じて1,600～6,400千円を上限
- (エ) 期間 原則として1年間

ウ 経営指導施設の整備支援（41,000千円）

商工会等が行う経営改善普及事業及び指導事業に必要な施設の整備を支援

- (ア) 対象施設 経営指導施設、相談室、研修室、展示室等
- (イ) 補助率 1/2
- (ウ) 補助上限 指導施設400㎡以上:50,000千円
指導施設200㎡以上400㎡未満:
50,000千円×(指導施設等の延面積/400㎡)
- (エ) 対象者 多可町商工会

エ 中小企業の組織化・連携の促進（123,991千円）

中小企業の経営資源の相互補完・強化等を図るため、兵庫県中小企業団体中央会が実施する中小企業者の連携・組織化や、活路開拓等に向けた取組を支援

オ【新】中小企業等における経営改善・成長力強化への支援（1,201,000千円）

事業者の経営状況を熟知した金融機関が、地域の中小企業支援機関として事業者に対して実施する金融・非金融両面の総合的な伴走支援に補助を行い、県・金融機関が協調して事業者の経営改善を促進

- (ア) 内容 金融機関が、事業者(1)に対して、「伴走型経営支援特別貸付」と同程度(2)の伴走支援を実施する場合に県が補助を実施
- (イ) 補助金額 10万円
- (1) ゼロゼロ融資を受けた中小企業者・小規模事業者
- (2) 伴走支援の実施内容(例)
 - ・「経営改善・成長戦略計画書」の作成支援
 - ・四半期に一度、事業者と面談、計画の実行状況に関する指導・助言等フォローアップの実施
 - ・上記に基づき、「フォローアップ報告書」を作成

カ 中小企業の官公需確保対策の推進

官公需に係る予算の適正かつ効率的な執行に留意しつつ、可能な限り分離・分割して発注する等により中小企業者の受注機会の確保を推進

中小企業の事業継続支援の強化(95,486千円)(地域経済課)

ア 事業継続支援事業(95,486千円)

事業承継を躊躇する中小企業を後押しするため、事業承継時に発生する経費を補助し、中小企業の事業承継を支援

(ア) 対象 以下の要件を満たす県内の中小企業者

- a 商工会・商工会議所の指導を受け、事業承継計画を策定した者
- b 事業承継を実施した者、もしくは補助期間中に事業承継を実施する者

(イ) 補助内容

補助対象経費		店舗賃借料	広告宣伝等事務費	建物改修費・設備導入費
補助率		1/2		
補助限度額	1年目	1,000千円	1,000千円	2,000千円
	2年目	1,000千円	1,000千円	
	3年目	1,000千円	1,000千円	
	合計	3,000千円	3,000千円	2,000千円

店舗賃借料は第三者承継時のみ補助

イ 事業承継税制の活用促進

経営承継円滑化法に基づく事業承継の支援措置(事業承継税制等)に係る認定及び指導・助言を実施

ウ 事業承継支援貸付による支援(P40参照)

中小企業者の災害時の事業継続支援(11,296千円)

ア 「設備投資促進貸付」による支援(地域経済課)(P40参照)

イ 企業レジリエンス強化のためのBCP/BCM伴走型支援事業の実施(11,296千円)(危機管理部)

災害時や新型コロナウイルス感染症の感染拡大期においても、サプライチェーン断絶や販路縮小等を回避し、事業を継続することで、企業がしなやかに立ち直るためにBCP策定等を支援

(ア) BCP啓発セミナー等の開催

- a 参加企業 1,500社程度
- b 内容 BCP策定の必要性等の啓発、個別相談会の開催

(イ) BCP策定講座の開催等

- a 参加企業 200社程度
- b 内容 BCP策定ワークショップの開催、サポートデスクの設置(24回)

(ウ) BCP机上演習・内部監査支援等

- a 参加企業 500社程度
- b 内容 机上演習・演習の講評、社内研修・内部監査支援

(I) 非参加者向けサポートの実施

- a 内容 動画・マニュアル作成、専門家派遣(48回)

- ウ 中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」策定の推進（地域経済課）
 商工会・商工会議所が市町と協力して策定する「事業継続力強化支援計画」や、災害発生時の事業継続対策として小規模事業者の「事業継続力強化計画」の策定を支援

事業継続力強化支援計画	商工会・商工会議所が小規模事業者の防災に関する取組を支援するための計画 自然災害に対する注意喚起、BCP策定に関する指導助言、災害による影響軽減のための情報提供、災害発生時の被害状況の把握等について記載。計画期間5年以内。 市町と共同で作成、県が認定
事業継続力強化計画	防災・減災対策として必要な取組を記載。計画期間3年以内 被害想定、災害時の初動対応、事前対策（人員・設備・資金繰り・情報保全等） 実効性の確保（計画の見直し）等について記載 国（近畿経済産業局）が認定

- エ BCPを策定した事業者への支援（地域経済課）

「事業継続力強化計画」等の認定を受けた事業者に対し、産業・労働関係の補助金及び認定・表彰制度の審査において加点等を実施

(ア) 補助金

	補助事業名	所管
1	がんばる小規模事業者支援事業（展示会展出）	地域経済課
2	事業継続支援事業	

(イ) 認定・表彰制度等

	事業名	対象者	所管
1	ひょうごオンリーワン企業認定	優れた技術や製品を有する事業者	地域経済課
2	移住支援事業・マッチング支援事業（移住支援金対象企業）	東京圏からの移住を伴う就業者受入れ 県内企業	労政福祉課

「設備投資促進貸付」「補助金等の審査加点」の対象となるBCP

- ・中小企業庁の「中小企業BCP策定運用指針」に準じたBCP
- ・「中小企業等経営強化法」に基づく「事業継続力強化計画」
- ・国土強靱化貢献団体の認証（（一社）レジリエンスジャパン推進協議会が認証）を取得したBCP
- ・県中小企業団体中央会が策定を支援し推薦するBCP
- ・兵庫県企業BCP策定支援事業（防災支援課）による補助を受け策定したBCP

(2) 中小企業を支える金融支援

中小企業向け制度融資の運用(預託624,441,050千円)(地域経済課)

コロナ禍後の経済回復については先行き不透明感が強いことから、急激な経済状況の悪化等のリスクに備え5,000億円の融資枠を確保し、伴走型経営支援特別貸付の借換要件緩和及びコロナ対策資金の継続等により、中小企業の資金繰り支援に万全を期すとともに、利便性向上のため貸付メニューの見直しを実施

<令和4年度における実施内容、拡充等>

ア 融資枠

コロナ禍前の融資枠の1.5倍となる5,000億円を確保

イ 中小企業への資金繰り支援

令和4年度のコロナ対策資金

資金名	実施期間	概要	信用保証	融資利率 (保証料率)	融資 限度額	融資期間 (据置期間)
新型コロナウイルス対策貸付	R4.4.1～ R4.10.31	セーフティネット(SN)保証の別枠利用	一般保証 SN保証4号 SN保証5号	0.7% (0.8% 1)	2.8億円	10年(2年) 以内
経営活性化資金		迅速な融資審査		金融機関所定 (0.8% 1)	5,000万円	10年(1年) 以内
借換等貸付		県制度融資の借換		0.7% (0.8% 1)	2.8億円	
伴走型経営支援特別貸付	R4.4.1～ R5.3.31	保証料の一部補助 金融機関の伴走支援により早期の経営改善を促進		0.9% (0.2% 2)	6,000万円	10年(5年) 以内

(1) SN保証を利用する場合(一般保証を利用する場合:第5区分で1.15%)

(2) SN保証を利用する場合(一般保証を利用する場合:第5区分で0.60%)

ウ 「伴走型経営支援特別貸付」の借換要件緩和

中小企業者の返済負担軽減や早期の経営改善のため、金融機関がより伴走支援しやすいよう、借換対象要件の緩和を実施

	現 行	要件緩和後
借換要件	借換資金の1/2以上は、県制度融資の借入残高であること	県制度融資1/2以上の要件を撤廃(保証付プロパー融資の既往借入金まで広く対象)

エ 貸付メニューの見直し

中小企業者や金融機関が分かりやすいよう整理・統合を実施するとともに、他資金で対応可能なものを廃止(次頁に詳細一覧)

(コロナ対策資金を除くメニュー数:現行40メニュー→23メニュー)

- ・ 新事業展開を行う場合の貸付メニューを事業応援貸付へ統合
- ・ 設備投資を行う場合の貸付メニューを設備投資促進貸付へ統合
- ・ 立地促進にかかる貸付メニューを拠点地区進出貸付へ統合
- ・ 旅館等雇用対策貸付、金融変化対策貸付の廃止
- ・ 経営の安定に支障が生じた場合の貸付メニューを経営円滑化貸付へ統合
- ・ 災害発生時の貸付メニューを災害対応貸付へ統合
- ・ 小規模事業者向けの貸付メニューを特別小規模貸付へ統合

令和4年度 中小企業融資制度資金別一覧表

資金名		資金使途	融資枠		融資限度額		融資利率		融資期間(据置)			
			R3当初	R4当初	R3当初	R4当初	R3当初	R4当初	R3当初	R4当初		
			億円	億円	-	-	%	%	年(月)	年(月)		
事業展開融資	新分野進出資金	事業応援貸付	設備・運転	280	1億円	1億円	1.10	1.10	10(24)	10(24)		
		第二創業貸付	設備・運転	250	-	1億円	-	1.10	-	10(24)	-	
		経営革新貸付			-	1億円	-	-	-			
		海外市場開拓支援貸付			設 3億円 運 1億円	-	0.90	-				
		新技術・新事業創造貸付			2億円	-	-	-				
	事業承継支援貸付	設備・運転	5	2.8億円	2.8億円	0.90	0.90	10(24)	10(24)			
	設備投資資金	設備投資促進貸付	設備・(運転)	260	480	3億円	3億円 : 3億円 : 15億円 : 30億円	0.90	0.90	10(24)	: 10(24) 、 : 15(24)	
		リワーク・就労環境充実貸付	設備・運転	5	-	3億円	-	0.60	-	10(24)	-	
		防災促進貸付		110	-	設 15億円 運 5,000万円	-	0.60	-	設 15(24) 運 10(24)	-	
		観光商業資金	商店街活性化貸付	設備・(運転)	5	-	3億円	-	0.90	-	10(24)	-
		空き店舗等再生貸付	設備・運転	5	-	3,500万円	-	0.60	-	7(12)	-	
		観光・にぎわい応援貸付 (ホテル・旅館、以外)		35	-	: 30億円 : 3億円	-	0.90	-	: 15(24) : 10(24)	-	
		受動喫煙対策整備貸付		設備	5	-	1,000万円	-	0.90	-	7(12)	-
	旅館等雇用対策貸付	廃止	運転	5	-	2億円	-	0.15	-	7(12)	-	
	(コバ-リ-別資金)	ユニバーサル推進貸付	設備	5	-	2億円	-	0.90	-	10(24)	-	
立地資金	拠点地区進出貸付	設備	100	110	100億円	100億円	0.75	0.75	15(24)	15(24)		
	産業団地進出貸付	設備	10	-	5億円 (特認10億円)	-	1.05	-	10(24)	-		
			100	120	3,500万円	3,500万円	0.60	0.60	10(12)	10(12)		
開業資金	新規開業貸付	設備・運転	5	5	2,000万円	2,000万円	0.60	0.60	15(36)	15(36)		
	再挑戦貸付	設備・運転	3	3	1億円	1億円	(拡張) 0.85 (雇用) 0.80	(拡張) 0.85 (雇用) 0.80	10(24) 7(24)	10(24) 7(24)		
経営安定融資	経営安定資金	(経営円滑化貸付) 災害対応貸付	別途定める	-	-	災害の規模・態様等に応じて、被災の都度迅速かつ適切に制度設計を行う						
		(経営円滑化貸付) 危機対応貸付	設備・運転	-	-	2.8億円	-	0.80	-	10(24)	-	
		(経営円滑化貸付【コバ-リ-対策】) コバ-リ-対策貸付	設備・運転	60	500	2.8億円	2.8億円	0.70	0.70	10(24)	10(24)	
		(経営円滑化貸付【コバ-リ-対策】) 危機対応貸付	設備・運転	60	制度終了	2.8億円	制度終了	0.70	制度終了	10(24)	制度終了	
		(経営円滑化貸付【コバ-リ-対策】) コバ-リ-対応資金		500	制度終了	6,000万円	制度終了	0.70	制度終了	10(60)	制度終了	
		(経営円滑化貸付【コバ-リ-対策】) 保証料応援貸付		250	制度終了	5,000万円	制度終了	0.70	制度終了	10(24)	制度終了	
		(経営円滑化貸付【コバ-リ-対策】) 伴走型経営支援特別貸付	設備・運転	5,250	2,000	6,000万円	6,000万円	0.90	0.90	10(60)	10(60)	
		経営円滑化貸付(通常分)	運転	-	230	1億円	1億円	0.80	0.80	10(24)	10(24)	
		連鎖倒産防止貸付	統合	5	-	-	-	0.80	-	-	-	
		金融変化対策貸付	廃止	5	-	5,000万円	-	1.50	-	7(12)	-	
	企業再生貸付	設備・運転	50	50	2億円	2億円	1.40	1.40	15(60)	15(60)		
	経営力強化貸付		20	20	2.8億円	2.8億円	1.00	1.00	設 7(12) 運 5(12)	設 7(12) 運 5(12)		
	借換資金	借換等貸付	借換・運転	100	200	1億円	1億円	1.50	1.50	10(12)	10(12)	
		借換等貸付【コバ-リ-対策】		-	-	2.8億円	2.8億円	0.70	0.70	10(12)	10(12)	
	市独自	こうべ経済変動対策貸付	別途定める	11	11	必要に応じ別途定める						
一般事業融資	長期資金	運転	300	300	企 5,000万円 組 1億円	企 5,000万円 組 1億円	1.50	1.50	10(24)	10(24)		
			80	80	3,000万円	3,000万円	1.50	1.50	1	1		
	小規模資金	小規模無担保貸付	設備・運転	50	50	2,500万円	2,500万円	1.40	1.40	7(6)	7(6)	
		無担保・無保証人貸付	統合	10	-	2,000万円	-	1.20	-	7(6)	-	
		特別小規模貸付	設備・運転	175	185	2,000万円	2,000万円	1.20	1.20	7(6)	7(6)	
	活性化資金	経営活性化資金	設備・運転	65	265	設 5,000万円 運 3,000万円	設 5,000万円 運 3,000万円	金融機関 所定	金融機関 所定	設 7(12) 運 5(6)	設 7(12) 運 5(6)	
		経営活性化資金【コバ-リ-対策】	運転	-	-	運 5,000万円	運 5,000万円	-	-	10(12)	10(12)	
	季節資金	季節資金	運転	30	30	企 4,000万円 組 6,000万円	企 4,000万円 組 6,000万円	別途定める	別途定める	0.5	0.5	
		小規模事業	設備・運転	5	5	400万円	400万円	1.40	1.40	運 7(12) 設 7(18)	運 7(12) 設 7(18)	
		無担保・無保証人	運転	1	1	400万円	400万円	1.20	1.20			
小規模おうえん		設備・運転	60	60	400万円	400万円	1.20	1.20				
若者支援	設備・運転	10	10	-	-	-	-	-	-			
合計			8,000	5,000	-	-	-	-	-	-		

中小企業信用補完制度の充実（763,000千円）（地域経済課）

中小企業融資の円滑化のため兵庫県信用保証協会の債務保証による損失を補償

a てん補率 代位弁済元金から保険金等を控除した額の20/100～80/100

中小企業等の多様な資金ニーズへの対応（20,255千円）（地域経済課）

ア 地域金融支援保証制度（13,603千円）

県、商工中金、金融機関が連携して、無担保・第三者保証人なしの融資保証制度を実施

- (ア) 融資対象者 県内に主たる事務所・事業所を有し、同一事業歴1年以上かつ、取扱金融機関との貸出取引歴が1年以上の中小企業者
- (イ) 資金用途 運転・設備
- (ウ) 融資利率 金融機関所定金利
- (エ) 保証割合 商工中金による部分保証（融資額の90%）
- (オ) 保証料率 3.25%以内
- (カ) 融資限度額 1億円（但し、運転資金は5,000万円）
- (キ) 融資期間 1年以上10年以内（但し、運転資金は1年以上7年以内）
- (ク) 据置期間 3年以内（但し、運転資金は2年以内）
- (ケ) 担保 不要
- (コ) 保証人 第三者保証人不要（代表者のみ）

イ ひょうご中小企業技術・経営力評価制度（6,652千円）

技術力や成長性を有しているが、物的担保等の不足により融資を受けることができない中小企業や、技術力や成長性をアピールして販売促進や企業価値向上を図る中小企業に対して、技術力等を評価し、数値化した評価書を発行することで円滑な資金調達等を支援

- (ア) 実施機関 （公財）ひょうご産業活性化センター
- (イ) 評価対象者 技術力等を有し成長が期待される県内中小企業（創業後1年以上）
- (ウ) 評価項目 製（商）品・サービス、市場性、将来性、実現性、収益性、経営性の各項目評価を行い、これを基に総合評価
- (エ) 手数料 標準評価型 105千円 評価手数料の1/3はセンター（県）が負担

小規模事業者等への設備資金の提供（地域経済課）

ア 小規模企業者等設備貸与支援制度（割賦・リース）（貸与規模2,200,000千円）

小規模企業者等の創業及び経営革新等に必要な設備を（公財）ひょうご産業活性化センターが購入し、小規模企業者等に割賦販売またはリースを実施

- (ア) 対象企業規模 原則20人以下
- (イ) 貸与限度額 1億円
- (ウ) 資金負担割合 購入価格の100%以内
- (エ) 貸与期間 10年以内
- (オ) 割賦損料 年0.70%～1.95%

- (カ) リース料 月0.966%~2.959%
割賦損料・リース料は令和3年度の数値

イ 中小企業高度化事業の債権管理(16,187千円)

「中小企業高度化事業」の利用組合等に対して経営指導を行い、債務者の状況に応じたきめ細かい債権管理を実施

貸金業者の健全な運営(1,786千円)(地域経済課)

ア 指導監督等

(ア) 業務規制

貸金業法を踏まえ、過剰貸付の禁止、貸付条件の掲示、誇大広告の禁止、契約書面の交付、受取証書の交付、取立て行為の規制等について貸金業者を指導

(イ) 県の監督権限

- a 貸金業者の法令等の遵守の徹底及び業務の適正な運営の確保を図るため、登録業者に対する定期的な立入検査を実施
- b 苦情のあった業者に対しては、随時立入検査を実施
- c 違法、不適切な業務を行っている業者に対し、業務改善命令や業務停止命令、登録取消処分などを実施

イ 消費者金融利用者対策の実施

(ア) 消費者金融相談窓口の設置

- a 各県民局・県民センターに消費者金融に関する相談窓口を設置
- b 国、市町、専門機関及び県関係部局で構成する「兵庫県多重債務者対策協議会」(事務局：県民生活部生活安全課)の一員として、多重債務者からの相談に対応

(イ) 利用者啓発の実施

返済計画のない安易な利用やヤミ金被害等の防止を図るため、資金需要者等に対し、啓発用パンフレットを配付

(3) 地域の商業・商店街の活性化

魅力ある商店街づくり(1,259,000千円)(地域経済課)

ア 賑わい・集客(23,000千円)

(ア) 商店街ファンづくり応援事業(20,000千円)

商店街に継続的な賑わいをもたらす、地域性、独自性のあるイベントなどを支援

- a 対象事業 地域資源を活用したオリジナル商品の開発、商店街の知名度向上企画、商店街地域の特性を活かしたイベント、シンボルマスコットの制作、SNSやネット中継による発信 等

b 補助額

対象経費の額に応じた定額補助 市町義務随伴(県と同額以上を補助)

対象経費	補助額	補助件数
1,500千円以上	@200千円	50団体
1,000~1,500千円未満	@150千円	40団体
500~1,000千円未満	@100千円	40団体

(イ)【新】商店街インバウンド再開支援事業(3,000千円)

ポストコロナを見据えた訪日外国人旅行者の誘客促進の取組に対して支援

- a 対象者 商店街・小売市場(任意団体含む)
b 対象事業 外国人向け広報活動(HPの多言語化等)
外国人受入環境整備(多言語マップ、デジタルサイネージ等)
おもてなし企画の実施(外国人向けツアー等)
c 補助率 県1/4 市町1/4 市町義務随伴
d 補助限度額 1,500千円

イ がんばろう商店街お買い物キャンペーン(1,200,000千円)

【令和3年度2月経済対策補正】

消費の落ち込みを回復するため、商店街等が取り組む期間限定プレミアム付商品券発行等を支援

(ア) 対象者 商店街・小売市場等

- (イ) 対象経費 商品券プレミアム分、ポイントシールプレミアム分、イベント実施費、商品券・参加店マップ等作成費 等

(ウ) 補助率 県2/3、市町1/3 市町義務随伴

ウ 商店街・小売市場共同施設建設費助成事業(36,000千円)

コロナ禍でも来街しやすい環境づくりのため、商店街が設置するアーケード等の設置・改修を支援

(ア) 補助率 県1/6、市町1/6 市町義務随伴

- (イ) 補助限度額 4,000千円

個性あるお店の集積づくり(14,260千円)(地域経済課)

ア 空き店舗対策(11,250千円)

(ア)【新】商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業の実施(11,250千円)

商店街活動に積極的に参加する若者や女性の空き店舗への新規出店を支援

- a 補助要件 出店後速やかに商店街団体に加盟し、団体活動に積極的に参加すること
- b 対象経費 店舗賃料、内装・ファサード工事に要する経費
- c 補助率 県 1/6 市町 1/6 市町義務随伴
- d 補助限度額 750千円

イ リーダー養成(2,070千円)

(ア) 商店街次代の担い手支援事業(2,070千円)

次代を担う商店街リーダーを養成するため、商店街の若手商業者グループが取り組む実践活動を支援

- a 対象者 商店街の若手商業者グループ
若手商業者とベテラン商業者によって構成されたグループ
- b 補助率 定額 市町随伴期待
- c 補助限度額 300千円

ウ ひょうごいいね!お店表彰の実施(940千円)

個店の意欲醸成と魅力向上による商店街の活性化を図るため、商店街に立地する個性あふれる店舗を表彰

地域コミュニティ形成への貢献(22,948千円)(地域経済課)

ア 商店街買い物アシスト事業(15,448千円)

買い物弱者対策と新規顧客の獲得による商店街の活性化を図るため、ECサイトを活用した共同宅配や移動販売、ご用聞き・共同宅配、買い物送迎車の運行、高齢者等の買い物サポートを支援

(ア)対象者 商店街・小売市場、商工会・商工会議所、商業者グループ

(イ)補助事業 ECサイト・共同宅配、ご用聞き・共同宅配、
移動販売、買い物送迎車の運行、
来街された高齢者等のサポート(買い物同行支援)

(ウ)補助率 1~3年目 県 1/2、4・5年目 県 1/3 市町随伴期待

(エ)補助限度額 [1~3年目]3,000千円、[4・5年目]2,000千円(単独実施)
複数実施の場合、1~3年目は2,400千円、4・5年目は1,600千円を加算。
ただし、ECサイト・共同宅配にご用聞き・共同宅配を追加する場合、1~3年目は600千円、4・5年目は400千円を加算(1~3年目の補助限度額6,000千円、4・5年目の補助限度額4,000千円)

(オ)補助期間 最長5年

イ【新】商店街地域コミュニティ拠点づくり事業（7,500 千円）

ポストコロナを踏まえ、若者や学生、会社員等の新たな顧客層を商店街に呼び込むため、空き店舗を活用したコミュニティカフェの設置等、地域住民のニーズに対応した地域コミュニティ拠点づくりを支援

- (ア) 対象者 商店街・小売市場（任意団体含む）、商工会議所・商工会、まちづくり会社 等
- (イ) 対象事業 商店街の空き店舗を活用したコミュニティカフェ、まちゼミや子ども食堂等の地域コミュニティ拠点の設置に要する経費
- (ウ) 補助率 県 1/2 市町 1/2 市町随伴期待
- (エ) 補助限度額 2,500 千円（施設整備費：1,500 千円、賃借料：750 千円、活動費：250 千円）

経営力向上支援（6,761 千円）（地域経済課）

ア 中小小売商業経営支援事業（5,433 千円）

小売事業者の抱える諸課題への対応や経営力向上のため、経営に役立つ各種情報の提供、助言指導を実施

(ア) 情報提供

情報誌やDVDなどで、繁盛店や商店街情報、経営アドバイスなど商業経営に参考となる情報を提供

(イ) 助言・指導

（公財）ひょうご産業活性化センターのマネージャー（商店街振興担当）が現地訪問等により商店街・小売市場や中小小売事業者等を指導・助言

イ 県域商店街団体支援事業（1,328 千円）

兵庫県商店連合会、兵庫県商店街振興組合連合会が実施する指導事業や講習会・研究会等事業を支援

(4) ものづくり産業・地場産業の活性化

中小企業への技術支援(248,138千円)(一部再掲)(地域産業立地課)

ア 工業技術センターによる技術支援(161,416千円)

神戸市須磨区に本所及び航空産業非破壊検査トレーニングセンター、県内2カ所に工業技術支援センター(繊維:西脇、皮革:姫路)を配置し、中小企業や地場産業の技術の高度化を支援

(ア) 技術相談・情報提供

a 総合相談窓口

本所窓口に職員が常駐し、技術相談、依頼試験の受付や専門家の紹介・派遣などを実施するほか、各支援センターでも技術相談を実施

b 中小企業巡回技術指導

研究員等が県内中小企業の生産現場を訪問し、相談・助言する一般企業訪問を実施するほか、企業の潜在的な技術開発のニーズを発掘する集中企業訪問、研究成果発表、移動工業技術センターを実施

(イ) 機器利用・共同研究

a 工業技術センターの機器の開放利用、依頼試験

(a) 企業の技術者が自ら機器を操作して分析・評価を行えるよう、保有する機器を企業に開放し、問題解決や新製品開発を支援

(b) 中小企業が抱える新製品開発、生産工程改善等の技術的課題の解決のため、企業からの依頼に応じて試料や試験片、製品等の試験、分析を実施

b テクノトライアル事業(ものづくり試作支援事業)

技術指導の一環として、製品開発の構想段階での試作や初期研究を受託し、技術開発の指導・助言を実施

c ものづくり基盤技術入門研修

工業技術センターの試験研究機器を活用して、研究や試作開発などの実習型講習を実施

d 共同研究等の推進

外部資金を活用しながら大学や企業との連携の下にプロジェクト型の技術開発研究等を進め、世界に通用するオンリーワン企業を育成

e 知的財産の創出・活用と技術移転の促進

「兵庫県立工業技術センター職務発明審査会」を設置し、職務発明の認定から特許の取得、維持、活用、譲渡・廃止まで、プロジェクト研究等で生じた知的財産の一貫したマネジメントを実施

(ウ) 企業間連携・産学官連携

a 兵庫県工業技術振興協議会への活動支援

兵庫県工業技術振興協議会(14の業種別研究会で構成。会員約460社)と連携し、ひょうご技術交流大会、研究成果発表会などの事業の実施により異業種交流を支援

b 大学との共同研究等の推進

大学と連携協定を締結し、共同研究や人材交流を実施するとともに、産学連携による共同研究を実施

c 関西広域連合における公設試験研究機関との連携

関西広域連合構成府県市の公設試験研究機関における設備の共同利用や域内企業のニーズに応える技術支援情報を提供

イ スマートものづくりセンターによる技術開発・製品開発及びデジタル技術導入支援
(65,209千円)(一部再掲)

(ア) 共同研究促進及び技術開発・製品開発支援(19,865千円)

ものづくり産業が集積する神戸、阪神、播磨、但馬地域のスマートものづくりセンターにおいて、産学官の連携による技術研究のコーディネートや機器の利用提供などを通じて中小企業の技術開発、製品開発を支援

a 実施主体 (公財)新産業創造研究機構

b 設置場所 神戸(県立工業技術センター)

阪神((一財)近畿高エネルギー加工技術研究所(AMPI))

播磨(姫路商工会議所)

但馬(県立但馬技術大学校)

(イ) スマートものづくりセンター等によるデジタル技術の実装支援(45,344千円)
(地域産業立地課)(再掲(P24))

ウ 航空産業非破壊検査トレーニングセンターの運営(21,513千円)(再掲(P21))

ものづくり基盤の安定・強化(26,135千円)(地域産業立地課)

ア 下請中小企業の振興(22,822千円)

下請中小企業振興法により、下請企業振興協会に位置づけられる(公財)ひょうご産業活性化センターにおいて、下請中小企業の受注機会の増大、取引の適正化を図るため、取引のあっせんや商談会の開催、下請取引に関する情報を提供

a 実施主体 (公財)ひょうご産業活性化センター

b 実施体制 指導員2名、補助員1名

イ 産業技術大学事業(3,313千円)

中小企業の技術者の能力向上のため、技術に関する基礎知識の習得から高度な先端技術開発まで、ニーズに応じた技術研修を実施

a 実施主体 (公社)兵庫工業会

b 実施内容 機械工学、電気・電子工学、機械製図 等

ひょうごオンリーワン企業の認定・支援(2,532千円)(地域経済課)

優れた技術・ノウハウを有し、国内外で高い評価、シェアを得ている中小企業を「ひょうごオンリーワン企業」として認定し、情報発信を支援

地場産業のブランド力強化の促進 (93,619 千円)(地域産業立地課)

ア【新】地場産業における SDGs の取組の推進 (36,000 千円)

ポストコロナ社会を見据え、SDGsの視点から地場産業のブランド価値を高め、地場産品の魅力向上を図るため、産地組合によるSDGsへの取組を支援

(ア) 補助対象

産地組合 (SDGs 宣言(P34 参照)を行った産地に限る)

(イ) 対象経費

(SDGs準備支援)実施計画の策定、実施に向けての準備に要する経費

- ・導入に向けた研究・仕組づくり・環境整備・ソフト作成経費
- ・リーダー、推進人材の育成経費
- ・設備導入経費
- ・商品開発 (モニタリング費用等含む)

(SDGs実践支援)SDGsの実践の取組に要する経費

- ・SDGsの取組を見える化したコンテンツの作成費
- ・SDGsの取組のプロモーション費用 (インフルエンサー活用、映像素材、SNS 等)
- ・関連イベント開催、展示会出展費用 等

(ウ) 補助限度額(定額)

3,000 千円/件・年度(最長3年間)

【参考】2025 年大阪・関西万博に向けた取組・支援のロードマップ

2022年	2023年	2024年	2025年 大阪・関西万博
Step1	Step2	Step3	Step4
産地によるSDGs宣言	SDGs準備支援	SDGs実践支援	産業ツーリズムの展開
・産地組合が、SDGsの該当項目、達成目標、取組内容、スケジュールを公表 (= 宣言) 当該宣言が県支援の前提条件 ・県特設サイトや各地場産業HPで、宣言した産地組合の取組等を公表	産地によるSDGs導入準備活動の支援 (意識啓発、人材育成、商品開発、労働環境改善、調達先再検討 等)	産地によるプロモーション活動の支援 (取組を見える化したコンテンツ・動画等プロモーション制作、情報発信 等)	産地のストーリーを重視したファクトリーツーリズムや体験パッケージツアーの造成

こうした取組を県内でフィールドバリエーションとして展開し、万博来場者を県内に誘導

当事業ではStep2、Step3の取組を支援

イ 産地のブランド力強化の促進 (32,355 千円)

産地のブランド力強化を促進するため、産地組合等が行う販路拡大、海外展開のための新技術開発、人材育成、首都圏での取組を支援

(ア) 補助対象

清酒、ケミカルシューズ、真珠、播州織、三木金物、皮革、素麺、豊岡かばん、淡路瓦、線香 等の産地組合

(イ) 対象事業

ニーズに応じた新製品・新技術・デザインの開発、国内外の展示会への出展・開催、国内外市場におけるマーケティング調査、ものづくりの専門能力を有する人材の育成、首都圏でのアンテナショップを核とした販路開拓の取組 等

(ウ) 補助限度額 (定額)

国内展開 4,000 千円 海外展開 4,000 千円
 人材育成 2,000 千円 首都圏販路開拓 4,000 千円

ウ 地場産業の海外展開支援 (25,264 千円)

県内地場産地企業が海外展開するためのブランド戦略から新商品・新技術の開発等
に対して支援

- (ア) 補助対象 海外展開を行う産地中小企業等
- (イ) 補助率 1/2 以内
- (ウ) 補助限度額 5,000 千円/年
- (エ) 補助期間 3 年以内
- (オ) 予定件数 継続 7 件

地場産業の新たな販路開拓の推進 (11,980 千円)(地域産業立地課)

ア ひょうごのファッションイベントへの出展支援 (7,580 千円)

新たな市場開拓や認知度拡大を推進するため、30~40 代を中心とした大人世代を対象
に開催されるファッションイベント(KOBE PREMIUM Night)への、ひょうごの地場産品
の出展を支援し、産地企業の情報発信を推進

- (ア) 実施主体 (公財)神戸ファッション協会
- (イ) 補助率 定額

イ 地場産業等振興団体への支援 (4,400 千円)

地場産業を総合的に支援するため、地場産業振興団体が取り組む新製品・新技術の開
発、需要開拓・販路拡大等の事業を支援

- (ア) 実施主体 (公財)姫路・西はりま地場産業センター
(一財)但馬地域地場産業振興センター
(公財)神戸ファッション協会
- (イ) 補助率 定額

地場産業の元気づくりキャンペーンの展開 (10,000 千円)(地域産業立地課)

【令和3年度2月経済対策補正】

多くの産地でコロナ禍前より売上が減少していることを踏まえ、地場産品の消費拡
大のための産地横断型キャンペーンを実施

- (ア) 内 容 PR イベント、産地横断のコラボ新商品開発、各素材のストーリーに
着目した PR 動画の作成、インフルエンサーを活用した魅力発信
- (イ) 実施主体 (公財)神戸ファッション協会
- (ウ) 補助率 定額

皮革産業の振興 (131,033 千円)(地域産業立地課)

ア 皮革産業活性化の推進 (18,933 千円)

(ア) ブランド化の推進

ひょうご天然皮革ブランドの国際競争力強化を図るため、皮革事業者と皮革製品
メーカーの連携を促進する交流会の開催や両者連携によるコラボレート製品の開
発、海外展示会への出展、海外向けプロモーション等を支援

(イ) 需要開拓の推進

ひょうご天然皮革の新たな需要開拓・販路開拓を図るため、見本市への参加出展、展示会の開催を支援

(ウ) 技術力の向上支援

皮革工業技術支援センターにおいて、鞣し技術の研究開発・指導を実施、皮革大学校事業等を通じ技術者を養成

イ 皮革排水対策の推進 (112,100 千円)

揖保川流域下水道で皮革排水を処理している関係市町に対して、皮革排水が一般排水よりも処理経費が高額になることに伴う財政負担を軽減するため、処理経費の一部を支援

伝統的工芸品産業の振興 (90 千円)(地域産業立地課)

長い歴史と地域の風土に培われ、優れた伝統的技術を有する伝統的工芸品を広く周知するため分担金を負担

適正計量の推進 (42,797 千円)(地域産業立地課)

計量法に基づく計量関係事業の届出の受理又は登録、特定計量器の検定・検査、計量関係事業者への立入検査、計量意識の向上等、計量の適正化を推進

人材の確保・育成

1 就業支援と人材の確保

(1) チャレンジHYOGO 就職大作戦の推進

UJI ターン就職と理工系人材獲得の促進 (114,565 千円)(労政福祉課)

ア【拡】首都圏からのUJI ターン就職促進 (91,053 千円)

(ア)【新】おためし企業体験 in HYOGO (28,478 千円)

学生未来会議の意見等も踏まえ、首都圏在住求職者、就職氷河期世代等の不安定就職者や未就職者等に対し、求職者の適性にあった企業への就職を支援

a 企業体験

項目	実施概要
ミニ体験コース	数時間～1日程度の職場見学、企業説明、社員との交流会、就職支援セミナー等を実施
職場体験コース	数日間の職場体験(職場体験、業務実習等)を実施
おためし入社コース	1週間～1か月程度の就業体験を実施 体験後、企業と体験者双方の合意があれば本採用
オンライン体験コース	コロナ禍を考慮し、オンラインでの企業説明、社員との交流会や職場体験を実施
首都圏参加者向け支援	首都圏向け広報、セミナー開催を通じた転職希望者の掘り起こしや、ニーズに合わせた個別調整、来県時のフォローアップ等を実施

b 滞在支援オプション

- ・内 容 首都圏からの参加者に対し、体験中の短期滞在費及び来県旅費を助成
- ・補助率 1/2
- ・補助金額 短期滞在費：上限12万円/回(4千円/泊)
来県旅費：上限2万円/回

c 企業インセンティブ

- ・内 容 職場体験等の受入企業に対する謝金を支給するとともに、首都圏からの参加者及び就職氷河期世代の参加者を正規雇用として採用した企業に対し支援金を支給
- ・支給金額 受入企業謝金：2万円/回
採用時の支援金：10万円/人

(イ) ひょうごで働こう！UJI ターン広報・就職促進事業 (52,687 千円)

大学生・転職者等の県内就職を促進するため、県内企業の魅力や「チャレンジHYOGO就職大作戦」の施策内容を周知し、県内企業と若者のマッチング及び東京23区からの移住を伴う就業等を支援

a 「ひょうごで働こう！マッチングサイト」の運営

b 効果的な求人広告の作成支援

c 首都圏の女子学生等に対する県内就職の促進

県内企業で働くロールモデル等との交流会やワークショップを実施

d 東京23区からの就業を伴う移住等に移住支援金を支給

令和4年度から子育て世帯に対して一定額を加算

(ウ)「カムバックひょうごハローワーク」の運営(9,888千円)

東京圏における移住情報発信とUJIターン促進の拠点であるカムバックひょうご東京センターにカムバックひょうごハローワークを併設し、UJIターン就職希望者と県内企業とのマッチングを推進

- a 場 所 ひょうご移住プラザ(ふるさと回帰支援センター内)(東京都千代田区有楽町)
- b 開 所 日 週6日(火~日)(月・祝日は定休)
- c 業 務 内 容 ・ハローワークの求人情報等に基づく職業相談・紹介
 - ・首都圏大学のキャリアセンターと連携した兵庫県企業のPR
 - ・出張職業紹介(関係機関と連携した職業紹介、カムバックひょうご東京センターが出展するUJIターンイベントへの参加)
 - ・各県機関と連携した支援情報の提供等

イ【新】理工系人材獲得の推進(7,382千円)

県内外の理工系大学及び学生と、県内の製造業を営む中小企業とのマッチング機会を創出し、理工系人材の獲得を支援

(ア) 企業と理工系大学との就職情報交換会

県内の製造業を営む中小企業と県内外の理工系大学とのパイプを作るため、オンラインによる就職情報交換会を開催

(イ) 学生との合同交流会

理工系学生に県内の製造業を営む中小企業の魅力を知ってもらうため合同交流会を開催

ウ 合同企業説明会等によるUJIターン就職の促進(16,130千円)

就活生のための合同企業説明会や、県外の大学に進学した県内出身学生に対する県内企業の魅力を発信するためのフェアを開催

(ア) 合同企業説明会

- a 開催場所 大阪市内：2回(6月、3月)
- b 参加企業 ひょうご応援企業()等
- c 対 象 者 大学等卒業予定者及び既卒3年以内の者
- d 内 容 県内企業による就職説明会を開催し、企業と本県出身者のマッチングの場を提供

(イ) 県内企業の魅力発信フェア

- a 開催場所 神戸市内：1回(夏休み期間中)
WEB方式：1回(冬頃)
- b 参加企業 ひょうご応援企業()等
- c 対 象 者 主に大学3年生
- d 内 容 就職活動の本格的な開始前から、県内出身学生が県内企業の魅力を知るための場を提供

県が登録する、県内で就職を目指す若者を積極的に採用する企業

(ウ) 保護者向け就活セミナー

- a 開催場所 神戸市内：1回（2月）
- b 対象者 就職活動時期の学生の保護者
- c 内容 保護者の学生に対する就活への関わり方や、県内企業の魅力を知る場を提供

若者や女性の県内就職の促進（62,668千円）（労政福祉課）

ア【拡】Z世代就職サポートプロジェクト（17,888千円）

ワーク・ライフ・バランスや多様な働き方、ダイバーシティ等を重視する1990年代後半以降生まれのZ世代の県内企業への就職を促進

(ア)【新】ワーク・ライフ・バランス（WLB）推進企業との合同企業説明会の開催

若者の離職防止・県内定着、並びに、コロナ禍で就職活動が困難な状況にある学生を支援するため、WLB推進企業と学生等のマッチングを実施

- a 開催場所 WEB方式：1回（5月）
神戸市内：2回（10月、12月）
- b 参加企業 WLB表彰・認定企業（ ）等
認定企業：WLBの推進に関して、一定の基準に達した企業をひょうご仕事と生活センターが認定
表彰企業：認定企業のうち、先進的・模範的な取組を行い、顕著な効果を上げている企業を政労使三者で表彰
- c 対象者 大学等卒業予定者及び概ね3年以内の既卒者（早期離職者含む）
- d 内容 新型コロナウイルスの影響で就職活動に苦慮している学生等に対し、企業とのマッチングの場を提供

(イ)【拡】女子学生と企業のプレマッチング支援事業

次代を担う女子学生が、就職活動前からライフプランを考慮したキャリアプランニングに取り組むことを支援し、県内での就職を促進

- a 内容 ・連絡会議の開催
- ・実行委員会の開催
県内35大学及び近隣府県大学の女子学生が参画し、女性が働きやすい企業の研究や、有識者からのアドバイス、企業人事担当者との対話を通して、ライフプランを考慮したキャリアプランニングに取り組むことを支援
- ・フォーラムの開催
企業研究の成果発表や企業の事例紹介、啓発のための講話などを行うフォーラムを実施
- ・キャリアプラン形成支援
企業研究に参加する女子学生に対し、個別のキャリアプランニングのための相談・指導を実施
- ・県内企業経営層との座談会
神戸経済同友会と連携し、ダイバーシティやSDGsを重視する県内企業経営層と企業研究に参加している女子学生との座談会を実施

イ 高校・大学と連携した取組 (44,780 千円)

(ア) 高校・大学生「兵庫就活」促進事業

高校・大学生を対象に県内企業の魅力を広く発信し、地元企業への就職を促進

a 高校生対象

県内企業の情報を掲載した企業ガイドブックを高校2年生全員に配付

- ・配付対象 高校2年生全員(発行51,000部。WEBにも掲載)
- ・掲載企業 県内に本社を置く中小企業

(全県共通40社、県民局管内各30社程度 計340社)

b 大学生対象

大学生が県内企業への理解を深めるための情報提供を実施

- ・企業ガイドブックのWEB版の作成・掲載

(イ) 大学生インターンシップ推進事業

県内中小企業の人材確保を図るため、大学生等を対象としたインターンシップを実施

a インターンシップの推進

- ・実施内容 県・商工会議所・経営者協会等による連絡協議会の設置

県内企業で2日～2週間程度のインターンシップ(サイトで通年受付)

ものづくり企業への学生見学会の実施

b 低学年向けインターンシップの実施

低学年(1～2年生)向けに、より教育的効果に比重を置いたインターンシップを実施

c インターンシップ参画企業とのマッチング会の開催

複数の県内企業と幅広く出会うことで、魅力を知るきっかけをつくり、県内企業へのインターンシップへの参加を促進

d WEB インターンシップの導入支援

県内外からの参加促進のため、中小企業のWEB方式導入までのセミナー開催

中小企業の魅力アップ (178,395 千円)

ア 「ひょうご応援企業」就職支援事業 (9,083 千円)(労政福祉課)

兵庫で就職を希望する若者を積極的に採用する企業を「ひょうご応援企業」として登録、ひょうご・しごと情報広場ホームページ等で企業紹介を実施

(ア) 事業内容

- ・企業紹介HPの作成、合同説明会、大学内企業説明会の開催
- ・就活Webトークの運営

県内企業と県内外学生の座談会形式による出会いの場を提供

イ 中小企業就業者確保支援事業(兵庫型奨学金返済支援制度)(37,659 千円)(労政福祉課)

県内中小企業の人材確保や若者の県内就職・定着を促進するため、従業員の奨学金の返済負担軽減制度を設ける県内中小企業を支援

(ア) 補助対象 a 従業員の奨学金返済負担軽減制度を有する県内中小企業

- b 京都府就労・奨学金返済一体型支援事業の対象となっている京都府本社の企業の県内事業所

- (イ) 支援対象者 上記企業に勤める者で、以下の要件を全て満たす者
- ・正社員であること
 - ・30歳未満（申請年度末時点）
 - ・日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者
 - ・申請時点で県内事業所に勤務する者
 - ・申請時点で当該企業就職後5年以内の者
- (ロ) 支援期間 対象者1人につき、最長5年間
- (イ) 補助額 奨学金年間返済額の1/3又は企業支給額の1/2（上限：6万円/年）

ウ 【拡】中小企業合同研修等支援事業（8,762千円）（労政福祉課）

中小企業等への理解を深め適職選択を促すとともに、就職後の職場定着を図ることにより、県内企業への人材確保を支援

(ア) 事業内容

- ・学生向けキャリアセミナー
- ・就職面接会、企業説明会
- ・新入社員等モチベーションアップセミナー
- ・高校生向け企業の出前講座 等

エ 中小企業従業員福利厚生支援事業（89,969千円）（労政福祉課）（P63参照）

(2) 情勢の変化に対応した雇用・就職支援

ひょうご・しごと情報広場における就職支援の実施（72,721千円）（労政福祉課）

就職を希望する者に対し、世代に応じた就職相談を実施するとともに、各種セミナーや就業マッチング等きめ細やかな就職支援を通じて、就職までの一貫したワンストップサービスを提供

[設置場所] 神戸クリスタルタワー12階

神戸ハローワーク若者職業相談窓口と新卒応援ハローワークを併設し一体的に運営（兵庫労働局と連携）

(ア) 若者しごと倶楽部の運営

a 事業内容 個々の課題に対応するとともに、人材ニーズに合致したキャリア形成による早期就職を支援

- ・キャリアカウンセリング
- ・就職支援セミナー
- 就活生向け各種セミナー（面接練習、マナー研修等）
- フリーター等求職者向けセミナー 等

・求人検索、職業紹介

b 対象者 大学生、若年求職者（～39歳）

- (イ) ミドル世代の就労相談窓口の運営 (P 60 参照)
専門的な相談を受ける就労相談窓口を設置し、就職氷河期世代を含む年齢層である、ミドル世代 (40 ~ 64 歳) を対象とした正規雇用化を促進
- (ウ) シニア世代の就労相談窓口の運営 (P 56 参照)
就労意欲のあるシニア世代 (65 歳以上) がライフスタイルや能力に合わせて活躍できるように、就労希望者のマッチングを支援

雇用維持・離職者対策 (3,081,341 千円)

- ア 緊急対応型雇用創出事業 (1,478,000 千円) (労政福祉課)
新型コロナウイルス感染症の影響による今後の更なる雇用情勢の悪化に備えるため、離職を余儀なくされた労働者等に対して、雇用・就業機会を創出
- (ア) 実施規模 600 人

- イ 在籍型出向等支援事業の実施 (5,942 千円) (労政福祉課)
労働者の雇用継続を図るため、一時的に人手余剰となっている事業主から人手不足事業主への期間限定の在籍型出向等 (ワークシェア) を推進
- (ア) 在籍型出向・副業等支援サイトの運営・PR
人手不足事業主の求人情報をサイトに登録し、在籍型出向・副業等を支援
- (イ) 実施企業掘り起こし
推進員による県内企業への周知や送付・受入企業の掘り起こしを実施
- (ウ) 専門相談の実施
在籍型出向等に伴う課題に対し、専門家による相談対応を実施
 - a 専門相談員 (社会保険労務士) の配置 (月 2 回)
 - b アドバイザー (中小企業診断士) の派遣 (月 2 回)

- ウ ワーク・ライフ・バランス推進企業との合同企業説明会の開催 (10,862 千円)
(労政福祉課) (再掲 P 53)

- エ 離職者向け合同企業説明会の開催 (2,901 千円) (労政福祉課)
新型コロナウイルス感染症の影響等による離職者を対象とした合同企業説明会を開催し就職を促進

- オ 離職者等再就職訓練の実施 (1,583,636 千円) (能力開発課)
離職者の早期再就職を支援するため、多様な職業訓練を民間教育訓練機関等に委託し、実施
- (ア) 対象者 ハローワークに求職申込をしている離職者
- (イ) コース 217 コース
- (ウ) 計画定員 4,150 人
- (エ) 訓練期間 2 か月 ~ 2 年間

(3) 多様な主体の就労促進

高齢者の雇用・就業の促進 (17,946 千円)(労政福祉課)

ア シニア世代の就労相談窓口の運営 (6,579 千円)

就労意欲のあるシニア世代(65歳以上)がライフスタイルや能力に合わせて活躍できるよう、就労希望者のマッチングを支援

- a 事業内容 ・短時間勤務の職業紹介
- ・1日程度の体験就業の実施

イ シルバー人材センター事業 (10,243 千円)

県内 34 のシルバー人材センターを指導・育成する公益社団法人兵庫県シルバー人材センター協会の運営を支援

併せて、県内のシルバー人材センター事業の広域連携強化と市町を越えた広域受注開拓を促進する兵庫県シルバー人材センター協会の取組を支援

ウ 【新】働くシニア支援ステーションの設置 (1,124 千円)(労政福祉課)

シニア世代の多様な就労希望と様々な就職先をマッチングさせるため、生きがいしごとサポートセンター内に新たな窓口を設置

コミュニティ・ビジネスにかかる起業・就業相談や就業体験、セミナーの実施から職業紹介まで、ワンストップで高齢者の就労を支援

障害者の雇用・就業・定着の促進 (251,061 千円)

ア ひょうごジョブコーチ推進事業 (34,725 千円)(労政福祉課)

県独自のジョブコーチ制度により、ジョブコーチが障害者の職場を訪問し、個々の特性を踏まえた専門的な伴走型支援を実施することにより、障害者の就労・職場定着支援の充実を促進

(ア) ジョブコーチの養成

国ジョブコーチの認定が可能な養成研修を実施し、兵庫型ジョブコーチ等を養成

(イ) ジョブコーチの派遣

兵庫型ジョブコーチまたは専任ジョブコーチが、障害者が雇用される企業に出向き、障害者および企業の双方に対する支援を実施

イ 特例子会社・事業協同組合設立等助成金事業 (15,030 千円)(労政福祉課)

障害者の雇用促進・雇用率向上を図るため、特例子会社等の設立や特例子会社等が新規障害者雇用を行う場合に支援

(ア) 支援アドバイザーの設置

特例子会社の設立・運営経験者を委嘱し、派遣による相談支援を実施

(イ) 設立等助成

- a 対象要件 (a)中堅・中小企業が特例子会社・事業協同組合を設立し、認定を受けること
(b)特例子会社・事業協同組合が障害者の新規雇用を行うこと
(c)特例子会社・事業協同組合が重度身体障害者・重度知的障害者・精神障害者の新規雇用を行うこと
- b 補助率 (a)特例子会社：1/2、事業協同組合：2/3 (b)1/2 (c)1/2
- c 対象経費 障害者の雇用に要する施設整備費、備品購入費 等
- d 補助上限額 (a)5,000 千円、(b)100～1,000 千円、(c)500～2,000 千円

ウ 障害者雇用拡大支援事業(9,995 千円)(労政福祉課)

障害者雇用に対する基礎知識が不十分な中小企業に対し、指導・相談支援及び啓発を実施

(ア) 障害者雇用推進員による相談・派遣

(イ) セミナー・企業見学会の実施

(ウ) ひょうご障害者ワークフォーラムの開催

就労を希望する障害者やその家族、支援者、障害者の雇用を考える企業を対象としたフォーラムを実施

エ 障害者雇用就業・定着拡大推進事業(48,030 千円)(労政福祉課)

県内 10 箇所の障害者就業・生活支援センターに推進員等を配置し、障害者一人ひとりの適性に応じた就職・職場定着を支援

オ 障害者体験ワーク事業(8,962 千円)(労政福祉課)

中小企業の障害者雇用のきっかけづくりとするため、障害者の職場体験を実施するとともに、障害者雇用促進アドバイザーによる支援や特別支援学校への出前講座・出前ワーク(軽作業)、体験ワーク発表会を実施

カ 障害者職業能力開発支援事業の実施(74,616 千円)(能力開発課)

障害者の職業的自立や社会参加を図るため、障害者の態様に応じた多様な委託訓練を実施

(ア)対象者 ハローワークに求職申し込みしている障害者

(イ)内容 知識技能習得型訓練、企業実習型訓練、e-ラーニングコース

(ウ)計画定員 370 人

(エ)訓練期間 1 か月～6 か月

キ 障害者の工賃向上等支援(37,147 千円)(福祉部)

兵庫県工賃向上計画の目標工賃達成を目指し、障害福祉事業所の仕事開拓、技術指導、新商品開発助成及びインターネット等を活用した授産商品の販路拡大を支援

- ク 農福連携による障害者の就農促進事業（14,732 千円）（福祉部）
農業の専門家派遣等により障害者の季節就農や農産部二次加工等の多様な福祉的就労を促進
- ケ 障害者福祉事業所農業参入推進モデル事業（7,824 千円）（福祉部）
障害者に対する基礎的な農業技術を訓練・修得する場や機会を広げるため、障害福祉事業所の円滑な農業参入を推進
- 外国人労働者の受入拡大（25,176 千円）
- ア 外国人雇用 HYOGO サポートデスクの運営（11,337 千円）（労政福祉課）
県内企業に対し、外国人雇用に対する理解を深め、外国人労働者が在留資格に応じて適正に就労できるよう支援
- (ア) 外国人雇用 HYOGO サポートデスクの運営
- a 実施方法 対面・電話等による相談
 - b 相談内容 在留資格、外国人雇用制度、業務内容・労務管理上の留意点等
 - c 相談体制 雇用相談員 2 人、専門アドバイザー（予約制）
 - d 相談日時 週 5 日（月～金） 各日 10:00～17:00
- (イ) 外国人雇用セミナーの開催
- a 対 象 外国人雇用企業、外国人雇用に関心のある企業
 - b 内 容 外国人雇用制度、雇用先進事例の紹介
- イ【拡】外国人留学生の県内中小企業等への就職の促進（11,498 千円）（国際課）
県内中小企業の海外での事業展開に向けて、現地事情に精通した外国人留学生の活用が求められているため、低学年向け就職準備講座等を新たに実施するなど、外国人留学生の就職支援を充実
- ウ 技能実習生の技能検定受検機会の充実（2,341 千円）（能力開発課）
外国人材の受入拡大のため、兵庫県職業能力開発協会の技能検定実施体制を充実
- 就職氷河期世代への就労支援（59,304 千円）
- ア 【新】おためし企業体験 in HYOGO（28,478 千円）（労政福祉課）（再掲 P51）
- イ 就職氷河期世代等就労支援プログラム事業（14,324 千円）（労政福祉課）
就職氷河期世代求職者の就職活動を支援するため、企業面接準備研修や就労体験等を行い、正規雇用につなげる人材育成プログラムを実施
- a 対象者数 30 名
- ウ 【拡】就職氷河期世代向け合同企業説明会の開催（4,215 千円）（労政福祉課）
就職氷河期世代を対象とした合同企業説明会及び就職支援セミナーを開催し、就職を促進

エ ミドル世代の就労相談窓口の設置 (12,287 千円)(労政福祉課)

専門的な相談を受ける就労相談窓口を設置し、就職氷河期世代を含む年齢層であるミドル世代 (40~64 歳) を対象とした正規雇用化を促進

- a 事業内容 ・レベルアップ就職プログラムの実施
・ミニマッチング会の開催

保護観察対象者等の雇用・定着の促進 (20,038 千円)(労政福祉課)

ア【拡】刑務所出所者等雇用導入促進事業 (7,040 千円)

刑務所出所者等を新たに雇用する民間事業者 (協力雇用主等) に対して、神戸保護観察所等と連携して最大 4 か月間の給与、研修費の一部を助成

- (ア) 補助対象 a 国の刑務所出所者等就労奨励金の支給対象となった協力雇用主
b コレワークを通じて矯正施設出所者を雇い入れた雇用主

a、b とも、原則、初めて対象者を雇用する雇用主に限る。

ただし、a により助成対象となった雇用主が、b による対象者を初めて雇用した場合は対象とする。

(イ) 補助額 (給与 7 万円 + 研修費 1 万円) × 4 か月 = 最大 32 万円

イ 保護観察対象者等雇用拡大促進事業 (6,658 千円)

保護観察対象者等の就労・職場定着を図るため、保護観察対象者等の雇用基盤整備を行っている NPO 法人兵庫県就労支援事業者機構に就労支援員を配置

ウ 保護観察対象者等就労支援プログラム事業 (6,340 千円)

民間人材教育会社等が保護観察対象者等を 1 か月間雇用し、研修や職場体験、就職支援を実施

- (ア) 実施内容 ビジネス基礎研修 (座学): 1 週目
職場体験: 2 週目 ~ 1 か月
就職支援: 最大 4 か月まで

コミュニティ・ビジネス等への支援 (57,155 千円)

ア【拡】コミュニティジョブ支援事業 (33,983 千円)(労政福祉課)

コミュニティ・ビジネスの起業や生きがいのある働き方を望む高齢者等に対する起業・就業支援を通じて多様な働き方を推進するため、NPO 法人等による生きがいしごとサポートセンターの設置・運営を支援

イ 介護人材マッチング機能強化事業 (23,172 千円)(福祉部)

介護分野への就労希望者の掘り起こし、求職者のニーズに合わせた新規求人の開拓、事業所連携の推進等を実施

(4) 多様で柔軟な働き方の推進

「ひょうご仕事と生活センター」事業等の実施(161,589千円)(労政福祉課)

ワーク・ライフ・バランス(WLB)の全県的な推進拠点である「ひょうご仕事と生活センター」及び地域拠点(阪神事務所・姫路事務所)において、普及啓発・情報発信、相談、研修企画・実施等に取り組み、多様で柔軟な働き方による働きやすい雇用就業環境を創出。令和4年度は、新たにテレワークの導入から定着までを総合的に支援するためのサポートセンターを設置するとともに、県内企業のワーケーションへの機運を醸成

ア 普及啓発・情報発信事業(84,645千円)

(ア) ホームページの運営、情報誌の発行、WLBフェスタや地域シンポジウム(阪神・姫路)の実施 等

(イ) WLB推進企業の拡大と取組の充実への支援

- a ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言
- b ひょうご仕事と生活の調和推進企業認定
- c ひょうご仕事と生活のバランス企業表彰

イ 相談事業(30,472千円)

(ア) ワンストップ相談の実施、専門家の派遣

(イ) 従業員意識調査の実施

ウ 研修企画・実施事業(30,056千円)

(ア) 各企業等の課題等を踏まえた研修の企画・実施

(イ) キーパーソン養成講座の開催

(ウ) 宣言・認定・表彰企業向け研修会の開催

(イ) 県民局・県民センターや地域の商工会議所等と連携したセミナーの開催

エ【新】ひょうごテレワークサポートセンターの設置(15,650千円)

企業等におけるテレワークの導入から定着までを総合的にサポートするため、テレワークサポートセンターを設置

(ア) ICTアドバイザーによる相談対応(テレワークに必要なネットワークシステム、セキュリティシステム、業務の切出し、導入部署・業務の相談、先進事例の紹介 等)

(イ) 体験相談会の実施

オ【新】ワーケーションの推進(766千円)

県内企業におけるワーケーションの機運醸成を図り、多様で柔軟な働き方を推進するため、普及啓発や相談員派遣を実施

(ア) ワーケーションセミナーの実施

(イ) ニーズに応じて随時、相談員を派遣

実践支援事業(201,150千円)(労政福祉課)

ア 中小企業育児・介護代替要員確保支援事業(100,000千円)

育児・介護による離職を防止し、就業継続を支援するため、育児・介護による休業者及び短時間勤務制度利用者の代替要員の雇用に要する賃金の一部を助成

(ア) 対象労働者 同一企業等に引き続き1年以上勤務していた者 等

(イ) 補助率 代替要員の賃金の1/2

(ウ) 支給上限額 休業コース 月額100千円、総額1,000千円

短時間勤務コース(育児) 月額25千円、小学3年生まで

短時間勤務コース(介護) 月額100千円、総額1,000千円

イ 仕事と生活の調和推進環境整備支援助成事業(50,000千円)

中小企業のWLB推進のための職場環境整備(ハード整備)を支援するため、整備費の一部を助成

(ア) 対象経費

a 女性等様々な人材の職域拡大のための環境整備

(専用のトイレ・更衣室、高齢者の負担軽減補助機器 等)

b 多様な働き方を導入するための環境整備

(事業所内託児スペース 等)

(イ) 補助率 1/2(上限2,000千円)

ウ テレワーク導入支援助成事業(51,150千円)

中小企業のテレワークの導入を促進するため、整備費の一部を助成

(ア) 対象経費 機器購入費、システム・ネットワーク構築費等導入に要する経費

(イ) 補助率 1/2(上限2,000千円)

多様な勤務形態、新たな働き方の定着促進(4,843千円)(労政福祉課)

ア 多様な働き方推進に向けた取組(3,127千円)

(ア) セミナーの開催

テレワーク、フレックスタイム等の多様な勤務形態に関する企業の理解を深めるとともに、副業等の新たな働き方に関する先進事例等の情報を共有し、制度導入に向けた意識を醸成

(イ) 「多様な働き方推進会議」の設置・運営

県内中小企業における多様な働き方の浸透・定着を目指すための推進体制を整備し、情報共有を図るとともに、多様な勤務形態の導入促進や新たな働き方の普及に関する方策を検討

イ【新】労働者協同組合法の普及啓発(1,716千円)

労働者が出資し経営に参画できる労働者協同組合法の施行(令和4年10月)にあわせ多様な就労機会の創出に向けて、制度の広報、事前相談、フォーラム等を実施

勤労者福祉の向上（318,652 千円）（労政福祉課）

ア 中小企業従業員福利厚生支援事業（89,969 千円）

中小企業の人材確保を支援するため、（公財）兵庫県勤労福祉協会が運営する中小企業従業員共済制度（ファミリーパック）において、健康分野の福利厚生メニューの補助と加入促進への支援

(ア) 健康分野メニューの補助

- a インフルエンザ予防接種料補助 3,000 円 / 人（配偶者を含め最大 6,000 円）
- b 人間ドック利用料補助 20,000 円 / 人（配偶者を含め最大 40,000 円）

(イ) 加入促進への支援

- a 専門嘱託員による加入促進
加入促進専門嘱託員（2 名）を配置し、重点的な加入促進を展開
- b 非正規雇用労働者福利厚生加入促進
非正規雇用労働者の福利厚生制度の充実を図るため、会費の 1/2 を新規加入から 3 年助成し、加入を促進

イ 勤労者福祉施設の運営（228,683 千円）

勤労者をはじめ広く県民に憩いと休養の場や文化、スポーツ、レクリエーション活動の場を提供するため、勤労者福祉施設を運営

名 称 (設置年月日)	所在地	設 備 内 容	管理運営団体
中央労働センター (S52.1.10)	神戸市中央区	大ホール、小ホール、 視聴覚室、会議室	(公財)兵庫県勤労福祉 協会
姫路労働会館 (S61.11.18)	姫路市北条	多目的ホール、会議室、視聴覚 室、サークル室、和室、トレー ニング室	(公財)兵庫県勤労福祉 協会
丹波年輪の里 (S63.4.1)	丹波市柏原町	木の館、クラフト館、アトリエ、 イベント広場、芝生広場	(公財)兵庫丹波の森協 会
但馬ドーム (H10.10.1)	豊岡市日高町	多目的グラウンド、多目的室、 トレーニング室	(公財)兵庫県勤労福祉 協会・全但バス(株)グ ループ

労働環境・労働条件の向上（78,611 千円）（労政福祉課）

ア 中小企業における正社員転換・処遇改善支援事業の実施（2,611 千円）

非正規雇用労働者の正社員転換など処遇改善を推進するため、企業経営者向けのセミナー兼相談会等を実施

イ 労働環境対策事業（75,000 千円）

地域の商工会、商工会議所等がコーディネート機能を発揮して、個々の企業では取組が困難な労働環境の整備や勤労者の福祉の向上に共同で取り組む事業を支援

(ア) 補助対象事業例

区 分	事業例
より働きやすい労働条件の整備	ワーク・ライフ・バランス推進セミナー 就業規則作成・見直し相談会」等
職場の安全・安心の確保向上	労働安全衛生講習会 中小製造業の労働事情に関する調査 等
人材の確保・定着と能力向上	人材育成セミナー 地域の中小企業が共同で実施する合同就職説明会 等
企業ボランティア活動等の社会貢献活動	企業ボランティア活動等に関するセミナー 等
働き方改革の推進	働き方改革と生産性向上セミナー 働き方改革の推進に関する指導・相談事業 等
外国人材活用による人手不足の解消	外国人材活用にあたっての人事管理セミナー 個別相談会 等
健康経営の推進	従業員の健康増進に資するセミナー 従業員向けスポーツ講習会 等
ポストコロナ社会に向けたセミナー・研修会・相談会の開催	テレワーク導入相談会 テレワーク導入に必要な労務管理セミナー 等
ICT化の推進による人材確保や労働環境の改善	ICT化推進に関するセミナー WEB説明会・面接の導入 等

(イ) 推進体制の整備

ワーク・ライフ・バランス、働き方改革等労働環境の整備を推進するため、専門員を設置（商工会連合会：1名、商工会議所連合会：2名）

ウ 労働安全衛生教育事業（1,000千円）

労働災害の防止、労働安全衛生意識の高揚等を図るため、職場における労働災害防止やストレスチェック等に関する講習会の開催、教育資料の配布を実施

セーフティネットの整備（3,740千円）（労政福祉課）

ア 離職者生活安定資金融資制度の実施（3,740千円）

自己の責任によらない理由等により離職し、現に求職活動を行っている者に対して、生活資金及び再就職に向けたスキルアップ（技能向上）のための資金を融資

制度名		離職者生活安定資金融資制度		
		一般生活資金	臨時生活資金	再就職支援資金
資金使途		本人及び世帯員の日常生活に必要な資金	本人又は世帯員の臨時的な生活資金	再就職に向けての技能向上に必要な資金
融資条件	連帯保証人	原則不要	必要	必要
	限度額 (償還)	50万円 (2年5か月以内)	30万円 (2年5か月以内)	100万円 (5年以内)
	利率	年1.0%		

労使団体等との連携強化（804 千円）（労政福祉課）

ア 雇用対策会議等の開催（804 千円）

労使団体及び労働関係行政機関との緊密な連携を図り、労働行政を円滑かつ効果的に推進するため、政労使による全県単位の「雇用対策会議」及び県民局・県民センター単位の「地域別雇用対策会議」を開催

労働情報の収集・提供（15,473 千円）（労政福祉課）

ア 労使関係総合調査の実施（979 千円）

県内すべての労働組合について、組合数、組合員数等を調査

イ ひょうご労働図書館の運営（14,494 千円）

新しい働き方や自律的な求職活動に資する情報、労働運動に関する資料など、労働分野における図書、資料を収集し、広く県民に情報を提供

(ア) 蔵書内容 労働法、労働運動、労働事情、経済事情等に関する図書・定期資料、大学紀要など約 20 万 2 千冊（うち約 4 万冊を開架書架に配架）

2 人材の育成と職業能力の向上

(1) ものづくり人材の育成

技能の振興と職業観の醸成の促進(57,408千円)(能力開発課)

ア 技能検定の普及と受検促進(12,744千円)

兵庫県職業能力開発協会との連携のもと、技能検定を実施するとともに、若者の技能検定受検を促進するため、実技試験受検料の一部を減免

(ア) 技能検定の普及促進

技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図るため、兵庫県職業能力開発協会との連携のもと、技能検定を実施し、合格者に「技能士」の称号を授与

(イ) 若者の技能検定受検の促進

「ものづくり分野」を支える人材の確保・育成を図るため、25歳未満の在職者の技能検定実技試験手数料を減免(最大9,000円)し、若者が受検しやすい環境を整備

(ウ) 技能実習生の技能検定受検機会の充実(再掲(P59))

外国人材の受入拡大のため、兵庫県職業能力開発協会の技能検定実施体制を充実

イ 技能啓発の推進(903千円)

技能水準の向上及び技能の伝承を進め、技能尊重気運の醸成を図るため、各種技能振興施策を推進

(ア) 優れた技能者の表彰(兵庫県技能顕功賞・兵庫県青年優秀技能者表彰)

極めて優れた技能を有し、県の産業の発展に功績のあった技能者、将来を嘱望される青年技能者を表彰

(イ) 「ひょうごの匠」の認定

県内の優れた技能者の中で、技能の伝承及び技能後継者の育成に熱意を持つ者を認定

(ウ) 技能グランプリ・技能五輪全国大会・全国障害者技能競技大会への参加選手の支援

ウ 兵庫県職業能力開発協会の事業支援(43,761千円)

職業能力開発促進法に基づく認可法人である兵庫県職業能力開発協会が実施する職業能力開発と技能検定の普及振興等の事業を支援

ものづくり体験を通じた青少年の職業意識の高揚と技能尊重気運の醸成

(55,611千円)(能力開発課)

ア ものづくり体験館事業の実施(46,986千円)

ものづくり体験館において、小学生、中学生、高校生を対象に、職業としてのものづくりの魅力、奥深さを伝え、ものづくりへの関心を高めるとともに、技能者の後継育成に繋げるために、本格的なものづくり体験の機会と場を提供

(ア) 実施内容 ・ものづくり体験学習

小学生対象：20回

中学生対象：90回

高校生対象：5回

・特別展・企画展等

体験プログラム作品や地場産業などに関する展示を実施

(イ) 実施場所 ものづくり大学校、ものづくり体験館内

イ ものづくり技能フェスタの開催(3,000千円)

技能体験等を通じ、若者にもものづくりの楽しさやすばらしさを伝承するため、ものづくり技能フェスタを開催

(ア) 開催時期 令和4年10月(予定)

(イ) 開催場所 神戸国際展示場(予定)

(ウ) 内容 匠の技の実演、技能体験教室 等

ウ しごとツーリズム促進事業の実施(5,625千円)

小中学生のしごとに対する理解を深め、早期の段階から職業意識を養うため、ものづくり体験、しごとに関する学習、地元のふるさと企業への訪問を行う際に、バス借上げ経費を助成

(ア) 助成件数 225台

(イ) 助成限度額 25千円/台

(2) 職業能力の開発

求職者に対する能力開発の推進 (2,352,743 千円) (能力開発課)

ア 公共職業能力開発施設で行う能力開発の推進 (382,920 千円)

5つの公共職業能力開発施設において離転職者、新規学卒者、障害者等の求職者に対する職業能力開発を実施

ものづくり大学校 (姫路市)

但馬技術大学校 (豊岡市)

神戸高等技術専門学院 (神戸市西区)

障害者高等技術専門学院 (神戸市西区)

兵庫障害者職業能力開発校 (伊丹市)

イ 民間教育訓練機関を活用した職業能力開発の推進 (1,969,823 千円)

専門学校等を活用し、介護・福祉、情報通信分野等を中心に職業訓練を実施

(ア) 離職者訓練の実施 (再掲 P56)

離転職や再就職を目指す求職者等の就職支援のため、労働需要が高い介護・福祉、IT分野等、多様な職業訓練を実施

< デジタル人材育成に関する分野の訓練を拡充 >

・ IT応用コース 265 人 315 人(+50 人)

・ IT資格取得要件を満たした場合、委託費を 10 千円/人・月上乗せ

(イ) 障害者対象の訓練の実施

・ 障害者の就職支援のため、パソコン基礎やホームページ作成等の職業訓練を実施 (再掲 P58)

・ 「阪神友愛食品(株)」に委託し、知的障害者を対象とした職業訓練を実施

在職者に対する能力開発の推進 (9,969 千円) (能力開発課)

指導者不足や設備面から、単独では技能向上のための取組が困難な中小・零細企業のニーズを踏まえ、在職者 (特に若手・中堅の技能者) を対象に、各種資格取得や技能レベルに応じたきめ細かな訓練を実施

< 実施校 > ものづくり大学校、但馬技術大学校、神戸高等技術専門学院

民間事業主団体等が行う職業能力開発への支援 (21,270 千円) (能力開発課)

民間事業主が雇用する労働者等に対して行う職業能力開発を支援するため、厚生労働省令の基準に適合する職業訓練コースの認定を行うとともに、中小企業事業主等が実施する認定職業訓練に対して運営費を補助

交流の促進

1 国際交流の推進

(1) 多文化共生社会の推進

地域国際化の推進(67,850千円)(国際課)

令和2年度改定の「ひょうご多文化共生社会推進指針」に基づき、すべての県民が相互に理解し、共に支え合うことにより、地域への参画と協働を担うことのできる多文化共生社会の実現を推進

ア ひょうご多文化共生総合相談センターの運営(41,816千円)

国の外国人材受入れ・共生のための総合的対応策を受け、22言語での相談対応、NGOと連携した週末相談を行い、今後、増加が見込まれる外国人県民への生活相談、情報提供を実施

(ア) 実施内容

平日：月～金 9:00～17:00 外国人県民インフォメーションセンター

週末：土・日 9:00～17:00 NGO神戸外国人救援ネット

(イ)22言語対応(相談員対応に加え、電話通訳・翻訳アプリも活用)

日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、韓国語、フィリピン語、インドネシア語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、クメール語、マレー語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語(R4.3.10～平日のみウクライナ語対応)

イ【新】外国人県民安全・安心基盤整備(1,428千円)

災害時・緊急時等に、情報を翻訳し、外国人相談窓口にて提供。また、地域において、市町・市町国際交流協会、外国人コミュニティ、支援団体、雇用企業等と連携して、情報伝達の体制を構築するとともに、外国人県民への防災意識啓発を実施

ウ 日本語教育支援の充実(兵庫県地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業)

(9,258千円(兵庫県国際交流協会交付金))

(ア) 全県・地域の体制づくり

a 総合調整会議 全県的な日本語教育の推進課題について協議

b 地域調整会議 地域の関係機関による課題協議、市町における情報共有

(イ) 日本語教育の実施

a 外国人県民対象日本語講座・すぐに役立つ日本語講座の開催

b モデル地域での初期日本語教室及び地域課題に応じた日本語教室の開設

(ウ) 人材育成

a 外国人県民、外国につながる子どもへの支援ボランティア対象研修

b 日本語教師対象「生活者としての外国人県民向日本語指導の方法」研修

(イ) 市町啓発

市町、市町協会等を対象に日本語教育の最新状況について紹介するシンポジウム等を開催

エ 母語教育支援の充実（7,758千円（兵庫県国際交流協会交付金））

(ア) 母語教室の充実

市町や外国人コミュニティへの財政支援等により母語教室を充実

(イ) 母文化イベントの実施支援（年6回）

母文化保持のため外国人コミュニティ等が実施する各種イベントを支援

(ウ) 母語教育の普及啓発

外国にルーツを持つ親子や学校教員、ボランティア等の支援者を対象に、既存資料等による普及啓発を予定

オ 外国青年の招へい（JETプログラム）（24,314千円）

(ア) 国際交流事業の企画立案及び助言のために外国青年を国際交流員として招へいし、国際課等に配置

(イ) 外国語教育の充実を図るための、小中学校・高校等における外国語指導助手の配置等について、市町、教育委員会、（一財）自治体国際化協会等と調整を実施

(2) 国際ネットワークの構築

国際交流推進基盤の整備・活用（662,501千円）（国際課）

在日外国公館・民間国際交流団体・市町等との連携、海外とのネットワーク化を推進するとともに、国際交流の拠点となる施設の運営などを実施

ア 国際交流の拠点・ネットワークの形成（353,493千円）

(ア) （公財）兵庫県国際交流協会の活動支援

地域の中核的な国際交流団体として設置された（公財）兵庫県国際交流協会が実施する活動を支援し、県民主体の「草の根交流」を促進

(イ) ひょうご国際プラザの運営

外国人の活動支援、日本人の国際理解、県民参加を促進する中核施設として、ひょうご国際プラザを設置・運営

a 場 所 H A T神戸 国際健康開発センタービル2階

b 内 容 国際情報センター(マルチメディアライブラリー、図書資料コーナー)等

(ウ) 海外事務所の運営

世界の活力を兵庫へ呼び込む県の総合窓口として、また各種交流の基盤として友好・姉妹州省とのネットワークを強化し、総合的な国際施策を推進するため海外事務所を設置。中小企業の支援ニーズを踏まえ、現地の生の情報やネットワークを活用した県産品の海外販路開拓・拡大など、オンラインだけでは困難な事業に重点化し、運営体制を見直し

a 設 置 数 4か所（ワシントン州、西オーストラリア州、パリ、香港）

ブラジルについては令和4年度から廃止、

西オーストラリア州については令和5年度から廃止

(I) 【新】南米との交流促進事業

ブラジル事務所廃止後の南米との交流を促進するため、現地での業務を委託

(オ) 県立淡路夢舞台国際会議場の管理運営

- a 県立淡路夢舞台国際会議場の管理運営
淡路島国際公園都市にある淡路夢舞台の中核施設として管理・運営を実施
- b 国際会議等の誘致
県立淡路夢舞台国際会議場への国際会議等の誘致を推進

イ 旅券事務所の運営（259,401 千円）

旅券事務所の申請受付・交付等の事務を行うため、神戸本所、尼崎出張所、姫路出張所、但馬空港窓口を運営し、各窓口において土日開庁を実施（月・火は閉庁）

ウ 外国政府機関等との連携（49,607 千円）

(ア) 外国貴賓・領事団等の接遇

外国貴賓及び友好・姉妹州省首長等の接遇、在関西総領事館、大使館との連絡調整、諸外国からの文書等の翻訳、海外への情報発信を実施

(イ) (一財) 自治体国際化協会の活動支援

地方公共団体を主体とした地域の国際化推進事業の支援等を目的として設立された(一財)自治体国際化協会の活動を支援

(ウ) 【新】外国への情報発信

初版作成から 20 年以上が経過している県紹介パンフレットを全面改定。外国貴賓の来県、国際会議、友好州省等との交流事業等の機会に活用し、県政を海外へ情報を発信

友好・姉妹州省等との交流推進（8,081 千円）(国際課)

7つの友好・姉妹州省を中心に世界の各地域との間で、経済、観光、教育、文化、環境、防災等幅広い分野で、双方の課題解決に向けた交流を推進

ア 【新】広東省友好提携 40 周年記念事業の実施（4,180 千円）

(ア) 時 期 令和 4 年秋頃（予定）

(イ) 場 所 広東省、香港

(ウ) 内 容 広東省政府との交流協議、経済交流事業の実施 等

イ 【新】友好・姉妹提携先等からの訪問団の受入（2,550 千円）

(ア) 受入予定地方 5 地方

〔 広東省(中国)、西オーストラリア州(オーストラリア)、パラナ州(ブラジル)、
シュルツゲイ化・ルシタイン州(ドイツ)、アノール・エ・ワール県(フランス) 〕

(イ) 内 容 歓迎行事の開催

ウ 北東アジア地域自治体連合への参画（1,351 千円）

北東アジア地域の自治体間の相互の信頼関係の構築、交流協力ネットワークの形成、地域全体の発展を目指して、北東アジア地域自治体連合に参画

2 新たな観光戦略の構築と観光地域づくりの推進

(1)【新】新観光戦略の推進(観光振興課)

現行のツーリズム戦略(2020～2022年度)策定時からのコロナ禍によるインバウンドの消失や旅行志向の変化等に対応し、2025大阪・関西万博の開催など誘客拡大の好機を捉え、新たな観光戦略を策定

ア 新観光戦略推進会議の開催(733千円)

(ア)委員数 11名(学識、観光事業者(宿泊、交通)、観光地域づくり団体等)

(イ)開催回数 3回

イ 県内主要観光地魅力度調査(1,350千円)

(ア)内容 県内を訪れた国内旅行者の訪問動機、訪問先、満足度、リピーター率等の調査を実施

(イ)実施手法 (公社)ひょうご観光本部へ補助

(2)【新】ユニバーサルツーリズムの推進(観光振興課)

高齢者や障害者等、移動や宿泊などに困難を伴う方が旅行しやすいユニバーサルツーリズムを一層推進するため、人材育成等による受入体制の強化やモニターツアー等による情報発信を展開

ア 全県的な受入体制の強化(6,922千円)

(ア)ひょうごユニバーサルツーリズム推進連絡会の設置(開催回数：5回)

(イ)人材育成の充実

・ユニバーサルツーリズム相談コンシェルジュの育成

旅行者や観光事業者からの相談に応じて、企画調整する能力を有するコンシェルジュを育成

a 対象者 旅行業者、観光協会、地域のUT拠点等

b 内容 座学講習 4日、ワークショップ 2日

・観光地人材のおもてなし力強化

宿泊施設等観光産業に関わる経営管理層の理解と実践を促すトップセミナーを開催するとともに、従業員に対し、高齢者・障害者への接し方等おもてなし力習得に関するセミナーを実施

a 対象者 宿泊施設、観光施設、飲食店、お土産店、バス・タクシー事業者等

b 回数 11回(トップセミナー1回、おもてなし研修2回×5地域)

(ウ)宿泊施設のソフト対策支援

高齢者・障害者が安心して滞在する上で障壁となる、ハード面以外の課題を解消するための宿泊施設の取組を支援

a 補助対象 宿泊施設(UT取組宣言を行い、かつ、基準を満たす宿泊施設)

- b 対象経費 聴覚障害者向けルームフ°・筆談タブレット等備品購入費、従業員接遇資格取得経費 等
- c 補助金額 上限 30 万円
- d 補助率 1/2 市町随伴期待

イ ユニバーサルツーリズムの拡大に向けた情報発信(5,976 千円)

(ア)新制度の周知

宿泊施設認証やUT相談コンシェルジュ等の新制度を発信するため、ロゴマークデザインの公募及びリーフレットの作成を実施

(イ)モニターツアーの実施

具体性を持ってPRするため、障害区分に応じたモニターツアーを実施

(ウ)旅行者・観光業者へ訴求する冊子・動画の制作

(3) 大阪・関西万博を見据えた観光基盤の強化(観光振興課)

【新】兵庫デスティネーションキャンペーンの展開(75,000 千円)

コロナ禍により深刻な影響を受けた兵庫観光の再生を図り、兵庫ブランド力の強化を図るため、令和5年度に予定されている「兵庫デスティネーションキャンペーン」をプレ実施

- ・事業主体 兵庫デスティネーションキャンペーン推進協議会
- ・テーマ 「兵庫テロワール旅 - 私の感動、その先へ。 - 」
- ・総事業費 3 億円
- ・負担割合 県：市町=1：1
- ・実施方法 兵庫デスティネーションキャンペーン推進協議会へ負担金支出
- ・全体スケジュール

年度	時期	主要事業
令和3年度	秋～	・推進協議会の設立 ・全国宣伝販売促進会議の準備開始
令和4年度	夏～	・プレキャンペーン(JR 西日本と実施) ・全国宣伝販売促進会議の開催
令和5年度	夏(7～9月)	・本キャンペーン(JR 6 社と実施)

・全体事業内容

区分	主な実施内容(予定)
兵庫五国の風土に根ざした体験メニューの提供	・観光素材集制作 ・「兵庫テロワール旅」体験コンテンツプロモーション
兵庫五国の風土に根ざした「食」のプロモーション	・JRグループ連携「食」フェアの開催 ・兵庫県産品を活用したお弁当等の開発
「兵庫来訪」と「五国周遊」の利便性向上	・「観光列車」運行・「特別クルーズ」運航 ・バス等を活用した2次アクセスの充実
「県民総参加」のおもてなし	・兵庫県民お勧めの Instagram 等投稿等によるWEBプロモーション
「旅スタイルの多様化」への対応	・全国販売促進会議の開催 ・専用ホームページ、イベントガイドブック制作

兵庫観光の「リアルディング」	<ul style="list-style-type: none"> ・PR 動画作成 ・5 連ポスター、販促ハルビ制作 ・YouTube での「食」をテーマとした番組の配信
----------------	--

ひょうご地域資源を活かした体験型コンテンツ造成・流通促進事業(33,230 千円)

県内各地の観光協会・民間事業者等から地域資源を活かした体験型の観光コンテンツを募集。ひょうご観光本部とともに磨き上げ、国内外の旅行会社において、体験コンテンツと組み合わせたツアー商品化、販売・プロモーションを展開

ア 観光地の体験コンテンツ開発に対する支援

県内各地の観光協会・民間事業者等から地域資源を活かした体験コンテンツを募集し、観光本部による磨き上げを実施

・実施内容 現地指導、モニターツアー、旅行会社向け商談用タリフ作成

イ 観光地の受入環境整備に対する支援

体験コンテンツの開発に際し、観光協会・民間事業者等が行うWi-Fi環境、多言語化等の受入環境整備に対して助成

(ア) 補助対象 Wi-Fi環境、キャッシュレス化、多言語化(WEB、パンフレット、看板等)、翻訳通訳機等

(イ) 補助上限額 プレミアム：1,000 千円、スタンダード：500 千円

(ウ) 補助率 プレミアム：2/3、スタンダード：1/2

ウ 旅行会社を活用したツアー商品化と販売・顧客促進

国内外の旅行会社を対象に、体験コンテンツと組み合わせたツアー商品化を促進。併せて、旅行会社における販売・プロモーションを促進

【新】ふるさと桜づつみ回廊プロジェクトの実施(3,565 千円)

インバウンド観光の需要回復を図るとともに、大阪・関西万博来場者の周遊促進を図るため、本県の瀬戸内海から日本海まで周遊・滞在するインバウンド向け広域ルートを開発

【ふるさと桜づつみ回廊】

河川環境整備の一環として、公募により県民が植樹した桜づつみ。
瀬戸内海から日本海へ縦断するその規模は日本一(170km、5万本)。

(ア)内 容 ・回廊ルートの現地調査

a 観光資源調査 桜開花、新緑、紅葉の3シーズンで実施

b 道路状況調査 貸切大型バス、E-bike による沿線試走

・植樹した地元県民のストーリー調査

・モデルルート制作・動画制作等

(イ)実施手法 民間事業者へ委託

「ひょうご観光本部」の体制整備・運営支援(75,306 千円)

観光をめぐる経済・社会環境の変化に対応したツーリズム振興による多彩な地域づ

くりを図るため、公民連携の中核となる（公社）ひょうご観光本部の事業活動を支援

兵庫観光の魅力発信（31,888千円）

ア 観光WEBサイトの充実強化事業（8,000千円）

観光客ニーズの的確な把握、ニーズに沿った情報発信を行うため、双方向情報発信可能で利便性の高い機能を有する情報プラットフォームを運営

(ア) ホームページの機能拡充

- a 双方向機能の充実
- b 多言語サイトの充実

イ ひょうごロケ支援Netの推進（1,081千円）

映画・テレビ等のロケ地をツーリズム資源とした観光PRを推進するため、フィルムコミッションや市町等と連携してロケを誘致・支援

(ア) ホームページ（4か国語）によるロケ地情報発信

(イ) ロケ適地の相談、地元関係者との調整等のロケハン・ロケ支援

(ウ) ロケ誘致活動普及啓発セミナーの実施

ウ ひょうごツーリズムバスの実施（22,673千円）

県政への理解促進、地域間交流、兵庫の魅力のPR等を促進するため、県がバス借上料の一部を補助

(ア) 助成要件 指定する対象施設の訪問（宿泊2カ所以上、日帰り1カ所以上）

（対象施設：（例）姫路城、竹田城跡、ハーバーランド等 約1,400箇所）

(イ) 補助限度額

参加人数	県内で宿泊	日帰り
20人以上	30,000円	15,000円
10～19人	15,000円	7,500円

エ 旅行業の登録事務等（134千円）

旅行業者の健全な育成を通じて消費者保護を図るため、旅行業法に基づき旅行業者の登録事務（新規登録、更新登録、変更登録等）を実施

物産の強みを活かした兵庫五国の魅力発信（84,210千円）

ア【拡】観光特産品ブランド構築の促進（36,672千円）

各地の観光特産品の販路拡大および認知度向上を図るため、「五つ星ひょうご」をはじめとする本県の特産品ブランド構築を促進。また、「五つ星ひょうご」選定商品は、ブランド設立から10年が経過したため、商品の選定から5年経過毎に登録内容を更新する新たな制度を導入し、ブランド価値の更なる維持・向上を図る

(ア) 観光特産品の販路拡大

- a ECサイトのプロモーション

- b 首都圏等での展示販売
- (イ) 観光特産品の認知度向上
 - a 様々な広報媒体を活用した特産品PR
 - b 「五つ星ひょうご」認知度調査・商品選定の効果検証
- (ウ) 観光特選品ブランドの普及促進
 - a 学識経験者、マスコミ、バイヤー等による商品選定
 - b 内覧会(商談会)・販売会開催
 - c 選定から5年経過した商品の登録内容を更新

イ ひょうごふるさと館の運営(23,712千円)

県内特産品の振興を図るため、「ひょうごふるさと館」(神戸阪急新館5階)の設置運営や各地での物産展の開催などにより、特産品の販路拡大と情報発信を実施

ウ 伊丹空港における県観光・物産情報コーナーの運営(13,194千円)

国内観光客の本県への誘客を促進するため、国内基幹空港である伊丹空港において、県観光・物産情報等を発信

(ア) 設置場所 伊丹空港ターミナルビル2階到着口正面付近

- (イ) 事業内容
 - a デジタルサイネージ、タブレット端末、VR動画装置による観光案内
 - b ひょうご特産品自動販売機
 - c 観光情報提供・相談・案内

エ【新】観光・特産品の首都圏プロモーションの実施(10,632千円)

コロナ禍により打撃を受けた県内観光・地場産業等の需要回復に向け、大阪・関西万博におけるフィールドパビリオン展開を見据えた、上質かつホンモノ志向の「ひょうごブランド」確立を図るため、新たな観光・特産品の首都圏プロモーションをモデル事業として実施

(ア)兵庫ブランド向上事業の展開(8,314千円)

コンサルティング機能を有する民間事業者と連携し、兵庫ブランド構築のためのプロモーションを実施

- a 内 容 首都圏富裕層をターゲットにしたテストマーケティング、商品改良・BtoB販路拡大等(3か月×2期)
- b 想定品数 20品目程度(3か月ごとに入れ替え)/1期
- c 実施手法 民間事業者へ委託

(イ)兵庫ブランドをアピールする首都圏イベントの実施(2,318千円)

コンサルティング機能を有する民間事業者と連携し、兵庫ブランド構築のための5国のブランディングに繋がる上質な商品をアピールするため、四季ごとに、首都圏の百貨店等でのプロモーションを実施

- a 内 容 販売・観光PRブースの設置(2週間×4回)
- b 想定品数 100品目程度
- c 実施手法 民間事業者へ委託

【新】旅行・宿泊割引支援事業の展開(16,640,000千円)【令和3年度2月経済対策補正】

コロナ禍で減少した過去2年間の宿泊需要の落ち込み(約1,000万泊)の回復を図るため、その半数程度の支援を目標に、県民割、Go To Travel(国)、旅行・宿泊割引支援

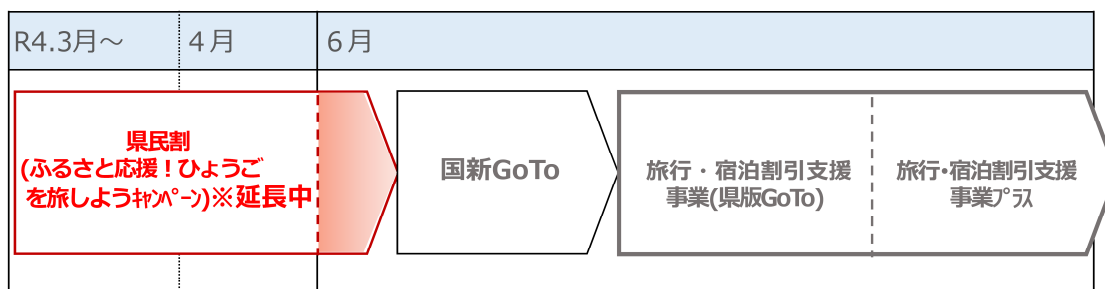
事業(県)と、継続した支援を実施

(ア)実施期間 R4.7月～R5.2月末

夏休み(7月末～8月)、年末年始を除く

実施期間は、県民割の期間延長の影響もあり現在の想定

事業実施スケジュールの想定



(夏休み期間及び年末年始は除く)

これらの継続した事業実施により、約550万泊分の支援を目指す

(イ)宿泊割引等の内容

区分	旅行・宿泊割引支援	〃 プラス	(参考)国 GoTo
		国 GoTo 終了後 7～10月	11～2月
宿泊割引	20% (上限5,000円)	20% (上限3,000円)	30% (上限7,000円)
クーポン	平日 3,000円 休日 1,000円	平日 2,000円 休日 1,000円	平日 3,000円 休日 1,000円

実施地域の対象は「全国」を想定

【参考】ふるさと応援! ひょうごを旅しようキャンペーン+(プラス)の期間延長・対象拡大

- ・県内の旅行・宿泊の割引を支援する「ふるさと応援! ひょうごを旅しようキャンペーン+(プラス)」について、キャンペーン期間を6月1日～6月30日まで延長
- ・対象地域を兵庫県民に加え8府県に拡大(滋賀県・京都府・大阪府・和歌山県・鳥取県・岡山県・徳島県・香川県)
- ・ワクチン接種要件3回接種または検査陰性

観光地域づくり人材育成事業(11,200千円)

ア 観光実務人材確保・育成事業

宿泊業界全体のイメージアップや事例集活用、就職・転職セミナー等を実施

イ 中核観光人材育成事業

兵庫県在住・在学の大学生を対象に、ひょうご観光本部が実施する事業への参画、現状視察やオンラインセミナーの実施により将来の観光産業を支える中核観光人材を養成

ウ 芸術文化観光専門職大学との連携事業

芸術文化観光専門職大学とひょうご観光本部の連携した観光事業者向けセミナー等の事業を展開

(4) インバウンド再開を見据えた受入環境強化(観光振興課)

【新】大阪・関西万博を見据えた水上交通観光圏の形成(18,261千円)
万博会場から兵庫への送客を想定したインバウンド向けモデルツアーの造成等を実施

インバウンド再開を見据えた海外プロモーション事業(40,000千円)

アフターコロナのインバウンド再開を見据え、海外のコロナ感染状況等の変化にあわせた各種プロモーションを展開

せとうちDMOへの参画(16,650千円)

瀬戸内地域の7県及び民間事業者により構成されるDMO(一社)せとうち観光推進機構における広域連携の取組に参画することにより、本県への誘客を促進

(ア) 事業内容

- a 独自インターネットメディア「瀬戸内Finder」による多言語情報発信
- b 海外市場別プロモーションの実施や受入環境整備の促進
- c 瀬戸内の魅力(クルーズ・食・サイクリング・アート等)に応じた商品開発

(イ) 構成県 兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県

インバウンド受入体制の整備(9,951千円)

ア 訪日教育旅行誘致・受入促進

若年層の交流拡大による国際理解の増進とリピーターづくりを図るため、海外からの教育旅行の誘致・受入を推進する専門員を配置

(ア) 配置人数 3人(学校コーディネーター1人、学校交流プランナー2人(中国語・英語))

(イ) 配置場所 (公財)兵庫県国際交流協会

イ 関西国際空港内案内の運営

関西等の14府縣市と共同で、関西国際空港内に観光案内所を設置し、外国人旅行者からの相談に対応するとともに、広報を実施

(ア) 設置場所 関西国際空港第1ターミナル1階 国際線空港ロビー

産業労働常任委員会資料

令和4年6月16日

令和4年度労働委員会事務概要

労働委員会事務局

目 次

1 組 織	3
2 予 算	5
3 業 務	6
4 令和3年の業務実績	9
(参考)	
1 令和3年の取扱事件の状況	10
2 調整事件・不当労働行為事件の年別取扱件数の推移	14

1 組 織

労働委員会は、労働組合法に基づき国（中央労働委員会）と都道府県（都道府県労働委員会）に設けられ、主として、労働組合と使用者との間の紛争を解決するための専門的な行政機関（行政委員会）である。

兵庫県労働委員会の組織は、次のとおりである。

(1) 委 員 会

ア 構 成

労働委員会は、公益の代表者（公益委員）、労働者の代表者（労働者委員）、使用者の代表者（使用者委員）の三者から成り、当委員会は、公・労・使各側7人ずつの計21人の委員で構成されている（現在の委員は2ページのとおり）。委員は非常勤で、任期は2年である。

委員の任命は、労働者委員は労働組合の推薦、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、公益委員は労働者委員及び使用者委員の同意を得て、それぞれ知事が行う。

また、労働委員会を代表する会長は、委員により公益委員の中から選ばれる。

イ 会 議

労働委員会は、合議制による運営を原則としている。

委員全員が出席する総会では、委員会の基本的事項の決定を行うとともに、取扱事件の報告を受ける。また、公益委員のみが出席する公益委員会議では、不当労働行為の成否の判定、労働組合の資格審査等を行う。

総会は、通常毎月2回開催され、公益委員会議も、通常総会開催日に開催される。

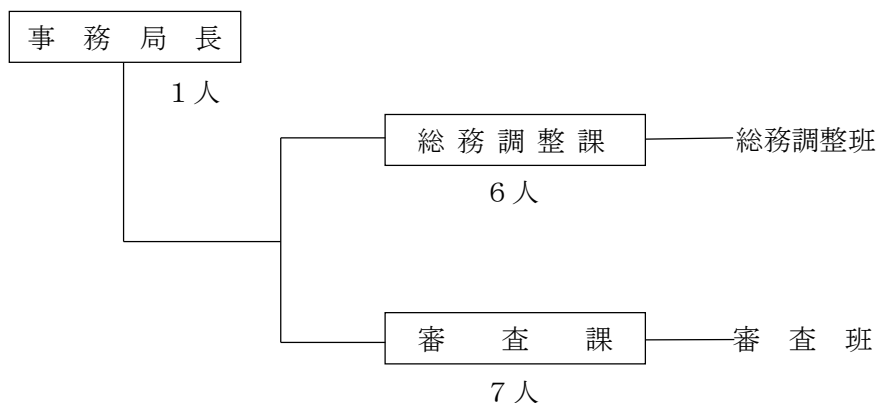
(2) あっせん員候補者

当委員会では、労働争議のあっせんを行うため、現職の委員をはじめ、計32人のあっせん員候補者を委嘱している。

(3) 事 務 局

当委員会には、その事務を処理するため、事務局が設けられており、次図のとおり、事務局長の下に総務調整課及び審査課の2課が置かれ、職員数は事務局長以下14人である。

〈事務局機構図〉



兵庫県労働委員会委員

令和4年6月1日現在（50音順）

◎印は会長、○印は会長代理

区 分	氏 名	現 職
公 益 委 員	浅 田 修 宏	弁護士
	大 内 伸 哉	神戸大学大学院法学研究科 教授
	岡 秀 次	公益財団法人神戸いきいき勤労組合（パル）人材センター北区センター所長 ※
	○関 根 由 紀	神戸大学大学院法学研究科 教授
	林 亜 衣 子	弁護士
	藤 森 泰 宏	公益財団法人兵庫県生きがい創造協会副理事長兼事務局長 ※
	◎米 田 耕 士	弁護士
労 働 者 委 員	安 樂 雅 枝	UAゼンセン兵庫県支部 次長
	奥 村 比 左 人	三菱重工グループ労働組合連合会神船地区本部 顧問
	尾 野 哲 男	JAMオークラ輸送機労働組合 組合長
	那 須 健	関西電力労働組合 特別執行委員
	長 谷 川 尚 吾	日本製鉄広畑労働組合 組合長
	服 部 圭 司	全日本自治団体労働組合兵庫県本部 特別執行委員
	森 山 政 行	山陽電気鉄道労働組合 執行委員長
使 用 者 委 員	河 野 忠 友	カワノ株式会社 代表取締役社長
	白 石 順	株式会社サージ・コア 顧問
	武 井 宏 之	学校法人武井育英会育英高等学校 理事長
	坪 田 一 夫	姫路経営者協会 相談役
	林 直 樹	兵庫県経営者協会 専務理事
	吉 田 達 樹	日清鋼業株式会社 顧問
	和 田 直 哉	近畿工業株式会社 会長

※印は元職を示す。

2 予 算

当委員会の令和4年度の当初予算額は203,932千円であり、その内訳は次のとおりである。

〈令和4年度当初予算額一覧〉

(款) 労働費

(項) 労働委員会費

(目) 労働委員会費

(単位：千円)

事 項 名	令和3年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	摘 要	
委員等報酬	72,609	72,609	労働委員会委員報酬及びあっせん員報酬	
事務局職員費	128,920	122,598	労働委員会事務局職員費	
労働委員会 運 営 費	8,939	8,725	1 調整及び審査事件処理費	3,475
			調整事件	31
			審査事件	3,444
			2 総会等諸会議開催費	1,661
			3 委員活動費	672
			4 事務局維持運営費	2,917
計	210,468	203,932		

3 業 務

当委員会の主な業務である労働争議の調整、労働争議の実情調査、不当労働行為事件の審査及び労働組合の資格審査の概要は、次のとおりである。

(1) 労働争議の調整

労働組合と使用者との間で生じた紛争は、当事者が自主的に解決するのが原則であるが、何らかの事情で自主的に解決することができない場合がある。このような場合に、労働委員会は、当事者の申請又は会長の職権に基づいて労使の間に入り、賃金等の労働条件や団体交渉を行ううえでの手続等に関する主張の不一致（「労働争議」）を解消し、紛争を解決に導く「調整」を行う。

労働関係調整法は、この「調整」の手続として、あっせん、調停、仲裁の三つを定めているが、ほとんどの場合、あっせんが利用されている。

あっせんは、通常、当事者である労使いずれか一方の申請により開始される。

あっせんでは、あっせん員（通常、公・労・使各側から1人ずつの3人）が、まず、労使双方の当事者から事情を聴取し、主張の不一致点等を整理・確認してあっせんの進め方を協議し、続いて、労使の当事者それぞれと個別に折衝して助言や説得を行いあっせん案を提示する、という手続で進められ、労使双方が合意に達した場合は、争議が解決したものとして、あっせんは終結する。

また、申請者があっせんを必要としなくなった場合は「取下げ」、あっせん開始前に被申請者があっせんを行うことに同意しなかった場合や、あっせん案を労使双方が受諾しなかった場合は「打切り」となる。

(2) 労働争議の実情調査

県民の日常生活に欠くことのできない運輸・医療等の公益事業で労働争議が発生したとき、又は公益事業以外の事業で発生した労働争議で会長が必要と認めたときは、争議の実情を調査する。

(3) 不当労働行為事件の審査

労働組合法は、使用者に対し、労働組合の組合員であること等を理由とした不利益取扱い、団体交渉拒否あるいは労働組合への支配介入などの一定の行為を不当労働行為として禁止するとともに、これら禁止行為が行われた場合の労働委員会による救済手続を定めている。

不当労働行為の審査は、労働組合又は労働組合員等からの救済申立てにより開始される。そして、公益委員の中から選ばれた審査委員と労・使各側の参与委員が、まず、調査を行い、主張や証拠を整理し、続いて、審問により、書証や証人尋問等の証拠調べをするという手続で進められる。

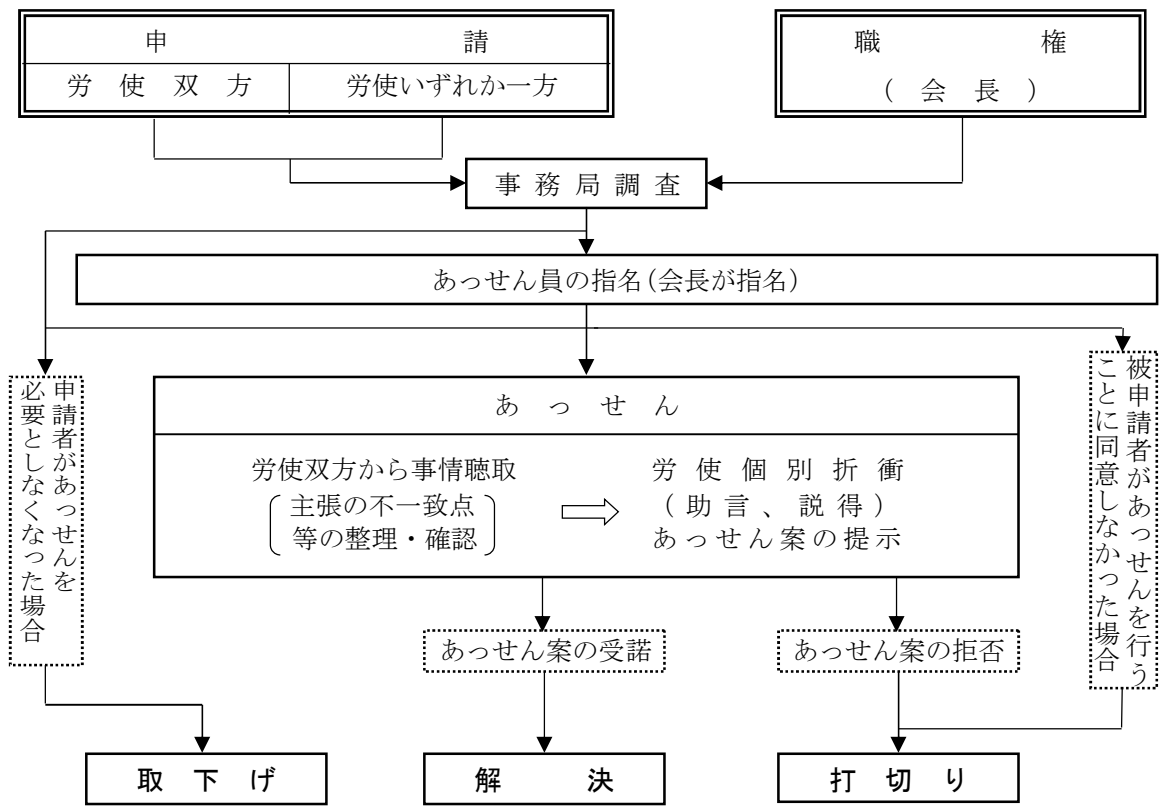
審問が終了すると、公益委員会議において、労・使各側の参与委員の意見を聴いたうえで、公益委員の合議により、不当労働行為の成否や救済の要否の判定を行い、救済又は棄却の命令を発する。

また、紛争の早期・実質的解決、労使関係の円滑化に資すると考えられる場合、審査の途中において、当事者に和解を勧めることもある。そのほか、申立ての要件を欠く場合等の申立ての却下や申立人からの取下げにより終結する場合がある。

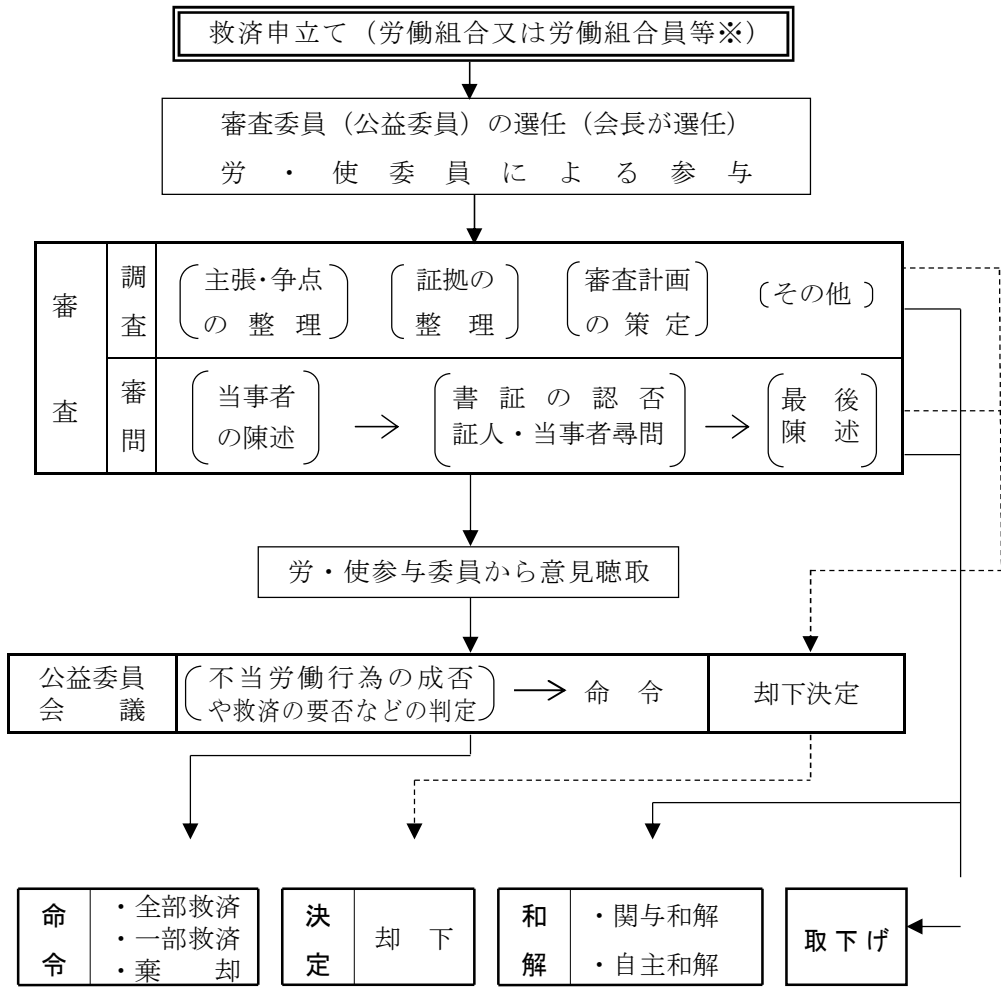
(4) 労働組合の資格審査

労働組合は自由に結成することができるが、不当労働行為の救済を申し立てる場合や、法人登記をしようとする場合、労働組合が労働委員会の労働者委員を推薦しようとする場合等においては、労働委員会に証拠を提出して、労働組合法に定める要件に適合していることを立証することが必要とされており、労働組合からの申請に基づき、労働組合がこの要件を備えているかどうかを審査する。

〈図1 労働争議のあっせんの流れ〉 (注)この図における「労使」とは、労働組合や争議団と使用者をいう。



〈図2 不当労働行為事件の審査の流れ〉 ※「労働組合員等」とは、労働組合員、又は労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとする者をいう。



4 令和3年の業務実績

(1) 労働争議の調整

取扱件数は8件（繰越1件、新規7件）で、全てあっせんであった。
また、終結件数は7件で、解決及び取下げが各1件、打切りが5件であった。
令和4年への繰越しは1件であった。

(2) 労働争議の実情調査

取扱件数は116件（新規116件）で、終結件数は116件であった。
令和4年への繰越しはなかった。

(3) 不当労働行為事件の審査

取扱件数は10件（繰越7件、新規3件）であった。
また、終結件数は2件で、いずれも和解・取下げであった。
令和4年への繰越しは8件であった。

(4) 労働組合の資格審査

取扱件数は21件（繰越7件、新規14件）で、終結件数は14件であった。
令和4年への繰越しは7件であった。

〈事件取扱状況〉

(単位：件)

区 分		労働争議		不当労働行為 事件の審査	労働組合の 資格審査
		調 整	実情調査		
取 扱 件 数	2 年	1 8 (1 6)	1 2 3 (1 2 0)	1 9 (1 3)	1 9 (1 4)
	3 年	8 (7)	1 1 6 (1 1 6)	1 0 (3)	2 1 (1 4)
終 結 件 数	2 年	1 7 (1 5)	1 2 3 (1 2 0)	1 2 (7)	1 2 (8)
	3 年	7 (6)	1 1 6 (1 1 6)	2 (1)	1 4 (1 2)

(注) 1 件数は、暦年（1月～12月）による。
2 ()内は、新規取扱件数で内数である。

参 考

1 令和3年の取扱事件の状況

(1) 労働争議の調整

表1 調整事項別件数

(単位：件)

調整事項		年	
		2年	3年
労働組合の承認・活動		—	—
協約の締結・改定		1	—
協約の効力・解釈		1	—
賃 金 等	賃金増額	—	—
	一時金	7	2
	諸手当	—	1
	退職金	1	—
	その他	3	1
小計		11	4
賃 金 以 外 の 労 働 条 件	労働時間	—	—
	休日・休暇	—	—
	その他	—	—
	小計	—	—
経 営 又 は 人 事	事業休廃止・縮小	—	—
	人員整理	—	—
	配置転換	1	1
	解雇	2	3
	その他	—	1
小計		3	5
福利厚生		—	—
団交促進		18	8
その他		4	3
計		38	20

(注)

1 本表を含めて、表は全て1月から12月までの暦年による数値である。

2 同一事件で複数の調整事項があるものがあるため、本表の合計は前ページの〈事件取扱状況〉記載の取扱件数と一致しない。

表2 申請者別件数

(単位：件)

年	申請者			
	労働組合	使用者	双方	計
2年	18	—	—	18
3年	8	—	—	8

表3 地区別件数

(単位：件)

年	地区										
	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
2年	11	2	2	—	1	—	—	2	—	—	18
3年	4	1	2	—	—	—	—	1	—	—	8

表4 業種別件数

(単位：件)

年	業種	製造	運輸、郵便				卸売、 小売	教育、 学習 支援	医療、 福祉	サー ビス	公務	その他	計
			旅客 運送	貨物 運送	郵便	その他							
2年	—	—	—	9	—	1	—	2	1	1	—	4	18
3年	—	—	—	1	—	1	—	1	2	2	—	1	8

表5 企業規模別件数

(単位：件)

年	企業規模	企業規模								計
		不明	49人 以下	50～ 99人	100～ 199人	200～ 299人	300～ 499人	500～ 999人	1,000人 以上	
2年	—	—	11	3	1	—	2	1	—	18
3年	—	—	1	3	—	—	1	3	—	8

表6 終結区分別件数

(単位：件)

年	終結区分	終結区分			計
		解決	取下げ	打切り	
2年	—	5	—	12	17
3年	—	1	1	5	7

(2) 労働争議の実情調査

表7 事業区分別件数

(単位：件)

年	事業区分	公益事業（労働関係調整法第8条）							公益事業 以外の 事業	計
		運輸			郵便、 信書便、 電気通信	水道、 電気、 ガス供給	医療、公衆衛生			
		旅客 運送	貨物 運送	その他			医療	公衆 衛生		
2年	—	21	52	39	1	—	7	3	—	123
3年	—	13	49	44	1	—	5	4	—	116

(3) 不当労働行為事件の審査

表8 申立事項別件数

(単位：件)

申立事項	年	2年	3年
	1号 (不利益取扱い)		—
2号 (団体交渉の拒否)		9	6
3号 (支配介入)		2	—
4号 (報復的不利益取扱い)		—	—
1号と2号の複合したもの		—	—
1号と3号の複合したもの		3	—
2号と3号の複合したもの		1	1
1号と2号と3号の複合したもの		3	2
1号と3号と4号の複合したもの		—	1
1号と2号と3号と4号の複合したもの		1	—
計		19	10

(注) 申立事項欄の1号ないし4号は、労働組合法第7条各号に定める不当労働行為の分類である。

表9 申立人別件数

(単位：件)

申立人 年	労働組合	労働組合員等	労働組合と 労働組合員等	計
	2年	18	—	1
3年	10	—	—	10

表10 地区別件数

(単位：件)

地区 年	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
	2年	7	7	1	2	—	1	—	1	—	—
3年	5	3	1	—	—	—	1	—	—	—	10

表11 業種別件数

(単位：件)

業種 年	製造	運輸、郵便				卸売、 小売	教育、 学習 支援	医療、 福祉	サー ビス	公務	その他	計
		旅客 運送	貨物 運送	郵便	その他							
2年	—	1	9	—	—	—	2	2	3	—	2	19
3年	—	1	4	—	—	—	1	1	1	1	1	10

表12 企業規模別件数

(単位：件)

年	企業規模							計
	49人 以下	50～ 99人	100～ 199人	200～ 299人	300～ 499人	500～ 999人	1,000人 以上	
2年	12	4	—	1	—	—	2	19
3年	4	3	—	—	1	2	—	10

表13 終結区分別件数

(単位：件)

年	終結区分	命 令 ・ 決 定				和 解 ・ 取 下 げ				計	
		全 部 救 済	一 部 救 済	棄 却	却 下	小 計	関 与 和 解	自 主 和 解	取 下 げ		小 計
2年		1	—	3	—	4	3	1	4	8	12
3年		—	—	—	—	—	1	1	—	2	2

表14 終結事件係属日数

(単位：日)

終結区分	係属日数		最 長		最 短		平 均	
	2年	3年	2年	3年	2年	3年	2年	3年
命令・決定	837	—	428	—	625	—	—	—
和解・取下げ	412	600	41	253	181	427	—	—
総 平 均					329	427		

(4) 労働組合の資格審査

表15 申請理由別件数

(単位：件)

年	申請理由			計
	不当労働行為の 救済申立てのため	法人登記のため	労働委員会の 委員推薦のため	
2年	18	1	—	19
3年	10	—	11	21

2 調整事件・不当労働行為事件の年別取扱件数の推移

表16 年別取扱件数

(単位：件)

年	区分	労働争議の調整		不当労働行為事件の審査	
		取扱件数	最終件数	取扱件数	最終件数
昭和21～23年		65 (56)	55	37 (34)	31
	24	21 (20)	20	18 (15)	16
	25	35 (34)	34	25 (23)	17
	26	37 (36)	36	24 (19)	21
	27	34 (33)	32	21 (15)	18
	28	43 (41)	41	28 (25)	24
	29	41 (39)	41	25 (21)	18
	30	45 (45)	44	19 (12)	16
	31	29 (28)	27	17 (14)	11
	32	30 (28)	29	13 (7)	13
	33	25 (24)	24	18 (18)	14
	34	24 (23)	22	17 (13)	10
	35	20 (18)	18	15 (8)	10
	36	30 (28)	30	18 (13)	13
	37	33 (33)	33	15 (10)	10
	38	37 (37)	36	13 (8)	12
	39	53 (52)	53	15 (14)	11
	40	63 (63)	63	16 (12)	11
	41	57 (57)	57	14 (9)	8
	42	72 (72)	72	12 (6)	6
	43	48 (48)	47	23 (17)	11
	44	45 (44)	43	24 (12)	8
	45	45 (43)	43	27 (11)	13
	46	58 (56)	58	30 (16)	17
	47	47 (47)	46	32 (19)	18
	48	40 (39)	40	33 (19)	16
	49	42 (42)	42	32 (15)	20
	50	60 (60)	59	42 (30)	17
	51	60 (59)	58	50 (25)	28
	52	79 (77)	79	44 (22)	17
	53	42 (42)	38	44 (17)	12
	54	34 (30)	33	56 (24)	14
	55	40 (39)	40	70 (28)	24
	56	36 (36)	36	60 (14)	24
	57	25 (25)	24	52 (16)	12
	58	31 (30)	30	68 (28)	30
	59	24 (23)	23	56 (18)	15
	60	19 (18)	17	54 (13)	13
	61	13 (11)	12	49 (8)	14
	62	30 (29)	26	49 (14)	14
	63	16 (12)	16	45 (10)	12
平成元年	2	12 (12)	12	43 (10)	13
	3	14 (14)	14	38 (8)	9
	4	9 (9)	9	35 (6)	20
	5	16 (16)	15	26 (11)	4
	6	14 (13)	13	35 (13)	9
	7	14 (13)	12	37 (11)	10
	8	21 (19)	19	32 (5)	6
	9	14 (12)	11	34 (8)	8
	10	19 (16)	18	33 (7)	12
	11	22 (21)	21	35 (14)	13
	12	18 (17)	18	29 (7)	5
	13	23 (23)	20	41 (17)	18
	14	20 (17)	18	31 (8)	16
	15	18 (16)	18	26 (11)	9
	16	23 (23)	23	23 (6)	7
	17	16 (16)	15	22 (6)	9
	18	21 (20)	21	20 (7)	16
	19	18 (18)	17	8 (4)	5
	20	24 (23)	22	13 (10)	7
	21	24 (22)	21	13 (7)	9
	22	37 (34)	35	20 (16)	8
	23	26 (24)	20	25 (13)	13
	24	39 (33)	37	21 (9)	13
	25	23 (21)	23	18 (10)	7
	26	32 (32)	25	21 (10)	11
	27	30 (23)	27	23 (13)	13
	28	11 (8)	9	19 (9)	9
	29	16 (14)	16	16 (6)	10
	30	22 (22)	19	16 (10)	8
	31	21 (18)	19	20 (12)	10
令和元年	2	13 (11)	11	17 (7)	11
	3	18 (16)	17	19 (13)	12
	4	8 (7)	7	10 (3)	2
計		2,284 (2,180)	2,169	2,139 (979)	971

(注) 1. 取扱件数は、前年からの繰越件数と新規取扱件数との合計件数であり、()内は新規取扱件数を示している。2. 昭和21～23年は、旧労働組合法下のため一括計上している。

ウクライナへの支援について

昨今のウクライナ情勢の変化を受け、ウクライナ避難民受入に対する支援策等につき、以下のとおり実施している。

1 避難民の状況

- (1) 来県実績： 30組、61名（6月14日現在）
- (2) 公営住宅入居実績（6月14日現在）
県営住宅 4戸 市営住宅 10戸 ※所在地は非公表

2 ウクライナ避難民等相談窓口

- (1) 連絡先：神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー6階
外国人県民インフォメーションセンター〔(公財)兵庫県国際交流協会〕内
TEL：078-382-2052
- (2) 相談時間：月～金 9:00～17:00
- (3) 相談言語：英語、日本語、ウクライナ語（※）、ロシア語等 22言語
(※) 今回、新たにウクライナ語を外部通訳により対応
- (4) 相談支援体制：ワンストップで生活支援等の相談に対応し、国、県、市町等関係機関につなぐ。
- (5) 相談内容：生活、住宅（※）、医療、雇用・労働、社会保障、在留資格（入管）、教育等
(※) 県営住宅については無料提供
- (6) 開設年月日：令和4年3月10日（木）
- (7) 相談状況（6月14日現在）：

区 分						その他	計
支援依頼			支援申し出				
親族	友人	小計	寄附	住居・仕事	小計		
79	77	156	27	75	102	12	270

3 ふるさとひょうご寄附金

- (1) 名 称：ウクライナ緊急支援プロジェクト
- (2) 事業内容：ウクライナに対する物資支援、県内避難民の生活支援等の人道支援
- (3) 開始時期：令和4年3月10日（木）
- (4) 寄附方法：ふるさと納税サイト(ふるさとチョイス・楽天ふるさと納税)にて受入
- (5) その他：返礼品：なし

個人からの寄附：ふるさと納税として住民税控除等の対象

法人からの寄附：法人税の損金算入が可能

※ 県内外の個人・法人とも税控除等の対象

(6) 寄附金の状況（6月14日現在）：

区 分	件 数	寄附金額
県 内	549 件	25,699,382 円
県 外	2,905 件	30,281,000 円
合 計	3,454 件	55,980,382 円

4 募金箱の設置

- (1) 目 的：県民等からの支援を県内避難民等に届けるため、本庁舎ロビー等に募金箱を設置
- (2) 設置時期：令和4年3月10日（木）～ 令和4年5月31日（火）
- (3) 募金の取扱：ウクライナからの避難民等が県内に一時居住するための生活支援等
- (4) 募金総額：900,045 円

5 ウクライナ避難民支援等に係る庁内プロジェクトチーム

ウクライナから本県への避難民に対する支援等を推進するため、庁内関係者等によるプロジェクトチームを設置。

- (1) 名 称
ウクライナ避難民支援等庁内プロジェクトチーム
- (2) 構 成

区 分	担当課	役割
リーダー	産業労働部国際局国際課	全体とりまとめ
メンバー	企画部地域振興課 企画部情報政策課 県民生活部芸術文化課 福祉部地域福祉課 福祉部国保医療課 保健医療部医務課 保健医療部感染症対策課 産業労働部労政福祉課 まちづくり部公営住宅管理課 病院局企画課 教育委員会学事課 教育委員会人権教育課 兵庫県こころのケアセンター (公財)兵庫県国際交流協会	公民連携関連 高度人材（IT）関連 高度人材（バレエ）関連 生活保護等福祉関連 医療関連 医療関連 新型コロナウイルス対策 就労関連 県営住宅関連 県立病院関連 就学関連 多言語支援 心のケア 支援業務全般

※支援内容に応じて、適宜メンバーを追加

- (3) 内 容
- ア ウクライナからの避難民支援等に係る情報共有
- イ ウクライナからの避難民支援等に係る連携、調整に関すること
- ウ その他、ウクライナからの避難民支援等に関すること

(3) 設置期間

令和4年4月から当分の間

【開催状況】

区 分	概 要
第1回	と き：令和4年4月7日（木）14:00～15:00 と ころ：県民会館 B101
第2回	と き：令和4年5月20日（金）14:00～15:00 と ころ：ひょうご女性交流館 301 会議室
第3回 （予定）	と き：令和4年6月22日（水）14:00～15:00 と ころ：ひょうご女性交流館 301 会議室

(4) その他

定例会合を行うほか、適宜情報共有の機会を設ける。

6 ウクライナ避難民等支援連絡会議

地域におけるウクライナ避難民等への支援に係る、県内関係者による情報共有、連絡調整等のため、連絡会議を開催。

(1) 名 称

ウクライナ避難民等支援連絡会議

(2) 構 成

区 分	構 成
県内市町	神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市等、 ウクライナ避難民受入に係る市町の国際担当課
兵庫県	産業労働部国際局国際課 まちづくり部公営住宅管理課 等
関係機関	(公財) 兵庫県国際交流協会 外務省大阪分室 大阪出入国在留管理局神戸支局 兵庫労働局 JETRO 神戸貿易情報センター JICA 関西センター その他ウクライナ避難民等支援に係る関係機関

(3) 内 容

ア ウクライナからの避難民等支援に係る情報共有

イ ウクライナからの避難民等支援に係る連携、調整に関すること

ウ その他、ウクライナからの避難民等支援に関すること

(4) 設置期間

令和4年3月から当分の間

【開催状況】

区 分	概 要
第1回	と き：令和4年3月24日（木）13:30～15:00 と ころ：ラッセホール 5階「コスモス」
第2回	と き：令和4年4月28日（月）14:00～15:00（オンライン開催）
第3回	と き：令和4年5月26日（木）13:30～14:30（オンライン開催）
第4回 （予定）	と き：令和4年6月29日（木）14:00～15:00（オンライン開催）

(5) その他

定例会合を行うほか、適宜情報共有の機会を設ける。

7 ひょうごウクライナ避難民生活支援事業

(1) 趣 旨

県内在住の親族・知人等を頼ってウクライナから本県に一時避難した方々が安心・安全に過ごすことができるよう、生活準備及び日常生活への支援を実施する。

(2) 事業内容

ふるさとひょうご寄附金「ウクライナ緊急支援プロジェクト」に集まった寄付を財源として、県内ウクライナ避難民への生活支援等を行う。

ア ひょうごウクライナ避難民生活支援金 45,000 千円

① 生活準備のための一時滞在支援（200 千円/世帯）

来県したウクライナからの避難民が公営住宅等に入居するまでの間、県内宿泊施設に一時的に滞在する費用を支援する。

② 生活開始のための一時金支給（500 千円/世帯）

来県したウクライナからの避難民が生活を開始するにあたり、必要となる生活用品購入経費（一時金）を支給する。

③ 生活費（食費含む）（1,440 千円/世帯）

公営住宅に無償入居することとなった避難民に対し、食費・光熱水費・共益費（※）相当額について支援（1年間分）する。

（※）食費、上下水道、電気、ガス、インターネット、公営住宅共益費（生活保護基準並み）

支給時期：令和4年4月28日（木）支給開始

支給実績：10世帯 7,260 千円（6月14日現在）

イ 避難民への日常生活支援 3,000 千円

外国人支援団体等に支援コーディネーター業務を委託し、各種支援機関・市町等との調整を図り、避難民の暮らしへの日常の支援（通訳含む）を実施する。

実施期間：令和4年5月20日（金）～

(3) 実施方法

（公財）兵庫県国際交流協会への補助（10/10）

【参 考】 日本財団のウクライナ避難民支援制度

(1) 支援対象者

ロシアの侵攻により日本に避難するウクライナ国民で、日本在住の身元保証人のある者

(2) 支援内容

①日本への渡航費

渡航費の実費（上限 30 万円／1 人）

②生活費

1 名につき 100 万円／年（1 家族あたり 300 万円／年を上限、最長 3 年間）

③住環境整備費

1 戸につき 50 万円（一律、新たに公営住宅等に入居する場合）

8 ひょうごウクライナ避難民支援 公民連携プラットフォーム

(1) 趣 旨

本県に一時避難したウクライナ避難民が安全・安心に過ごすことができるよう、日常生活や就労に関し、県・市町・企業等による公民連携の支援体制を構築する。

(2) 内 容

① 支援対象者 ウクライナから来県した避難民

② 支援メニュー

分野	支援項目（例）
物資・資材支援	・日用品、消耗品 ・保存食品、その他生活物資の提供
人的支援	・生活全般に係る言語支援ボランティア（買い物、家事等） ・日本語教育 ・子どもの保育、教育、一時預かりボランティア 等
住居支援	・社宅、社員寮の無償提供 ・アパート等の空室の無償提供 等
就労支援	・避難民の雇用 ・職業訓練、指導、通信職業教育メニューの提供 ・在宅勤務可能な就労メニューの提供 等
その他	・ウクライナ地域紹介イベント開催支援 ・ウクライナ支援コンサートの開催支援 ・その他居住地域における交流イベント開催支援 等

③ 支援提供者 事業趣旨に賛同いただける企業・法人・団体等（所在地問わず）

〔企業名、支援内容をホームページにおいて公表〕

※ 受入市町が支援対象者の需要に応じて、支援提供者とマッチング

④ 支援期間 令和 4 年 4 月から当分の間

⑤ 実施方法 （公財）兵庫県国際交流協会への補助（10/10）

⑥ 特設サイト開設日 令和 4 年 4 月 28 日（木）

⑦ 企業登録状況 36件（6月14日現在）

	企業・法人/団体名		企業・法人/団体名
1	アース製薬(株)	19	(株)ピカソ美化学研究所
2	ポケットーク(株)	20	(株)レオパレス 21
3	住友大阪セメント(株)	21	愛志亭
4	大塚製薬(株)	22	仙代テック(株)
5	第一生命保険(株)神戸総合支社	23	公益財団法人PHD協会
6	日本生命保険相互会社神戸支社	24	(株)ナガタ薬品(アルカ)
7	愛(マナ)ミュージック・アカデミー	25	JP スプリント(株)
8	西日本電信電話(株)兵庫支店	26	(株)日本エアテック
9	森のわんぱく冒険塾	27	アサキインターナショナル(株)
10	(一社)日本避難所支援機構	28	医療法人社団 星晶会
11	(株)ライフコーポレーション	29	(株)ポートピアホテル
12	NPO 法人 CODE 海外災害援助市民センター	30	U-J Bridge
13	ワイズネット事業協同組合	31	ヴィクトリアファーム(株)
14	NPO 法人姫路タウンマネジメント協会	32	(株)エディオオン
15	ライオン(株)	33	(株)ベルコ
16	(株)エス・アイ	34	(有)ハイテクノ
17	スズキカンバン	35	(株)マルアイ
18	社会福祉法人 すばる福祉会	36	だいすき協同組合神戸ウラ付避難民支援対策室

⑧ 活用実績（6月14日現在）

提供者	支援内容	実績	備考
ポケットーク(株)	ポケットーク	35台	避難民及び市役所へ提供
ライオン(株)	生活用品	19セット	
(株)レオパレス 21	住居	5戸	支援可能な戸数は終了

産業労働施策の総合的な推進について

I 本県産業・雇用の姿

1	本県経済の規模と地位	2
2	人口・産業の地域別状況	2
3	本県産業構造の特徴	3
4	雇用の姿	6
5	ひょうご経済・雇用戦略（2023～2027年度）の策定	8

II 最近の経済・雇用情勢

1	経済・雇用情勢の推移	10
---	------------	----

参考

1	原油価格高騰等への対策	14
2	新型コロナウイルス対策資金融資累計実績	15
3	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給状況	16
4	一時支援金（飲食店等、中小法人・個人事業主等）の支給状況	18
5	ひょうご経済・雇用活性化プラン（2019～2023年度）概要	19

産 業 労 働 部
地 域 経 済 課

I 本県産業・雇用の姿

1 本県経済の規模と地位

本県は主要経済指標において、全国の4%程度のシェアを占め、全国順位では7位前後の地位にある（図表1）。

図表1【本県経済の主要経済指標】

項目	単位	実数	5年前比増減	全国比	全国順位	調査時点
人口	千人	5,433	-1.8%	4.3%	7位	R3.10.1
名目県内総生産	10億円	21,678	0.6%	3.9%	6位※3	R2年度
民営事業所数	事業所	199,966	-6.6%	3.9%	8位	R3.6.1
民営事業所従業者数	千人	2,195	-0.4%	3.8%	7位	R3.6.1
製造品出荷額等※1	10億円	16,263	9.2%	5.0%	5位	R1年
商品販売額	10億円	13,588	-5.5%※2	3.0%	8位	R1年

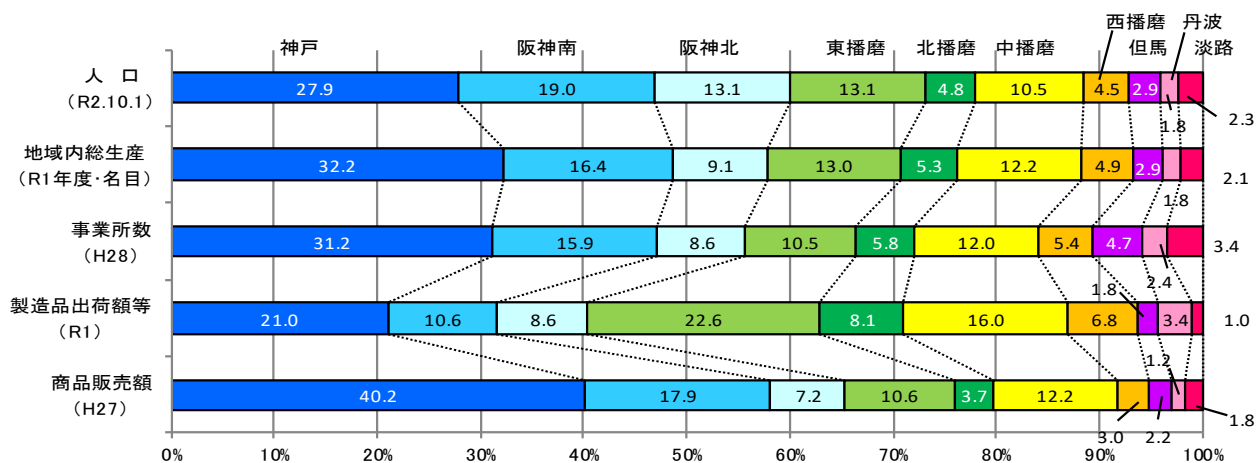
※1 従業者4人以上の事業所
 ※2 4年前（H27年）との比較
 ※3 平成30年度の順位

（資料：総務省「人口推計」「経済構造実態調査」、県統計課「四半期別兵庫県内GDP速報」、内閣府「県民経済計算」、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」、経済産業省「工業統計調査」）

2 人口・産業の地域別状況

人口・総生産は、神戸・阪神地域が約60%、播磨地域が約33%、但馬、丹波、淡路地域の3地域合計で約7%程度となっている（図表2）。

図表2【産業活動の地域分布】



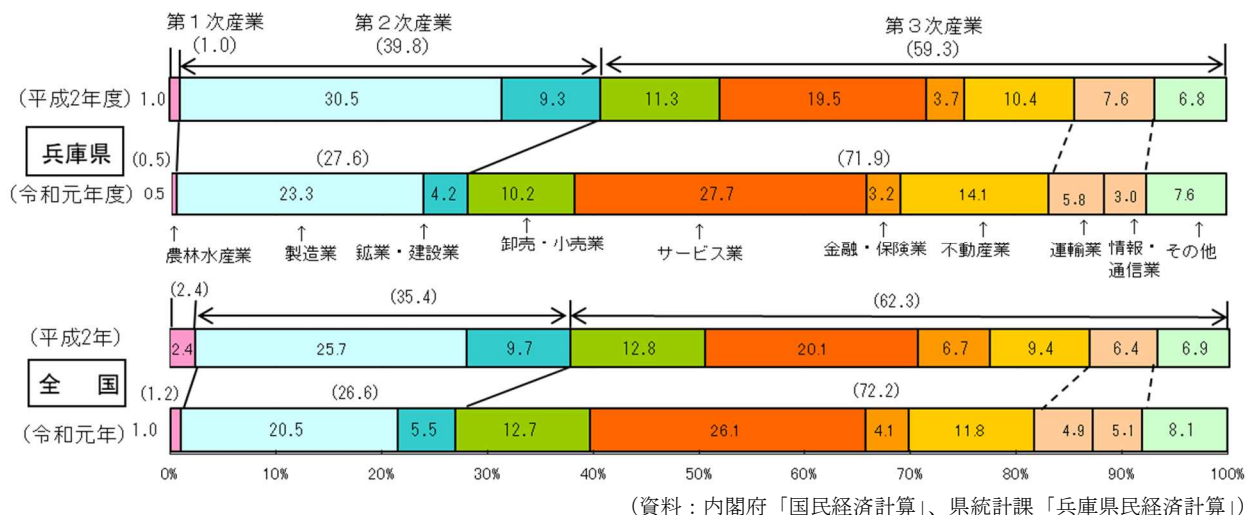
（資料：総務省「国勢調査」、県統計課「兵庫県市町民経済計算」、経済産業省「工業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」）

3 本県産業構造の特徴

県内総生産の産業別構成比（令和元年度）を見ると、製造業が23.3%を占めており、全国と比べ2.8ポイント高い。

また、サービス業の占める割合が高まり、全国と同様に経済のサービス化が進んでいる（図表3）。

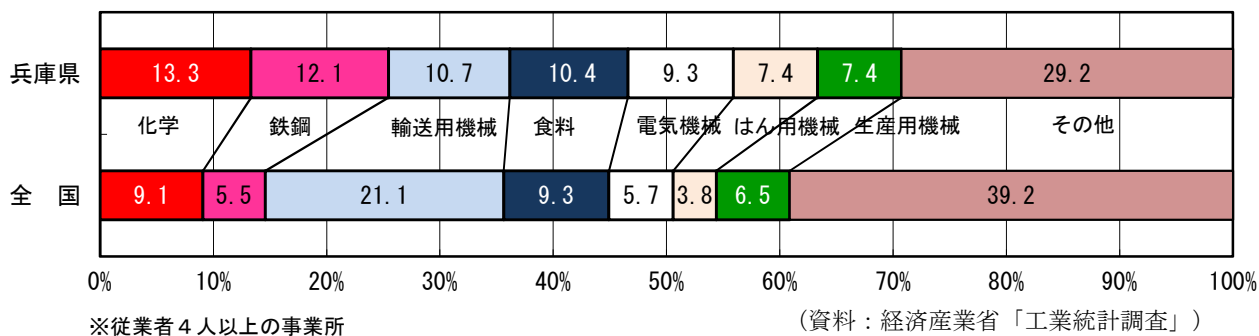
図表3【総生産の産業別構成】



(1) 工業

令和元年の製造品出荷額等は16兆2,633億円で、全国第5位（全国シェア5.0%）の地位にある。製造品出荷額等の業種別構成比を見ると、化学、鉄鋼、食料品、電気機械器具、はん用機械器具、生産用機械が全国に比べて高い（図表4）。

図表4【製造品出荷額等の業種別構成比（R1年）】



(2) 商業

本県商業の規模は、事業所数で約5万4千事業所、従業者で約44万1千人、年間商品販売額で約14兆円にのぼる。このうち、小売業は約4万1千事業所、約32万3千人、約5兆円となっている（図表5）。

図表5【商業の規模（H28、R1）】

区 分	総 数		うち卸売		うち小売	
		全国比		全国比		全国比
事業所数(事業所)(H28)	54,143	4.0%	12,834	3.5%	41,309	4.2%
従業者数(人)(H28)	441,070	3.8%	118,117	3.0%	322,953	4.2%
商品販売額(10億円)(R1)	13,588	3.0%	8,176	2.6%	5,412	3.9%

(資料：総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」、総務省「経済構造実態調査」)

(3) サービス産業

令和2年における本県の主なサービス産業の年間売上高は、約9兆8,700億円と全国第9位（全国シェア3.0%）の地位にある。中でも、宿泊業、飲食サービス業、教育、学習支援業、医療、福祉等の全国シェアは3%以上を占めている（図表6）。

図表6【本県の主なサービス産業の規模（R2）】

	年間売上高 (10億円)	全国比 (%)	順位 (位)
不動産業、物品賃貸業	1,256	2.6%	9
学術研究、専門・技術サービス業	772	2.0%	7
宿泊業、飲食サービス業	750	3.6%	7
生活関連サービス業、娯楽業	1,039	2.9%	9
教育、学習支援業	130	3.9%	8
医療、福祉	4,424	3.7%	8
サービス業（他に分類されないもの）	1,142	3.1%	9
情報通信業	357	1.1%	8
計	9,870	3.0%	9

(資料：総務省「経済構造実態調査」)

(4) 中小企業

中小事業所は全事業所の98.9%、従業員の77.1%を占める(図表7)。

図表7【中小事業所が本県経済に占めるウエイト (H28)】

区分	事業所数(事業所)					従業者数(人)				
	総数 (a)	中小事業所 (b)		(b/a) (%)	bのシェア (%)	総数 (c)	中小事業所 (d)		(d/c) (%)	bのシェア (%)
		小規模事業所					小規模事業所			
全産業(民営、非農林漁業)	213,519	211,199	155,483	98.9	100.0	2,195,891	1,692,739	520,230	77.1	100.0
建設業	16,851	16,849	16,154	100.0	8.0	110,137	108,595	78,171	98.6	6.4
製造業	18,155	18,007	14,829	99.2	8.5	404,201	289,869	87,087	71.7	17.1
卸売、小売業	54,143	53,266	34,686	98.4	25.2	449,366	346,797	90,727	77.2	20.5
飲食店、宿泊業	29,188	28,906	20,476	99.0	13.7	206,806	179,574	54,970	86.8	10.6
生活関連サービス業、娯楽業	18,423	18,379	15,155	99.8	8.7	96,619	88,246	32,955	91.3	5.2
医療、福祉	18,964	18,530	7,666	97.7	8.8	321,523	216,366	24,418	67.3	12.8
その他	57,795	57,262	46,517	99.1	27.1	607,239	463,292	151,902	76.3	27.4

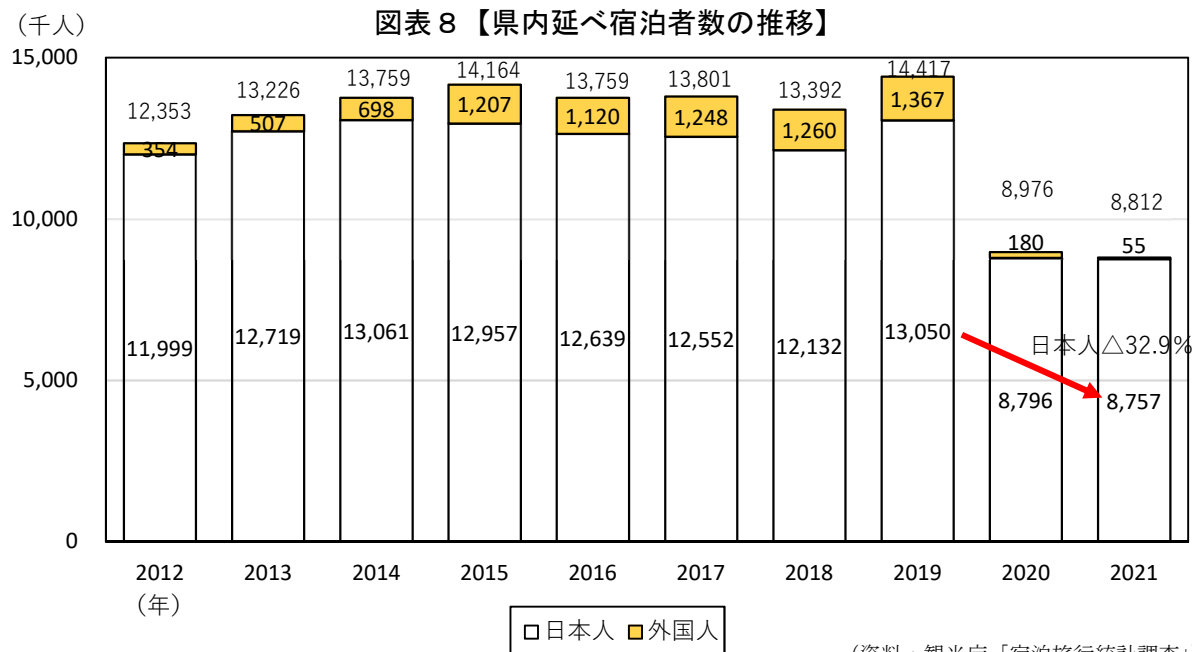
(資料:総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」)

※中小事業所 : 常用雇用者が、卸売業、サービス業は100人未満、小売業及び飲食店は50人未満、
製造業その他は300人未満
小規模事業所: 常用雇用者が、卸売業、小売業、サービス業は5人未満、製造業その他は20人未満

(5) 観光

コロナ禍以前、兵庫県への宿泊客の割合は日本人:外国人=10:1であった。コロナ禍以降、日本人宿泊者はコロナ前と比較して約3割減少し、外国人宿泊者は激減した(図表8)。

図表8【県内延べ宿泊者数の推移】

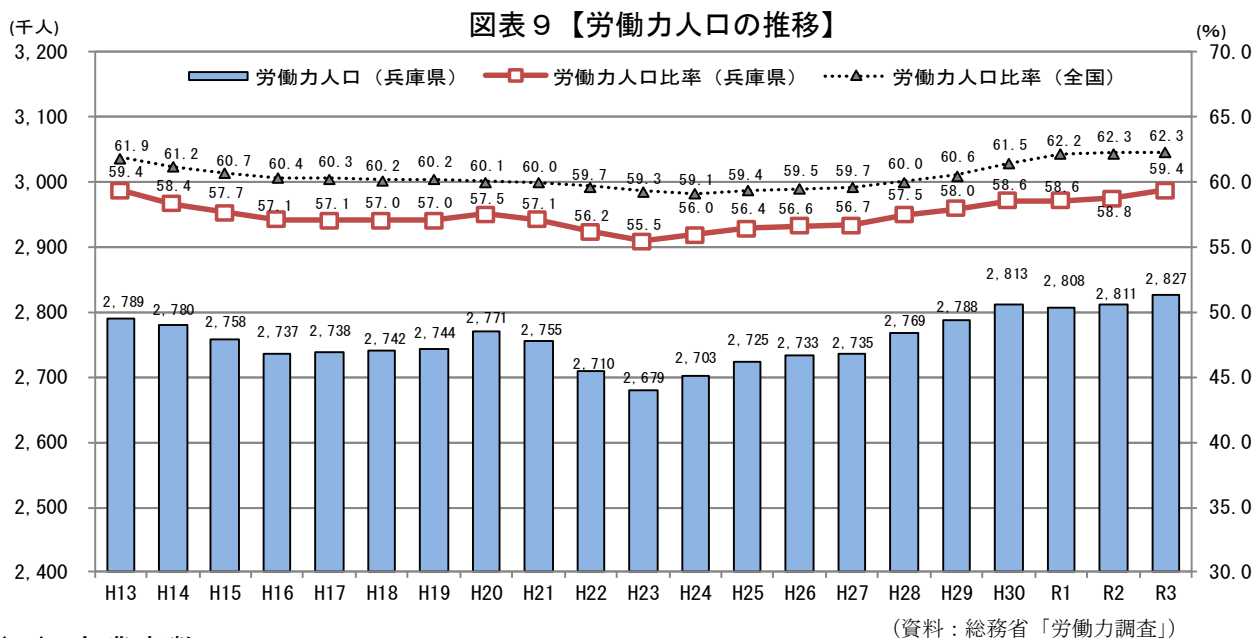


(資料:観光庁「宿泊旅行統計調査」)

4 雇用の姿

(1) 労働力人口

令和3年における本県労働力人口は約283万人と、前年の約281万人を上回った。また、労働力人口比率は59.4%であり、全国より低い水準にとどまる（図表9）。



(2) 有業者数

本県の有業者（H29）は約272万人、男女の比率はそれぞれ55.5%、44.5%となっている。年齢別では65歳以上の割合が11.9%となっている。

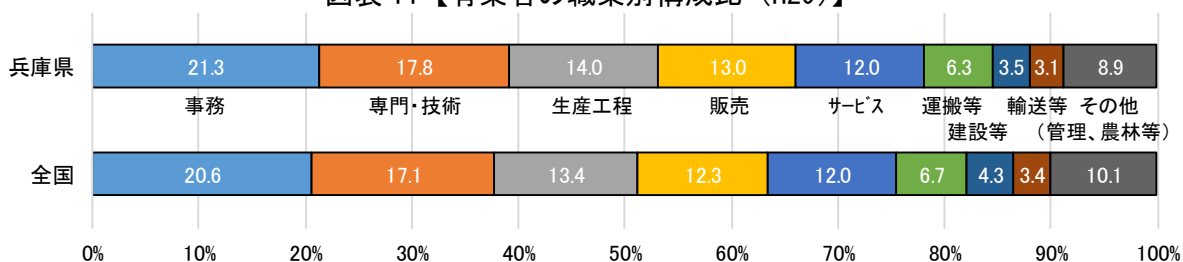
有業者のうち、雇用者は約246万人、雇用形態では、正規が57.2%、非正規が37.4%となっている（図表10）。職業別では、事務、専門・技術、生産工程、販売従事者の比率が高く、全国との比較でも上回っている（図表11）。

図表10【有業者数・雇用者数（H29）】

	兵庫県			全国		
	総数	男	女	総数	男	女
有業者数	2,722,000	1,511,600	1,210,500	66,213,000	37,074,100	29,138,900
うち65歳以上	323,800	200,800	122,900	8,580,100	5,174,200	3,405,900
	(11.9)	(13.3)	(10.2)	(13.0)	(14.0)	(11.7)
雇用者数	2,458,800	1,337,600	1,121,200	59,208,100	32,536,200	26,671,800
うち正規	1,405,800	957,600	448,200	34,513,700	23,302,300	11,211,400
	(57.2)	(71.6)	(40.0)	(58.3)	(71.6)	(42.0)
うち非正規	918,600	278,700	639,900	21,325,700	6,677,600	14,648,000
	(37.4)	(20.8)	(57.1)	(36.0)	(20.5)	(54.9)
うち役員等	134,400	101,300	33,100	3,368,700	2,556,300	812,400
	(5.5)	(7.6)	(3.0)	(5.7)	(7.9)	(3.0)

※単位：人、()内は構成比%、百人単位の公表数値につき合計が一致しない場合あり

図表11【有業者の職業別構成比（H29）】

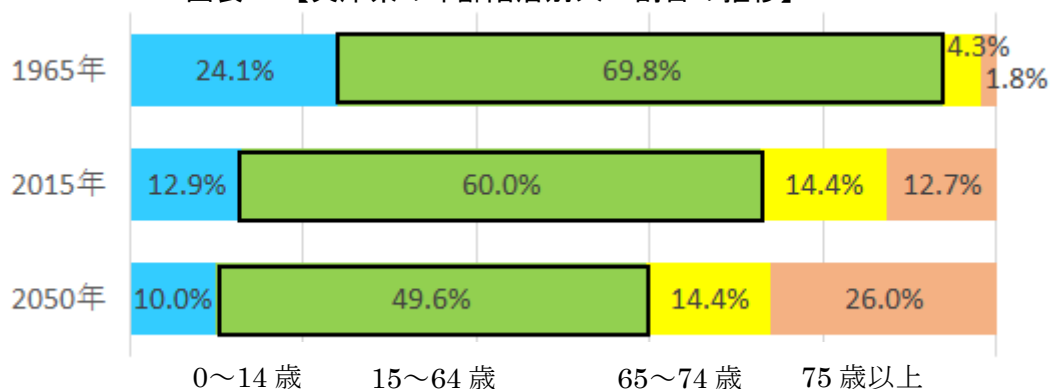


(3) 生産年齢人口

人口減少・少子高齢化の進展に伴い、県内の生産年齢人口（15～64歳）が全人口に占める割合は、1965年から2015年にかけて10ポイント近く低下している。今後も減少が進み、現在の趨勢が続いた場合、2050年には49.6%にまで低下すると予測されている（図表12）。

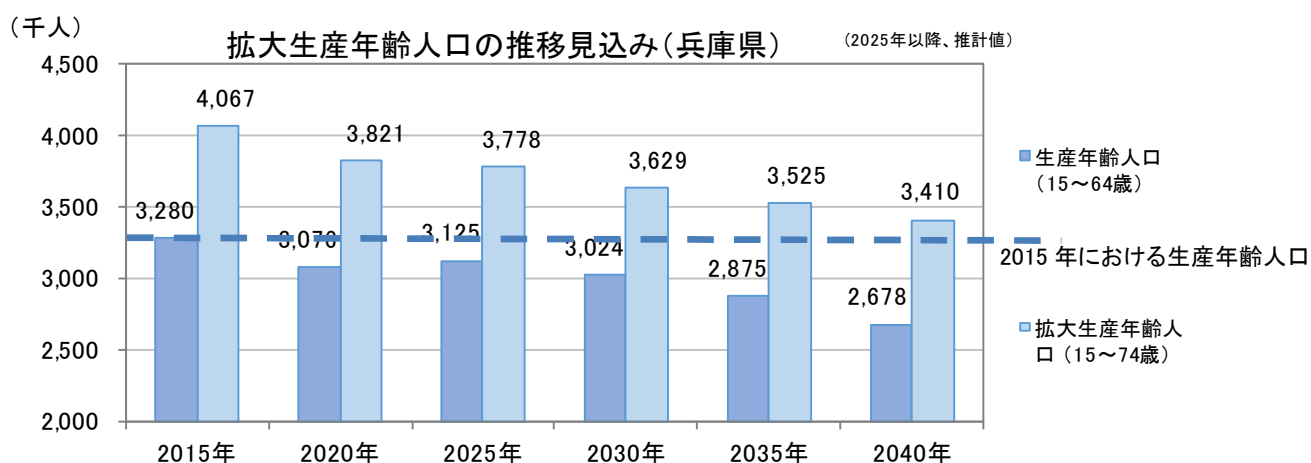
元気高齢者の増加を踏まえて74歳まで定義を広げる（拡大生産年齢人口）と、2040年までは2015年における生産年齢人口を上回ることが予測される（図表13）。

図表 12 【兵庫県の年齢階層別人口割合の推移】



（資料：HYOGO VISION2050 未来を考える 100 のデータ）

図表 13 【拡大生産年齢人口の推移見込み（兵庫県）】



（資料：総務省「国勢調査」及び兵庫県「兵庫県地域創生戦略」を基に県地域経済課作成）

5 ひょうご経済・雇用戦略（2023～2027年度）の策定

（1）戦略策定の背景

ひょうご経済・雇用活性化プランを策定した2018（H30）年度から社会情勢が大きく変動し、デジタル化やグリーン化への対応を加速させ、SDGsの理念のもと、社会経済システムを持続可能なものとしていくことが新たに県政に求められている。

このような中、今回、現行プラン（2019～2023年度）の終期を前倒しし、本年度内に新たな5か年の計画を「ひょうご経済・雇用戦略」として策定する。

（2）本戦略の位置づけ

ア 本年3月に県政の施策推進の羅針盤としてまとめた「ひょうごビジョン2050」で示された社会を作っていくために、産業・雇用分野における中長期的な取組方針を定めるもの。

イ 中小企業の振興に関する部分を、中小企業振興条例第9条第1項に規定される計画とする。

（3）戦略策定の進め方

産業・雇用に関する多様な分野の学識者、産業界の代表者等から成る有識者会議を設置し、新たな戦略（期間：2023～2027年度）の策定を進める。

【策定会議等スケジュール案】

区 分	時 期	内 容
第1回	5月24日	課題共有、戦略の方向性協議
—	6月～	戦略骨子案作成に向けた個別ヒアリング（適宜）
第2回	10月	戦略骨子案協議
第3回	12月	戦略案協議
—	12月～	パブリックコメント
（第4回	1月～2月	戦略案協議 ※パブリックコメントの結果を踏まえ、必要に応じ開催
—	2月	県議会上程 ※本戦略は、「県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」により、県議会の議決が必要な計画にあたる。

(4) 第1回ひょうご経済・雇用戦略策定会議（5月24日実施）における主な委員意見

ア 産業育成に係るもの

- ・ 地域金融の視点に立った地域経済の支援が必要
- ・ 水素の利活用については、ものづくり県としてのポテンシャルを生かせる
- ・ 中小企業へのサイバー攻撃も、BCP（事業継続計画）強化の契機となっている
- ・ スポーツ振興がコンテンツ産業やスタートアップにも波及する

イ 人への投資、働き方、雇用に係るもの

- ・ 労働生産性を高めていくため、人材育成を促進する政策が必要
- ・ DX 人材育成のため、異業種分野の交流による知的刺激の機会を増やすべき
- ・ 社会貢献を実感できる県内企業が増えれば雇用者も増え、人口増に繋がる
- ・ 高齢者、障害者、外国人労働者に係る課題を改善・解決すべき
- ・ 転職等の UJI ターンに関して、シングル女性に向けた PR が効果的

ウ その他

- ・ 兵庫県のブランディングについて、文化が強いアイデンティティになる
- ・ SDGs やブランド化推進にむけて、個別企業のブランド化という視点も有効



II 最近の経済・雇用情勢

1 経済・雇用情勢の推移

令和3年度の本県経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、前年に比べて総じて持ち直しの動きが続いた。雇用については、有効求人倍率が0.9倍台で推移するなど厳しい状況が続いた。倒産件数は、資金繰り支援により減少した。

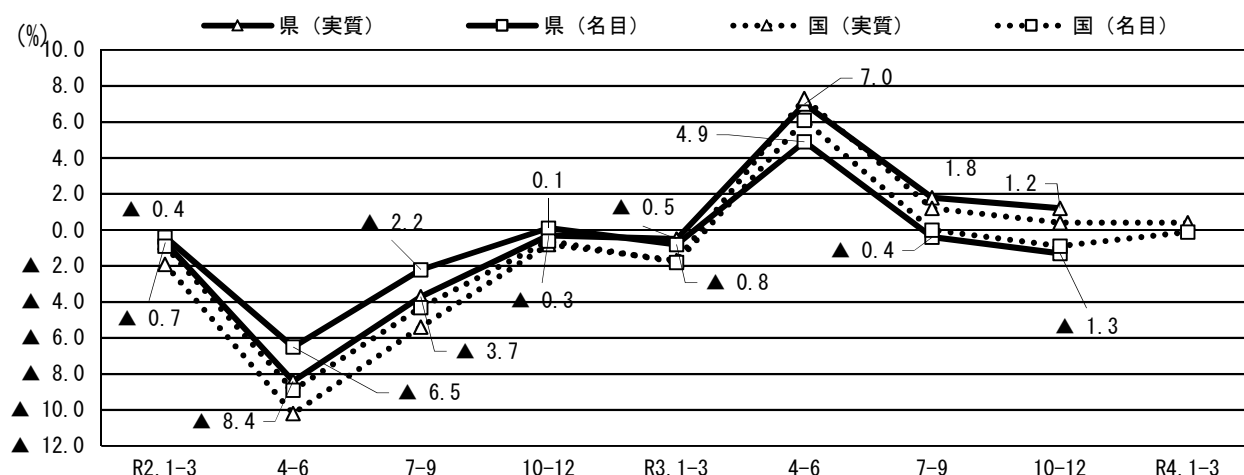
足もとでは、輸出は増加が続く一方、生産は一進一退の動きとなっている。また、円安の進行やウクライナ情勢、中国のゼロコロナ政策によるサプライチェーンの混乱、原油価格などの物価の高騰などにより先行き不透明感が強まっている。

(1) GDP及び業況

本県の四半期別GDPは、名目、実質ともに3年4～6月期に7期ぶりに対前年でプラスに転じた（図表14）。

企業の業況判断は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況等とともに、昨年末に改善した後、足もとでは悪化している（図表15）。

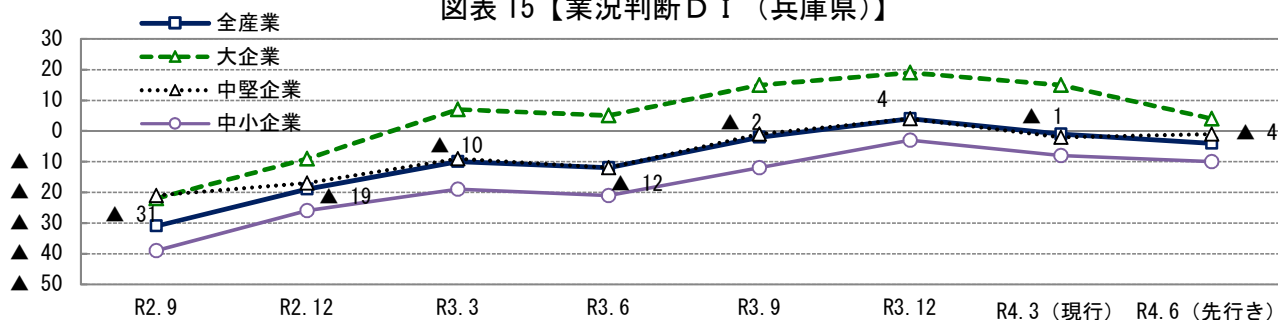
図表14【四半期別GDP成長率（兵庫県）】



	R2.1-3	4-6	7-9	10-12	R3.1-3	4-6	7-9	10-12	R4.1-3
県(実質)	▲ 0.7	▲ 8.4	▲ 3.7	▲ 0.3	▲ 0.5	7.0	1.8	1.2	—
県(名目)	▲ 0.4	▲ 6.5	▲ 2.2	0.1	▲ 0.8	4.9	▲ 0.4	▲ 1.3	—
国(実質)	▲ 1.9	▲ 10.2	▲ 5.4	▲ 0.8	▲ 1.7	7.3	1.2	0.4	0.4
国(名目)	▲ 0.9	▲ 8.9	▲ 4.3	▲ 0.6	▲ 1.8	6.1	0.0	▲ 0.9	▲ 0.1

(資料：内閣府「四半期別GDP速報」、県統計課「四半期別兵庫県内GDP速報」)

図表15【業況判断DI（兵庫県）】

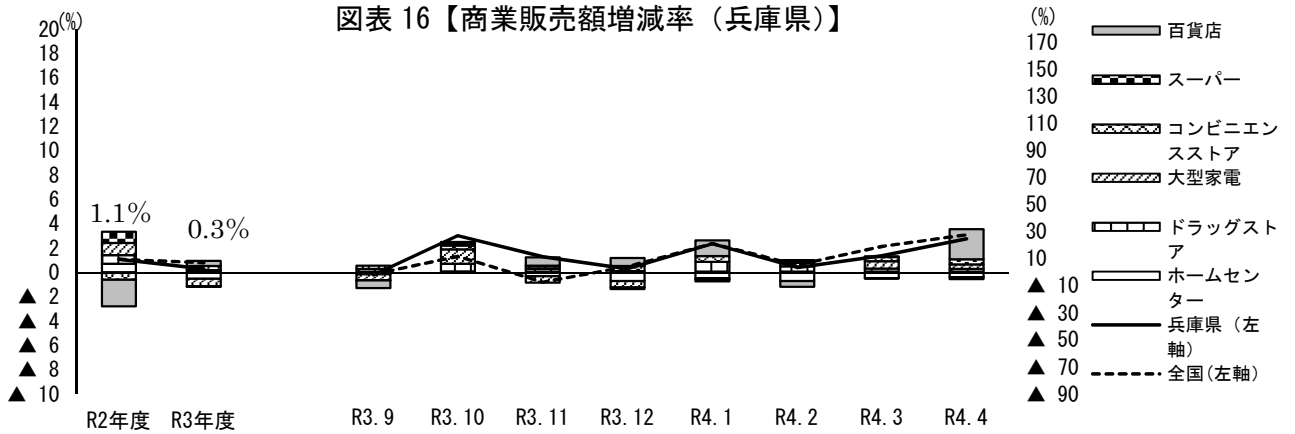


(資料：日本銀行神戸支店「県内企業短期経済観測調査」)

(2) 需要

① 商業販売

3年度の商業販売は、全体として横ばいで推移した。足もとでは新型コロナウイルス感染症の影響が和らぐもとで、百貨店をはじめ、全体として持ち直しの動きとなっている（図表16）。



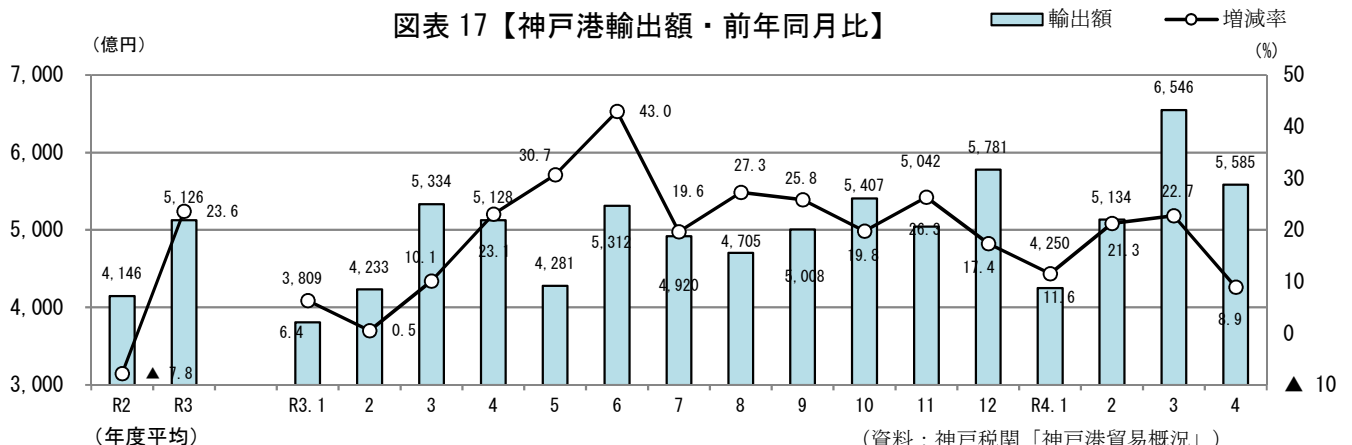
(単位：億円、%)

		R2年度	R3年度	R3.9	R3.10	R3.11	R3.12	R4.1	R4.2	R4.3	R4.4
百貨店	販売額	1,828	1,895	138	167	181	253	164	136	174	156
	前年度比	▲ 19.6	3.7	▲ 5.6	1.4	6.2	5.8	11.7	▲ 4.4	▲ 0.3	22.3
	前々年度比	▲ 23.1	▲ 16.6	▲ 34.2	0.9	▲ 5.7	▲ 7.2	▲ 16.6	▲ 14.0	18.8	194.4
スーパー	販売額	6,246	6,236	498	509	509	616	512	470	507	494
	前年度比	8.4	▲ 0.2	▲ 0.1	1.3	0.5	▲ 1.0	▲ 1.2	0.3	0.6	▲ 1.4
	前々年度比	8.8	8.2	1.9	14.8	8.7	7.2	10.7	4.8	▲ 2.8	▲ 1.4
コンビニエンスストア	販売額	3,999	4,125	355	347	334	367	335	306	352	346
	前年度比	▲ 5.3	3.2	2.5	2.9	1.7	3.8	4.2	1.5	3.1	3.7
	前々年度比	▲ 4.1	▲ 2.4	▲ 0.1	▲ 2.7	▲ 3.4	▲ 0.9	▲ 0.2	▲ 4.5	6.6	11.2
大型家電	販売額	1,885	1,782	141	132	137	187	159	132	176	130
	前年度比	9.0	▲ 5.5	▲ 4.3	10.7	▲ 4.7	▲ 4.8	▲ 1.2	2.6	5.4	3.4
	前々年度比	11.6	3.1	▲ 29.8	38.9	15.1	7.3	14.1	7.2	16.3	11.9
ドラッグストア	販売額	2,604	2,647	212	219	212	242	223	205	221	221
	前年度比	6.2	1.7	2.6	5.8	2.8	1.1	7.9	4.6	2.9	2.6
	前々年度比	0.2	1.6	▲ 13.1	16.6	5.5	0.6	5.6	▲ 3.9	▲ 5.6	▲ 2.7
ホームセンター	販売額	1,397	1,331	107	111	108	129	95	87	103	115
	前年度比	6.6	▲ 4.7	▲ 1.4	0.6	▲ 2.7	▲ 6.3	▲ 4.1	▲ 6.2	▲ 4.1	▲ 3.5
	前々年度比	12.6	12.6	▲ 7.6	23.0	12.1	9.9	14.6	▲ 4.6	0.3	▲ 0.6
合計	販売額	17,960	18,016	1,452	1,485	1,482	1,793	1,488	1,336	1,532	1,463
	前年度比	1.1	0.3	▲ 0.2	3.0	1.3	0.3	2.4	0.4	1.4	2.8
	前々年度比	2.1	1.5	▲ 9.7	11.3	4.6	3.1	4.9	▲ 1.5	3.7	10.6

(資料：経済産業省「商業動態統計」)

② 輸出

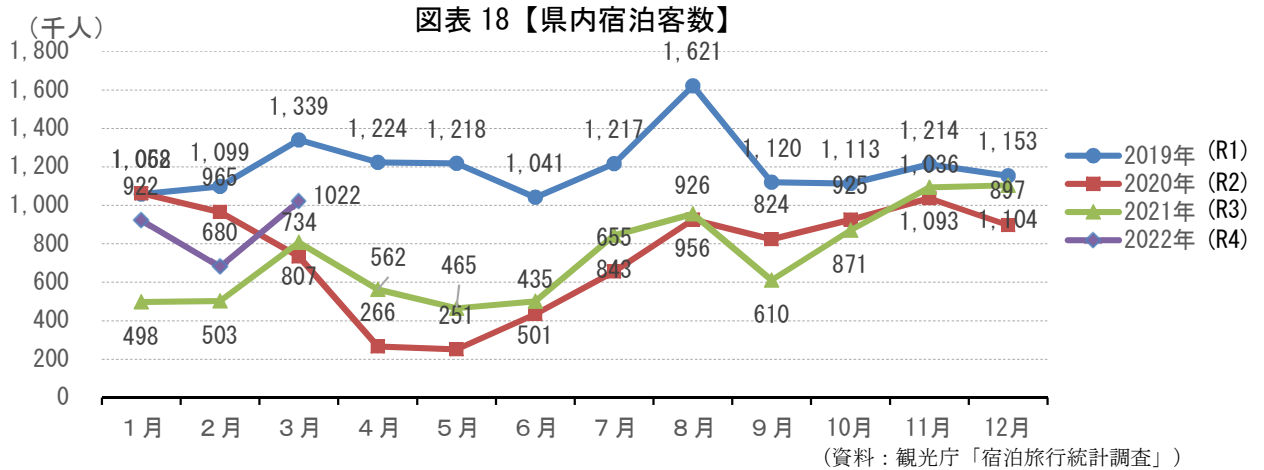
神戸港の輸出は、3年度の輸出額が対前年度比23.6%増と持ち直した。足もとではアジアや欧米向けなどで増加している（図表17）。



(資料：神戸税関「神戸港貿易概況」)

③ 県内宿泊者数

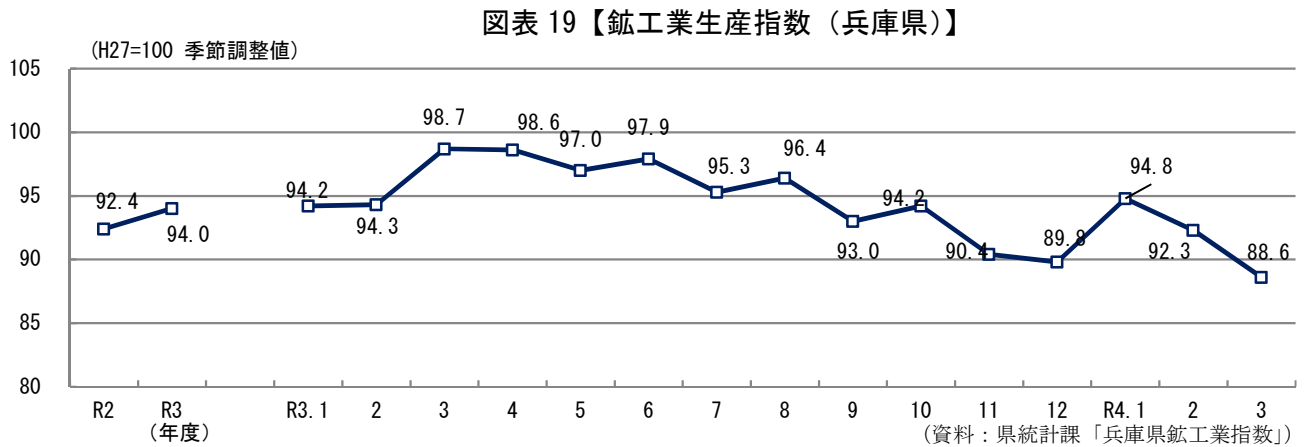
緊急事態宣言が発令された3年4、5月は大きく落ち込んだが、その後回復が進んだ。今年に入り、再びオミクロン株の流行の影響により減少したが、その後持ち直しつつある（図表18）。



(3) 企業活動

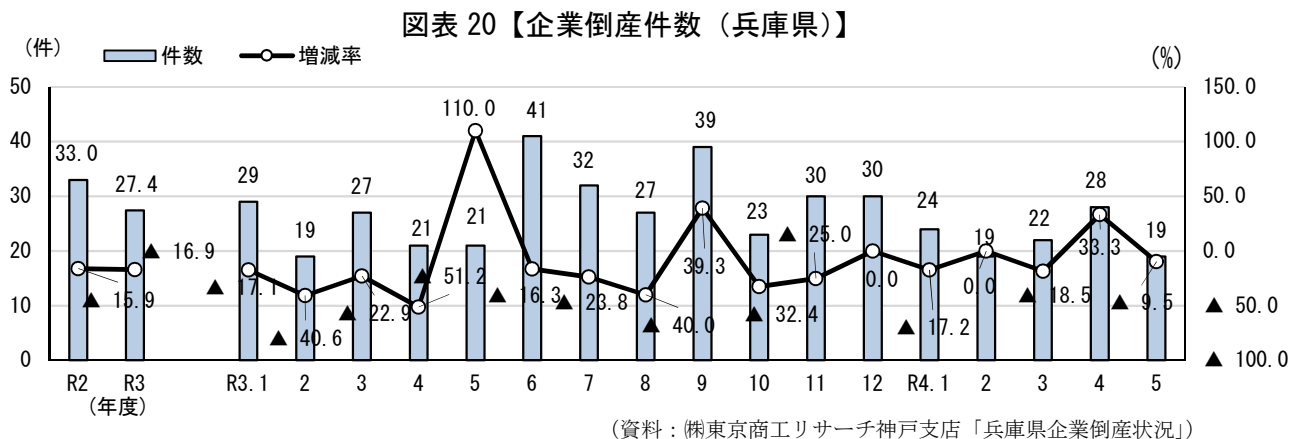
① 生産

生産は、3年度の鉱工業生産指数が対前年度比増加したものの、足もとでは一進一退の動きとなっている。（図表19）。



② 倒産

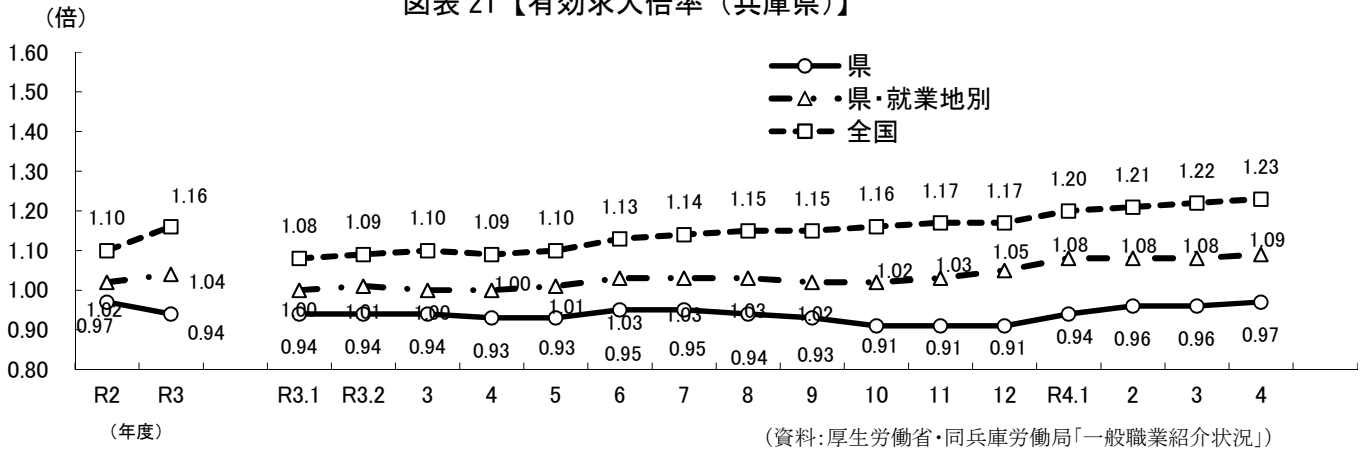
3年度の県内企業倒産は329件（月平均27.4件）と前年度比減となった。足もとでは概ね20件前後で推移している（図表20）。



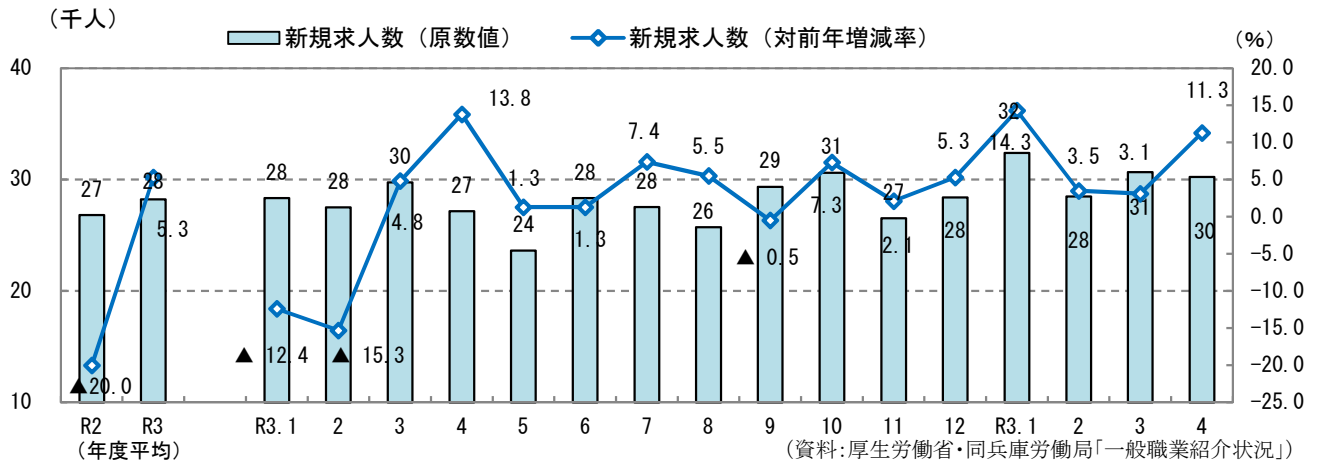
(4) 雇用

3年度の有効求人倍率は0.94倍と前年度0.97倍から低下した。足もとでは0.9倍台で推移している（図表21）。3年度の新規求人数は前年度比増となった。足もとでは7か月連続で前年同月を上回っている（図表22）。職種別の有効求人倍率は建設業、医療福祉、サービス業で高い水準にある一方、事務職が0.32倍となるなど職種間で幅が生じている（図表23）。

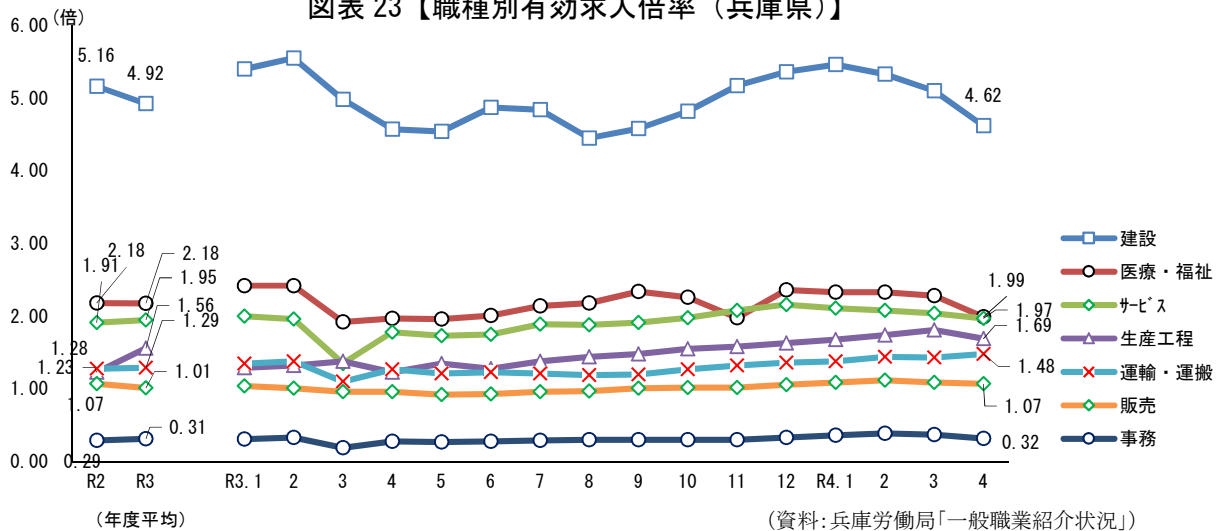
図表 21【有効求人倍率（兵庫県）】



図表 22【新規求人数・前年同月比（兵庫県）】



図表 23【職種別有効求人倍率（兵庫県）】



(参考1) 原油価格高騰等への対策

先の6月議会で議決された原油価格高騰等への対策も参考に記します。

1 原油価格高騰等の影響を踏まえた事業者の経済活動の支援

(ア) 企業等の事業継続支援

事業名及び概要		予算額																			
<p>○ (新) 原油価格・物価高騰対策一時支援金の支給</p> <p>原油価格等の高騰を受け経営が逼迫する中小法人・個人事業主等を支援するため、一時支援金を支給</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> <tr> <th>対象業種</th> <th colspan="2">全業種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">支給対象</td> <td colspan="2">①事業復活支援金(国制度)の受給者</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②経営円滑化貸付(原油価格対策、原材料価格・エネルギーコスト対策)の利用者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">支給額</td> <td>・①のうち売上減少率が50%以上の者</td> <td>・①のうち、売上減少率が30%以上50%未満の者</td> </tr> <tr> <td>・②の者</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>中小法人 30万円 個人事業主 15万円</td> <td>中小法人 20万円 個人事業主 10万円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	内容		対象業種	全業種		支給対象	①事業復活支援金(国制度)の受給者		②経営円滑化貸付(原油価格対策、原材料価格・エネルギーコスト対策)の利用者		支給額	・①のうち売上減少率が50%以上の者	・①のうち、売上減少率が30%以上50%未満の者	・②の者			中小法人 30万円 個人事業主 15万円	中小法人 20万円 個人事業主 10万円	9,632,000 千円
区分	内容																				
対象業種	全業種																				
支給対象	①事業復活支援金(国制度)の受給者																				
	②経営円滑化貸付(原油価格対策、原材料価格・エネルギーコスト対策)の利用者																				
支給額	・①のうち売上減少率が50%以上の者	・①のうち、売上減少率が30%以上50%未満の者																			
	・②の者																				
	中小法人 30万円 個人事業主 15万円	中小法人 20万円 個人事業主 10万円																			
<p>○ 原油価格高騰関連中小企業への資金繰り支援</p> <p>原油価格高騰による原油仕入価格や原材料調達コスト増加の影響を受ける中小企業者の資金繰り支援として、経営円滑化貸付の融資申込み要件の弾力的運用を実施</p>		— (既定融資枠対応)																			
<p>○ 中小企業への運転資金支援</p> <p>セーフティネット保証4号の指定期間が延長されることから、経営活性化資金と借換等貸付の融資実行期限をR4.6月末からR4.10月末まで延長</p>		— (既定融資枠対応)																			

(イ) 省エネ化・新事業展開への支援

事業名及び概要		予算額
<p>○ 中小企業等における事業再構築の支援</p> <p>原油価格等の高騰に対応するために実施する省エネ設備の導入によるビジネスモデル転換等のための特別枠を創設 (事業費に応じて、35万円、50万円、75万円の定額補助)</p>		106,000 千円
<p>○ 中小企業等におけるサイバーセキュリティ対策の強化</p> <p>国・県警・関係団体等が実施する既存の各種施策に繋ぐための意識啓発を実施 (PR動画、チラシ作成等)</p>		5,000 千円

(参考2)

○新型コロナウイルス対策資金融資累計実績（令和4年6月10日時点（速報値））

（単位：百万円）

資金名	実施期間	融資利率 (保証料率)	融資件数	融資金額
① 新型コロナウイルス 対策貸付	R2. 2. 25～ R4. 10. 31 (※1)	0. 7% (0. 8% ※2)	4, 262	76, 019
② 経営活性化資金	R2. 3. 16～ R4. 10. 31 (※1)	金融機関所定 (0. 8% ※2)	2, 084	51, 261
③ 借換等貸付		0. 7% (0. 8% ※2)	351	9, 475
④ 新型コロナウイルス 危機対応貸付	R2. 3. 16～ R3. 12. 31	0. 7% (0. 8%)	2, 080	57, 895
⑤ 新型コロナウイルス 感染症対応資金 (無利子・無保証料)	R2. 5. 1～ R3. 5. 31	当初3年 0% 4年目以降0. 7% (最大0. 0%)	58, 532	1, 005, 838
⑥ 新型コロナウイルス 感染症保証料応援貸付	R2. 6. 22～ R3. 5. 31	0. 7% (0. 0%)	4, 047	104, 620
⑦ 伴走型経営支援特別 貸付	R3. 4. 1～ R5. 3. 31	0. 9% (0. 2% ※3)	800	15, 409
計			72, 156	1, 320, 517

(※1) 実施期間の終期については、SN保証4号の指定期間延長に合わせて延長

SN保証4号の指定期間終了とともに終了予定

(※2) SN保証を利用する場合（一般保証を利用する場合：第5区分で1.15%）

(※3) SN保証を利用する場合（一般保証を利用する場合：第5区分で0.60%）

(参考3)

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給状況

令和4年5月20日見込

1. 飲食店向け協力金（本申請）

（単位：百万円）

区分	要請期間	対象	単価 (1日あたり)	申請受付期間	要請	申請件数	支払件数 (支給割合)	支払金額
1期	1/12～1/13	4市	4万円	2/8～3/8 (8/31まで延長)	県による要請 緊急事態宣言	27,416	27,416 (100.0%)	37,901
	1/14～2/7	全県	6万円					
2期	2/8～2/28	全県	6万円	4/1～5/31 (8/31まで延長)	緊急事態宣言	27,235	27,235 (100.0%)	48,722
	3/1～3/7		4万円					
	3/8～3/31	4市			県による要請			
3期	4/1～4/4	12市6町	4万円	5/25～6/30 (8/31まで延長)	県による要請	22,896	22,896 (100.0%)	21,639
	4/5～4/21	4市	中小企業：4万円～10万円		まん延防止等 重点措置			
			大企業：1千円～20万円					
		8市6町	4万円		県による要請			
	4/22～4/24	9市1町	中小企業：4万円～10万円		まん延防止等 重点措置			
			大企業：1千円～20万円					
3市5町		中小企業：2.5万円～7.5万円 大企業：1千円～20万円	県による要請					
4期	4/25～5/31	全県	中小企業：4万円～10万円	6/1～6/30 (8/31まで延長)	緊急事態宣言	28,317	28,317 (100.0%)	43,692
			大企業：1千円～20万円					
5期	6/1～6/20	全県	中小企業：4万円～10万円	7/12～8/31	緊急事態宣言	27,817	27,815 (99.9%)	42,910
			大企業：1千円～20万円					
	6/21～7/11	12市3町	中小企業：3万円～10万円 大企業：1千円～20万円		まん延防止等 重点措置			
		17市9町	中小企業：2.5万円～7.5万円 大企業：1千円～20万円		県による要請			
	6期	7/12～7/31	9市1町		中小企業：2.5万円～7.5万円			
大企業：1千円～20万円								
20市11町			2万円					
8/1		12市3町	中小企業：2.5万円～7.5万円					
			大企業：1千円～20万円					
		17市9町	2万円					
7期	8/2～8/15	12市3町	中小企業：3.5万円～10万円	8/30～9/30 (11/19～12/3 まで延長)	まん延防止等 重点措置	26,794	26,792 (99.9%)	29,952
			大企業：1千円～20万円					
		17市9町	中小企業：2.5万円～7.5万円 大企業：1千円～20万円		県による要請			
	8/16～8/19	26市10町	中小企業：3.5万円～10万円		まん延防止等 重点措置			
			大企業：1千円～20万円					
		3市2町	中小企業：2.5万円～7.5万円 大企業：1千円～20万円		県による要請			
8期	8/20～9/30	全県	中小企業：4万円～10万円	10/8～11/12 (11/19～12/3 まで延長)	緊急事態宣言	28,056	28,055 (99.9%)	48,077
			大企業：1千円～20万円					

区分	要請期間	対象	単価 (1日あたり)	申請受付期間	要請	申請件数	支払件数 (支給割合)	支払金額
9期	10/1～10/21	全県	中小企業：2.5万円～7.5万円	10/28～12/3	県による要請	23,605	23,602 (99.9%)	13,100
			大企業：1千円～20万円					
10期	1/27～3/6	全県	中小企業： (認証店)2.5万円～7.5万円 (非認証店等)3万円～10万円	3/7～4/15	まん延防止等 重点措置	26,301	22,128 (84.1%)	26,895
			大企業：1千円～20万円					
11期	3/7～3/21	全県	中小企業： (認証店)2.5万円～7.5万円 (非認証店等)3万円～10万円	3/31～5/20	まん延防止等 重点措置	19,530	3,833 (19.6%)	1,519
			大企業：1千円～20万円					

2. 飲食店向け協力金（早期支給）

（単位：百万円）

区分	要請期間	単価 (1日あたり)	申請受付期間	申請件数	支払件数 (支給割合)	支払金額
7期	8/2～8/19	まん延防止等重点措置区域：一律52.5万円 上記以外：一律37.5万円	8/11～8/19	1,321	1,321 (100.0%)	670
8期	8/20～9/12	一律48万円	8/26～9/10	970	970 (100.0%)	466
	9/13～9/30	一律36万円	9/17～9/28	846	846 (100.0%)	305
9期	10/1～10/21	一律25万円	10/5～10/18	788	788 (100.0%)	197

3. 大規模施設・テナント事業者向け協力金

（単位：百万円）

要請期間	対象	単価 (1日あたり)	申請受付期間	要請	申請件数	支払件数 (支給割合)	支払金額
4/25～6/20	全県	下記のとおり	6/21～8/31	緊急事態宣言	2,876	2,876 (100.0%)	7,958
8/20～9/30	全県	下記のとおり	10/1～10/29 (11/15まで延長)	緊急事態宣言	1,031	1,031 (100.0%)	706

<大規模施設・テナント事業者向け協力金 単価計算方法>

【休業分】

大規模施設：基本額/日=A+B+C

A:自己利用部分の休業面積(1,000㎡を1単位)×20万円/日
B:テナント店舗及び特定百貨店店舗等の数×2千円/日(10以上の店舗がある場合)
C:特定百貨店店舗の数×2万円/日

テナント等：基本額/日=休業面積(100㎡を1単位)×2万円/日

【時短分】

国の基準に基づく協力金(上記に基づき算出した基本額に
「本来の営業終了時間ー20時/本来の営業時間」を乗じた額)を支給

※いずれの協力金も、件数は不支給決定・申請取下を除く

(参考4)

一時支援金（飲食店等、中小法人・個人事業主等）の支給状況

1 支給状況

飲食店等、中小法人・個人事業主等ともに支給完了

区分	受付 累計件数	不支給 件数	給付対象 件数	審査済件数 累計		残件数	支給済件数		支給額 (百万円)
	ア (件)	イ (件)	ウ(ア-イ) (件)	エ (件)	エ/ウ (%)	ウ-エ (件)	オ (件)	オ/ウ (%)	
飲食店	22,617	343	22,274	22,274	100.0%	0	22,274	100.0%	2,227
中小法人等	20,888	877	20,011	20,011	100.0%	0	20,011	100.0%	2,698
合計	43,505	1,220	42,285	42,285	100.0%	0	42,285	100.0%	4,925

(参考)

(1) 支給対象

飲食店等	中小法人・個人事業主等
兵庫県新型コロナ対策適正店認証制度による認証を受けた飲食店等	国の月次支援金を受給した 中小法人等、個人事業主 (R3.4~10月いずれか1月の売上が、 前(々)年の同月比50%以上減少)

(2) 支給額

飲食店等	中小法人・個人事業主等
10万円/1店舗	中小法人等：20万円 個人事業主：10万円

(3) 申請受付期間

令和4年1月17日(月)※ ~ 令和4年2月28日(月)

※中小法人・個人事業主等は1月20日(木)から

(参考5)

ひょうご経済・雇用活性化プラン（2019～2023年度）概要

(1) プランの意義

- ・ 産業・雇用分野での県政運営の基本的考え方及び施策の方向を示し、国・市町と連携して推進を図る。
- ・ 県民、企業・事業者、大学・研究機関、地域金融機関、産業雇用団体・支援機関が、それぞれの役割を果たしつつ、協働して推進を図っていくための共有のシナリオとする。

(2) プランの位置づけ

- ・ 平成30年10月にとりまとめた新たな兵庫づくりの基本方針である「兵庫2030年の展望」に基づき、産業・雇用施策の強化に取り組み、2030年の姿の実現につなげる。
- ・ 中小企業の振興に関する部分を、中小企業振興条例第9条第1項に規定される計画とする。

(3) 強化策3本柱の展開

「新たな時代を拓くすこやかな兵庫経済」の構築を目指し、①産業、②人材、③交流の3本柱を軸とした強化策に取り組む。なお、PDCAサイクルにより評価・検証を行い、次年度の新規・拡充施策に反映する。

I 稼ぐ力を持つ産業

- プロジェクト1 世界をリードする技術基盤とサプライチェーンを生かした次世代成長産業の集積
- プロジェクト2 地域社会に根ざした地場産業、商店街、サービス業、農林水産業等の地域産業の持続・高付加価値化
- プロジェクト3 技術革新・地域資源を活用し、新たなニーズを捉える新産業・新事業の創出

II 環境変化に対応し、挑戦する人材

- プロジェクト4 未来の担い手、技術革新を担う人材の呼び込みによる、兵庫の飛躍に向けた働き手の確保
- プロジェクト5 一人ひとりが、自らの状況に応じて働きやすい環境づくり
- プロジェクト6 人生100年時代と技術変化の加速に応じた切れ目ない学び直し場による、生涯現役の産業人材育成

III 地域の魅力で沸き起こる交流

- プロジェクト7 多文化共生の先進地としての強みを生かし、海外の成長活力を捉える国際交流の推進
- プロジェクト8 自然、文化、スポーツなど五感を織りなす多様で豊かな地域資源を生かした誘客の拡大
- プロジェクト9 だれもが安心・快適に兵庫を体験・滞在し楽しめるツーリズム推進の体制づくり